

平成28年度版

熊本県男女共同参画年次報告書

熊本県

# はじめに

---

日本社会が、人口減少や少子高齢化、家族や地域社会の多様化、経済活動の成熟化やグローバル化など急速に変化する中、政府は、女性の活躍を主要施策として位置付け、働きやすい職場環境の整備や制度の見直し等の取組を進めています。昨年9月には、女性がそれぞれの希望に沿った働き方ができ、その個性と能力が十分に発揮されるために、採用・昇進等の機会の積極的な提供や、仕事と家庭の両立に向けた環境整備などを基本原則とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。

このような動きの中、本県では国に先駆けて、産学官などの連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議」を設置するとともに、『熊本が変わる』ため、『企業、女性・男性、社会が“変わる”』という視点で、会議参加団体が連携して取り組む施策・事業等をまとめた「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を都道府県で初めて策定し、経済・労働分野における女性の社会参画の加速化に取り組んでいます。

また、県では、平成13年に「熊本県男女共同参画推進条例」を制定し、「熊本県男女共同参画計画」を策定しています。現在は第4次計画に基づき、様々な分野における男女共同参画を推進しているところです。

さらには、県内全市町村において、男女共同参画計画が策定され、着実な施策の実施及び住民による主体的な活動等が行われています。

その結果、固定的な性別による役割分担に同感しない県民の割合が持続的に増加する等、本県における男女共同参画社会づくりは着実に進展しています。

一方、政策・方針決定過程への女性の参画や女性の継続就業、男性の長時間労働などの働き方の見直し等、まだ多くの課題が残されているほか、本年4月に発生し、多くの被害をもたらした熊本地震においても、避難所運営等で、男女共同参画の視点が不十分である事例も見られました。

この年次報告書は、熊本県男女共同参画推進条例に基づき、本県の男女共同参画の推進状況を取りまとめたものです。特に本年度は、平成27年度をもって計画期間が終了した第3次熊本県男女共同参画計画の総括を取りまとめております。本書が、本県の男女共同参画社会づくりにおける状況や関連施策についての理解と関心を深めていただくきっかけになるとともに、今後、様々な分野での取組の一助になれば幸いです。

最後に、本書をまとめるにあたり、内容を全般にわたり御審議をいただきました熊本県男女共同参画審議会の委員の皆様に心から御礼を申し上げます。

平成28年12月

熊本県環境生活部長 田代 裕信

---

# 目次

## 第1章 熊本県における男女共同参画社会づくりの状況

○熊本県における男女共同参画行政の流れ	1
○第3次熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと21）の体系	2

### 第1 熊本県の人口・人口構成等

1 熊本県の人口	
(1) 総人口	3
2 熊本県の人口構成	
(1) 男女別人口	4
(2) 年齢別人口	4
(3) 高齢化率	5
(4) 合計特殊出生率	5
3 熊本県における結婚・離婚	
(1) 平均初婚年齢	6
(2) 婚姻率・離婚率・未婚率	6

### 第2 熊本県男女共同参画計画の5つの重点目標ごとの現状

#### I 男女共同参画の視点に立った意識の改革

1 県民の男女共同参画に対する意識	
(1) 男女の地位の平等感	8
(2) 固定的性別役割分担意識	9
(3) 仕事と家庭・地域生活の両立（理想と現実）	11
(4) 「男女共同参画社会」に関する用語の周知度	11
2 教育における状況	
(1) 大学等進学率	12
(2) 男女混合名簿（出席簿）の使用状況	12
(3) 男女共同参画を校内研修のテーマに採用した学校数	13
トピック①『男女共同参画社会』をめざしましょう！！	
～「男女平等」と「男女共同参画」、「参加」と「参画」は違う！？～	13

#### II 人権の尊重と健康に配慮した社会づくり

1 女性に対する暴力の状況	
(1) DV（ドメスティック・バイオレンス）	14
(2) ストーカー・性犯罪	16
(3) セクシュアル・ハラスメント	16
2 男性、子どもの状況	
(1) 自殺者の推移	17
(2) 児童虐待相談件数の推移	18
3 女性の健康の状況	
(1) 人工妊娠中絶件数・実施率	18
(2) 子宮がん（子宮頸がん）、乳がんの検診受診率・死亡率	19
トピック②育児・介護休業法が改正されます！！	
～ダブルケアの負担感軽減につながるか～	20
(3) 母性保護制度の規定率	21

#### III さまざまな分野における男女共同参画の推進

1 政策・方針決定の場における状況	
(1) 女性の地位向上に関する考え方	22
(2) 審議会等委員に占める女性の割合	23
(3) 熊本県庁における女性の参画状況	24

(4) 市町村における女性の参画状況	25
(5) 教育分野における女性の参画状況	25
(6) 政治における女性の参画状況	27
(7) 県内事業所における管理職に占める女性の割合	27
(8) 大学・短期大学等の教員における女性の参画状況	28
2 就業・雇用分野における状況	
(1) 雇用者に占める女性の割合	28
(2) 労働者の雇用形態	29
(3) 男女別所定内給与	29
(4) 男女別勤続年数	30
トピック③多様な働き方・暮らし方～働き方を見直しましょう～	31
3 農林水産業における状況	
(1) 農林水産業における女性の参画状況	32
4 地域における状況	
(1) 地域活動における女性の参画状況	33
<b>IV 仕事と生活の調和が図れる環境づくり</b>	
1 仕事と生活の両立の状況	
(1) 夫婦の生活時間	34
(2) 県内事業所の状況	35
(3) 育児休業、介護休業	37
(4) 子育て支援	37
トピック④男女共同参画の視点からの避難所運営について	38
<b>V 推進体制の充実・連携強化</b>	
1 市町村の取組状況	
(1) 推進体制の整備状況	39
2 県民、N P O等との協働による取組状況	
(1) 男女共同参画社会をめざす団体数	40
3 国際的な状況	
(1) 日本の女性の参画状況	41

## 第2章 熊本県が実施した男女共同参画施策の実施状況（平成27年度）

I 施策評価について	42
参考：「第3次熊本県男女共同参画計画」体系図	44
<b>II 重点目標別施策の実施状況</b>	
1 男女共同参画の視点に立った意識の改革	45
2 人権の尊重と健康に配慮した社会づくり	46
3 さまざまな分野における男女共同参画の推進	47
4 仕事と生活の調和が図れる環境づくり	49
5 推進体制の充実・連携強化	50
<b>III 平成27年度 男女共同参画施策一覧</b>	51

## 第3章 市町村・男女共同参画社会をめざす団体・事業所の取組状況

1 市町村の取組状況	55
2 男女共同参画社会をめざす主な団体	59
3 熊本県男女共同参画推進事業者表彰	61

参考「第4次熊本県男女共同参画計画」概要

# 第1章

## 熊本県における男女共同参画社会づくりの状況

男女共同参画社会とは、性別にかかわりなく、すべての人が個性と能力を発揮できる社会であり、そのような社会を実現するためには、幅広い分野にまたがる様々な課題を一つ一つ解決していくかなければなりません。

ここでは、第3次熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと21）の体系に基づき、様々な統計を用いながらその進捗状況を明らかにし、現状における課題を抽出します。

○熊本県における男女共同参画行政の流れ ······ 1

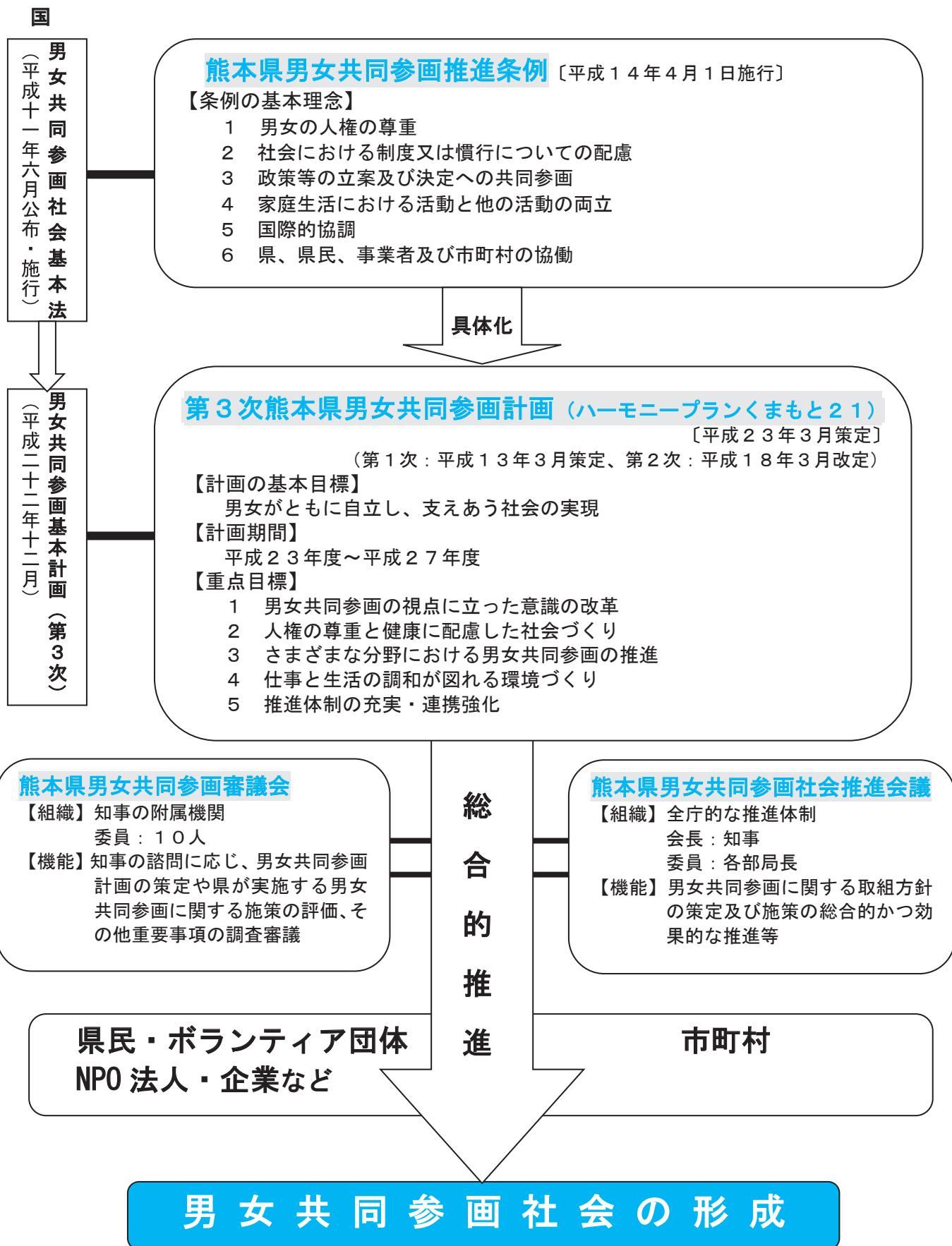
○第3次熊本県男女共同参画計画  
(ハーモニープランくまもと21) の体系 ······ 2

第1 熊本県の人口・人口構成等 ······ 3

第2 熊本県男女共同参画計画の5つの重点目標ごとの現状

- I 男女共同参画の視点に立った意識の改革 ······ 8
- II 人権の尊重と健康に配慮した社会づくり ······ 14
- III さまざまな分野における男女共同参画の推進 ······ 22
- IV 仕事と生活の調和が図れる環境づくり ······ 34
- V 推進体制の充実・連携強化 ······ 39

# 熊本県における男女共同参画行政の流れ



# 第3次熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと21）の体系

## 6つの基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調
- ⑥県、県民、事業者及び市町村の協働

## 重点目標

### 1 男女共同参画の視点に立った意識の改革

- (1) 意識改革に向けた広報・啓発の推進
- (2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

### 2 人権の尊重と健康に配慮した社会づくり

- (1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- (2) 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進
- (3) 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
- (4) 生涯を通じた女性の健康支援

### 3 さまざまな分野における男女共同参画の推進

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (2) 就業・雇用分野における男女共同参画の実現
- (3) 農山漁村における男女共同参画の推進
- (4) 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

### 4 仕事と生活の調和が図れる環境づくり

- (1) 仕事と家庭・地域生活の両立支援

### 5 推進体制の充実・連携強化

- (1) 県、市町村の推進体制の強化
- (2) 県民やNPO等との協働による取組の推進
- (3) 国際的協調の推進

基本目標

男女がともに自立し、支えあう社会の実現

# 第1 熊本県の人口・人口構成等

我が国的人口は年々減少傾向にある。本県においても、今後長期的に人口減少と年齢構成の変化が続くと予測されており、家族形態や地域社会が変化していくことが確実視されている。ここでは、熊本県の人口、人口構成等についてみていく。

## ポイント

- 1 本県では人口減少が進んでいく中で、長期的には労働力不足の深刻化が予想されるが、地域の活力を維持していくには、女性や高齢者の就業機会の拡大、能力活用が重要な課題となっている。
- 2 少子化の一因である晩婚化及び未婚化が男女ともに進む中、平成27年の本県の合計特殊出生率は、前年よりやや増加し1.68であった（全国5位）。出生率の向上につなげるために、子どもを産みやすく、育てやすい環境をつくる更なる取組が必要である。

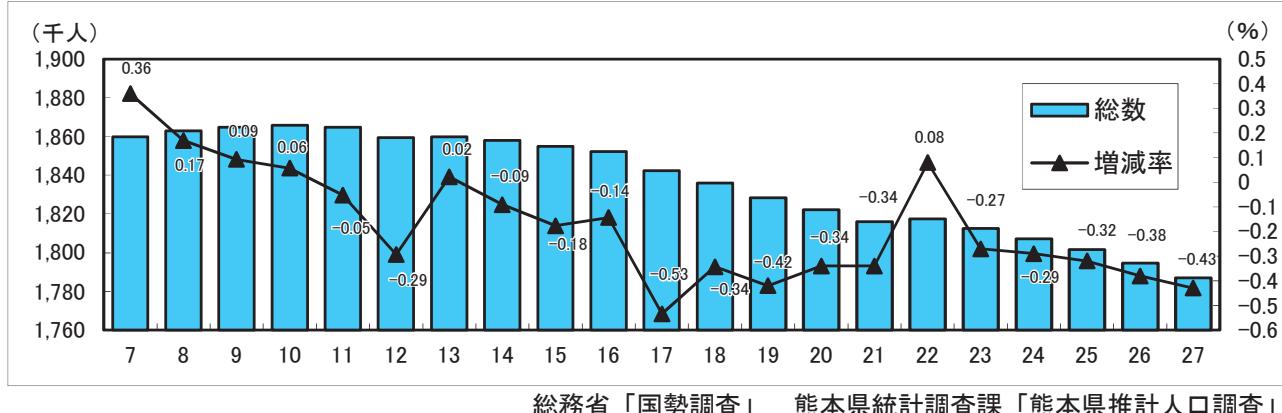
## 1 熊本県の人口

### （1）総人口

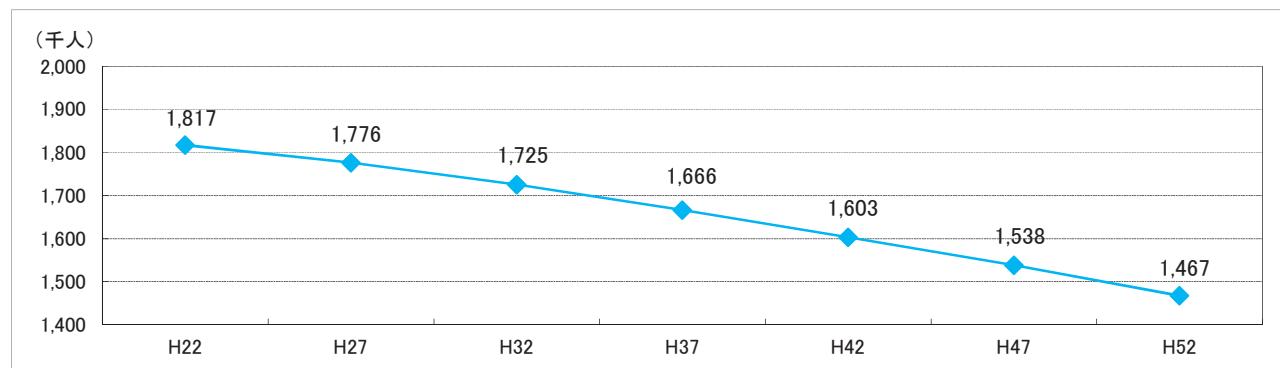
#### ●人口減少は今後さらに加速

本県の総人口は、平成27年10月1日現在、約178万7千人で、前年（約179万5千人）に比べ、約8千人減少（▲0.43%）した（図表1）。今後も減少傾向は続き、本県の総人口は、平成52年には約147万人になると見込まれている（図表2）。

図表1 熊本県の人口の推移



図表2 熊本県の将来人口の推移



国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（H25.3月推計）」の出生中位・死亡中位推計人口

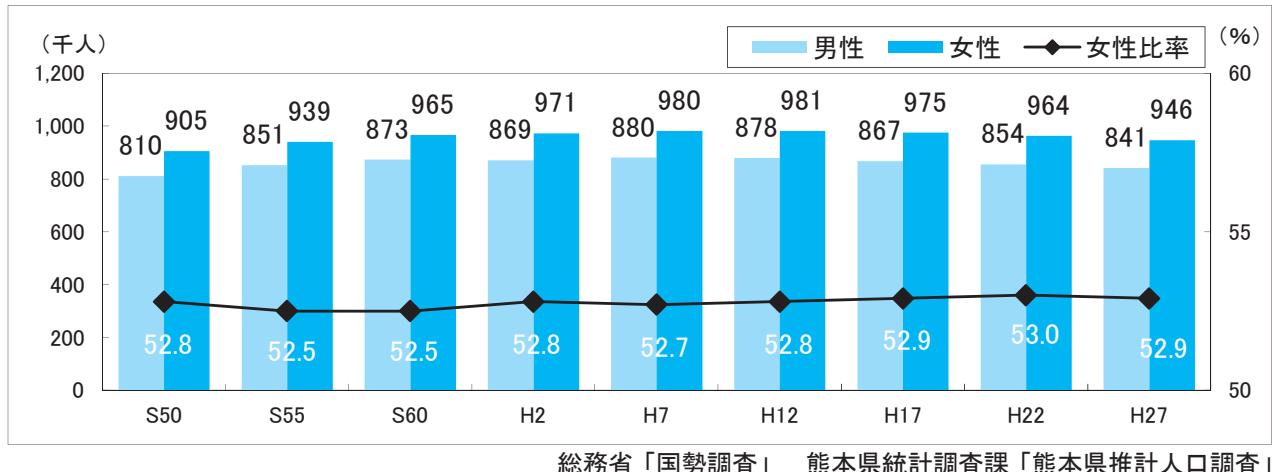
## 2 熊本県の人口構成

### (1) 男女別人口

#### ●男女構成比の女性の割合は52%~53%台で推移

本県の男女構成比をみると、ここ40年、男性より女性が多い状態で推移している（図表3）。

図表3 熊本県の男女別人口の推移

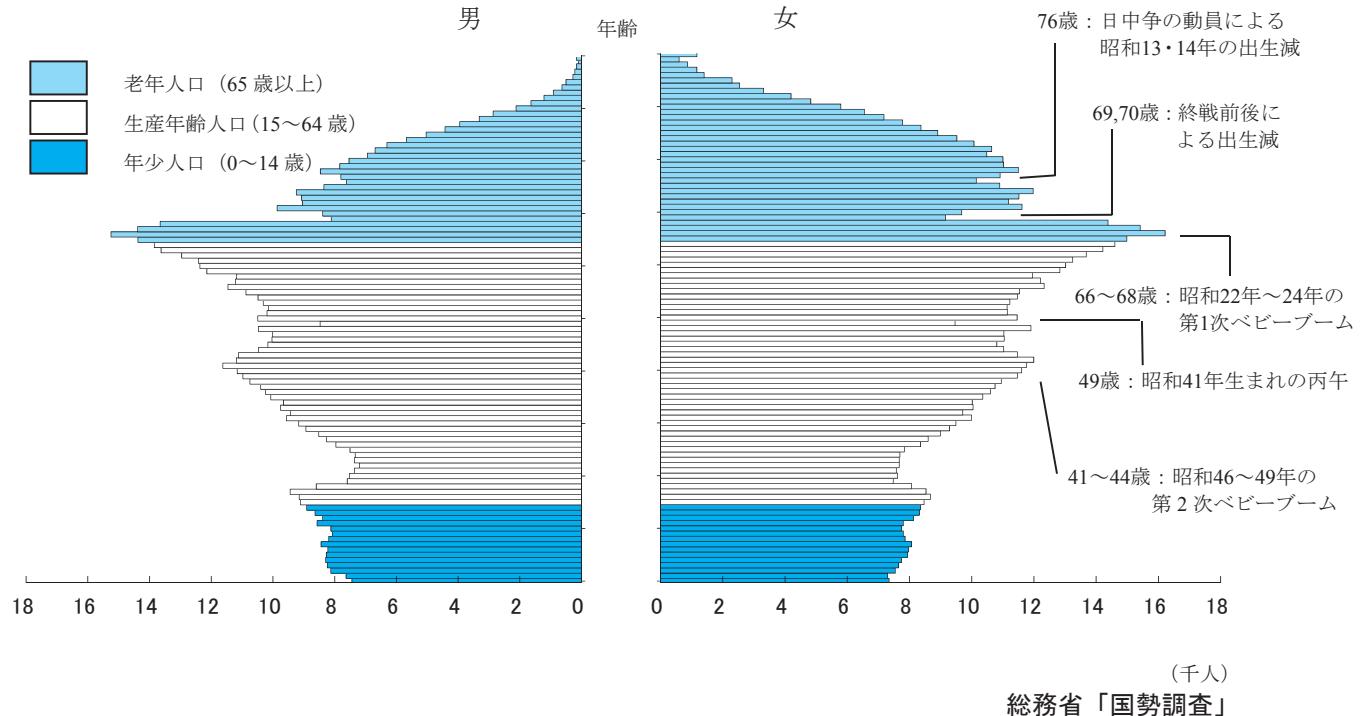


### (2) 年齢別人口

#### ●年少人口、生産年齢人口は減少。老人人口は増加

本県の平成27年10月1日現在の人口ピラミッド（図表4）によると、生産年齢人口は第1次ベビーブーム期（昭和22～24年）をピークとして減少傾向にあり、ピラミッドの裾野が次第に狭まっているため、長期的には労働力不足の深刻化が懸念されている。労働力を維持するためには、働く意欲のある女性や高齢者の就業機会の拡大や能力の活用が不可欠である。

図表4 熊本県の人口ピラミッド（平成27年10月1日現在）



### (3) 高齢化率

#### ●県民の65歳以上の割合が増加

平成27年の本県の高齢化率は28.8%となり、年々増加傾向にある。

65歳以上に占める女性の割合は約6割、85歳以上では約7割となり、高齢社会の問題は女性に深く関わる問題でもある（図表5）。

図表5 高齢化率

	県				全国			
	H12	H17	H22	H27	H12	H17	H22	H27
高齢化率 (総人口に占める65歳以上人口の割合)	21.3	23.7	26.0	28.8	17.3	20.1	23.1	26.6
高齢者に占める女性の割合	59.8	59.8	59.0	58.5	58.1	57.6	57.3	56.7
高齢者に占める単身者の割合	13.0	14.0	14.7	16.3	13.8	15.1	15.6	17.7
高齢単身者に占める女性の割合	80.9	78.5	71.5	72.0	75.5	72.8	71.5	67.5
85歳以上に占める女性の割合	71.7	72.8	69.2	70.9	70.7	72.3	71.8	70.1

総務省「H12・H17・H22・H27 国勢調査」

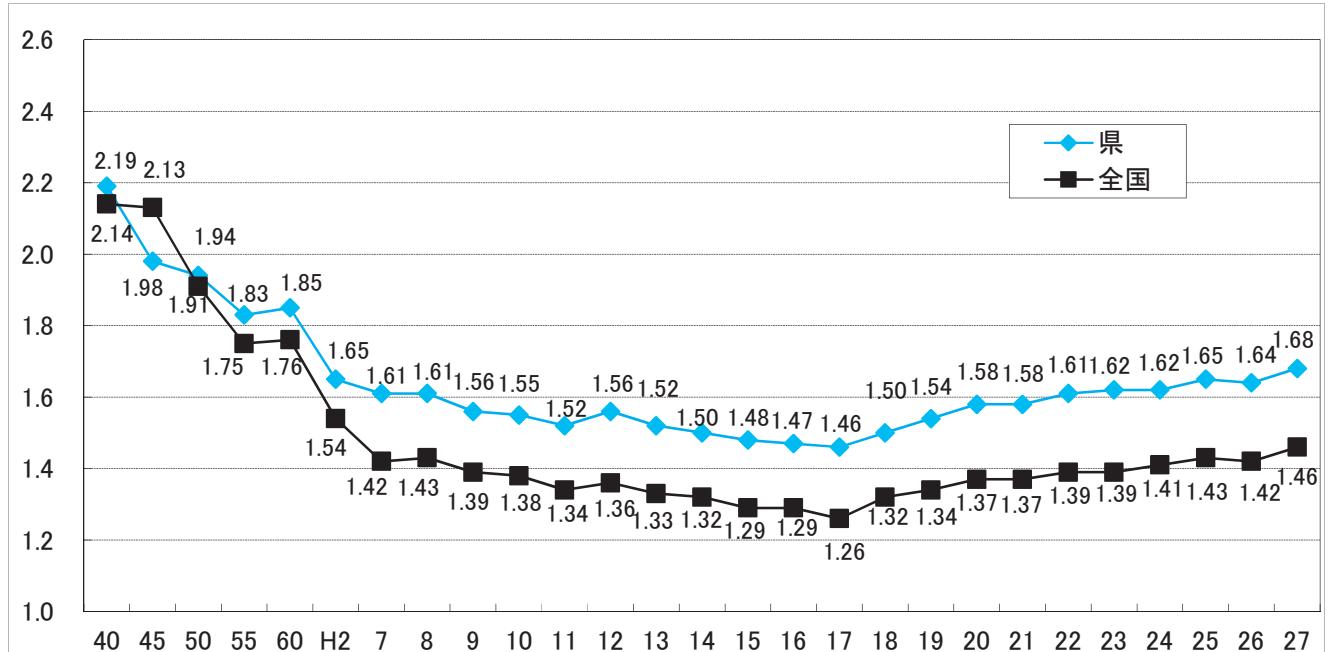
### (4) 合計特殊出生率（※）

#### ●平成26年から微増、少子化問題への更なる取組が必要

平成27年の本県の合計特殊出生率は、昨年より0.04ポイント増加している（図表6）。都道府県別に見ると、沖縄県（1.94）、島根県（1.80）、宮崎県（1.72）、鳥取県（1.69）に次いで全国第5位（前年5位）と平均を上回っている。

今後も、子どもを産みやすく、育てやすい環境をつくり、更なる出生率の向上につながる取組が必要である。

図表6 合計特殊出生率の推移



※合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

厚生労働省「人口動態調査」

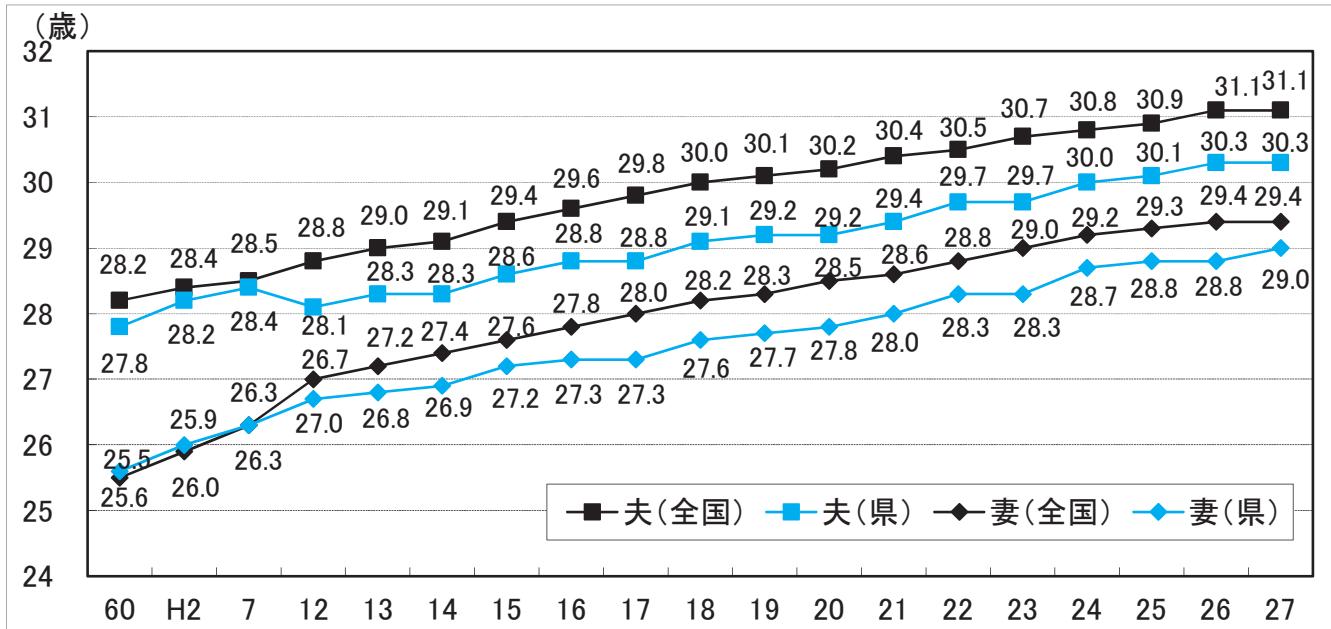
### 3 熊本県における結婚・離婚

#### (1) 平均初婚年齢(※)

##### ●緩やかではあるが、晩婚化が進行

全国的に晩婚化が緩やかに進んでいるが、本県における男女の平均初婚年齢の推移を見ると、平成27年は男性30.3歳、女性29.0歳といずれも全国平均を下回っているものの、同様の傾向にある。(図表7)。

図表7 平均初婚年齢の推移



※平均初婚年齢：結婚式を挙げた時又は同居を始めた時のうち早い方の年齢

厚生労働省「人口動態調査」

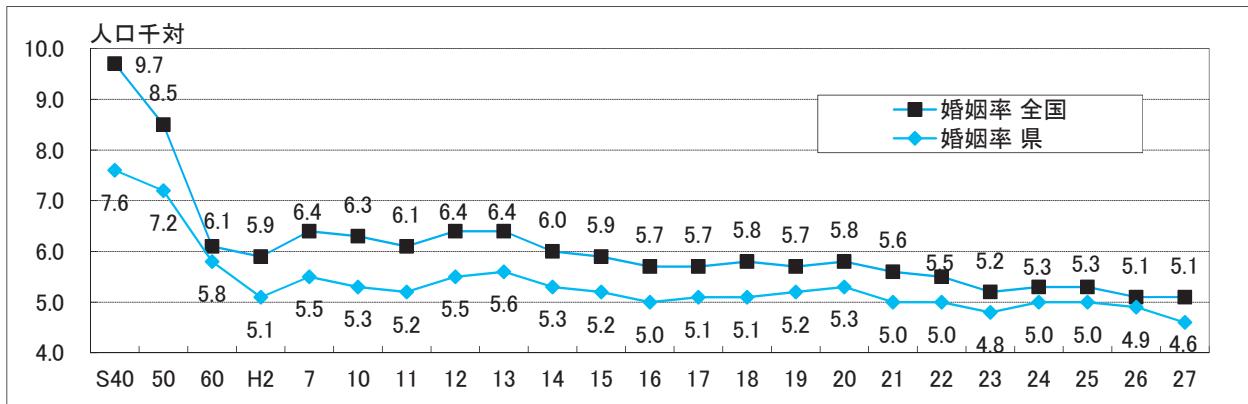
#### (2) 婚姻率・離婚率・未婚率

##### ●婚姻率4.6と微減。離婚率は1.85に増加

本県における平成27年の婚姻率(人口千対)は4.6で前年より0.3ポイント減少しており、過去一貫して全国平均を下回っている(図表8)。

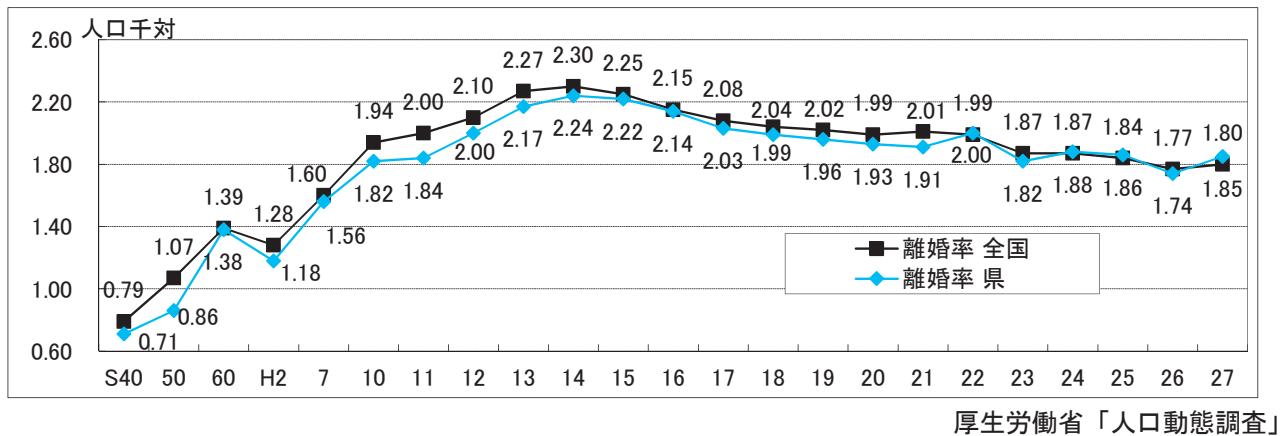
一方、本県における平成27年の離婚率(人口千対)は1.85で前年より0.11ポイント増加し、全国平均を上回った。(図表9)。

図表8 婚姻率の推移



厚生労働省「人口動態調査」

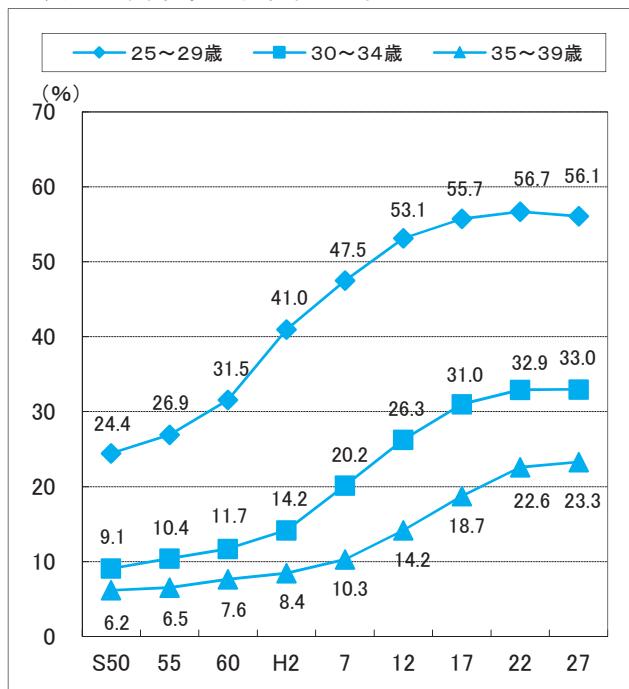
図表 9 離婚率の推移



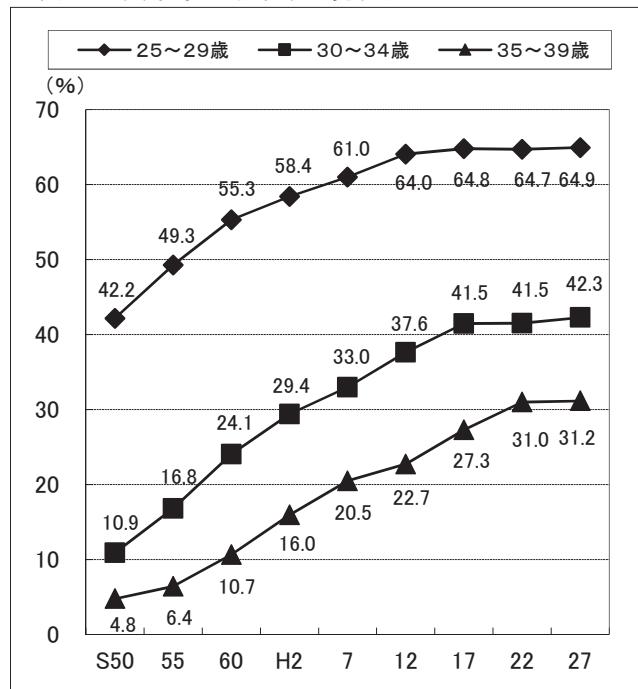
### ●未婚率は、各年齢層で女性より男性が高い

本県の未婚率は全体的に見ると増加傾向にある。昭和 50 年と平成 27 年で比較すると、男性では 35~39 歳の未婚率が 4.8% から 31.2% と 6.5 倍に、女性では 30~34 歳の未婚率が 9.1% から 33.0% と約 3.6 倍に増えている。また、各年齢層で男性は女性より 7~9 ポイント程度未婚率が高くなっている。このような未婚率の増加が少子化の要因の一つになっていると考えられる（図表 10・11）。

図表 10 熊本県の未婚率（女性）



図表 11 熊本県の未婚率（男性）



## 第2 熊本県男女共同参画計画の5つの重点目標ごとの現状

### I 男女共同参画の視点に立った意識の改革

「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を決める考え方（固定的性別役割分担意識）については遞減しているが依然として残っている。男性も女性も性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、効果的な啓発活動を行う必要がある。

ここでは、男女共同参画の意識面を中心に、熊本県の状況をみていく。

#### ポイント

- 1 男女ともに県民の60%以上が「男性が優遇されている」社会を感じている。
- 2 固定的性別役割分担意識に「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人は、72.2%である。
- 3 「男女共同参画社会」という用語の周知度は、56.5%である。
- 4 四年制大学の進学率は、男女ほぼ同じである。

### 1 県民の男女共同参画に対する意識

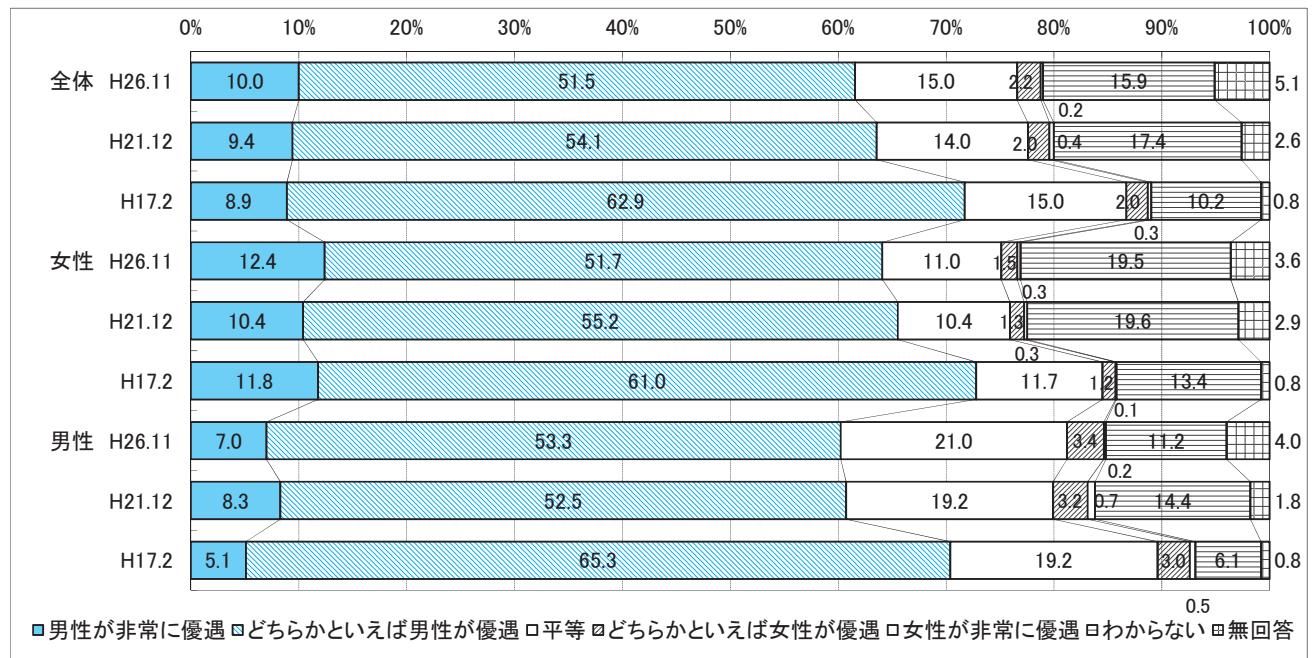
#### （1）男女の地位の平等感

##### ●『男性優遇』の割合は減少傾向にあるが、依然として61.5%を占める

男女の地位の平等感について、「男性が非常に優遇されている」又は「どちらかといえば男性が優遇されている」と感じている人が61.5%おり、前回調査より2.0ポイント減少しているが、「平等」と考えている人の割合に大きな変化はなく、依然として男女ともに多くの人が男性優遇の社会であると考えていることが分かる（図表12）。

分野別にみると、「社会通念」、「政治の場」、「職場」及び「家庭生活」において、半数近くの人が男性優遇と感じており、特に「社会通念」では県民の73.7%が男性の方が優遇されていると感じている。一方、「学校教育の場」では半数以上の人が平等と感じている（図表13）。

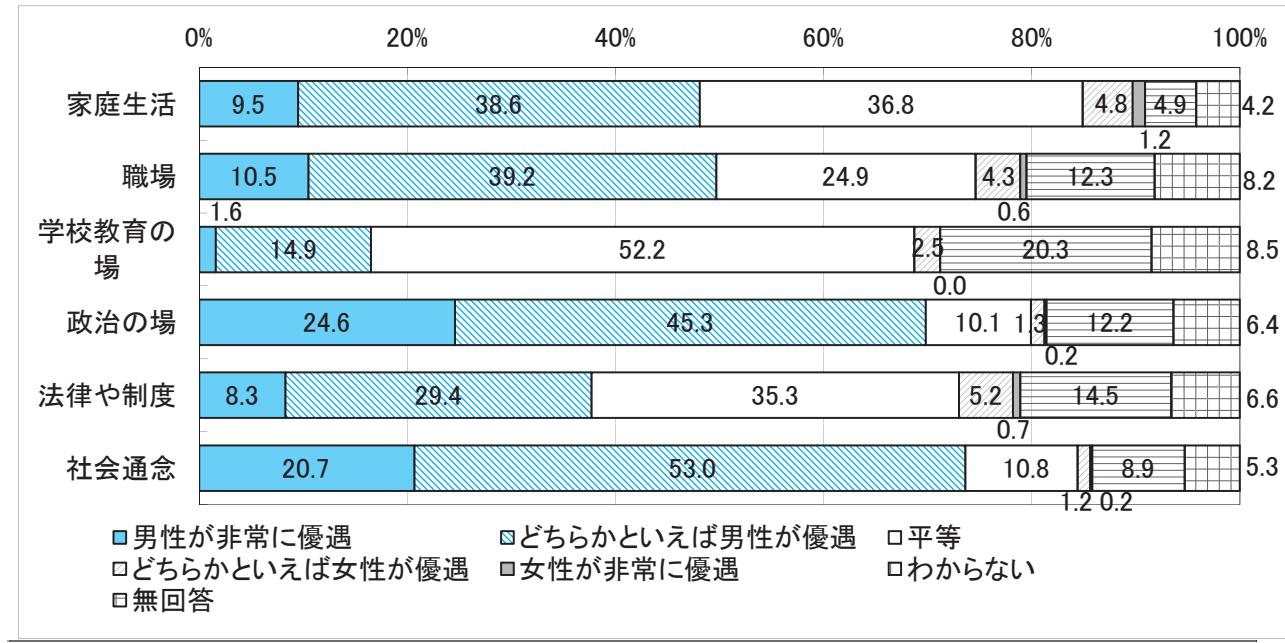
図表12 熊本県における男女の地位の平等感



■男性が非常に優遇 □どちらかといえば男性が優遇 □平等 ▨どちらかといえば女性が優遇 ▨女性が非常に優遇 ▨わからない ▨無回答

熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（H26.11実施）」

図表 13 熊本県における男女の地位の平等感（分野別）



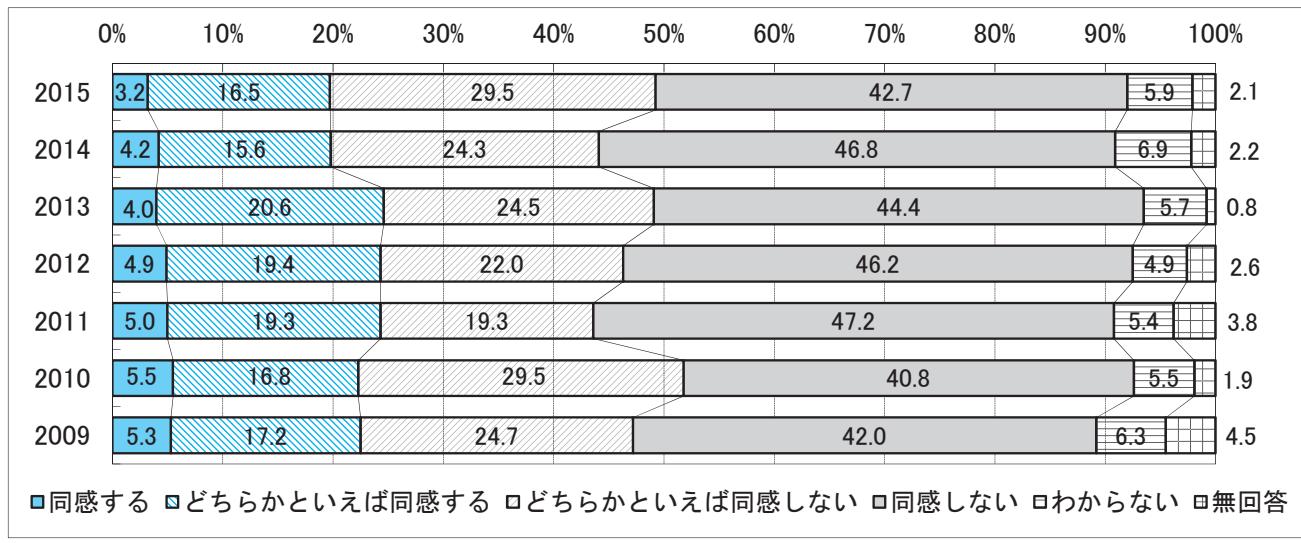
熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（H26. 11 実施）」

## （2）固定的性別役割分担意識

- 「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を決める考え方（固定的性別役割分担意識）に同感しない人は 72.2%

2015年県民アンケート調査によると、固定的性別役割分担意識に「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」と答えた人が前年調査より1.1ポイント増加し、過去最高の72.2%となった（図表14）。「わからない」という回答は減少したが、「同感する」「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合は19.7%で、前年とほぼ変わっていない。今後も「わからない」や「同感する」と回答した人が固定的性別役割分担意識のおかしさに気づき、「同感しない」人の割合がさらに継続的に増えていくよう、男女共同参画の意識啓発を行う必要がある。

図表 14 熊本県における固定的役割分担意識

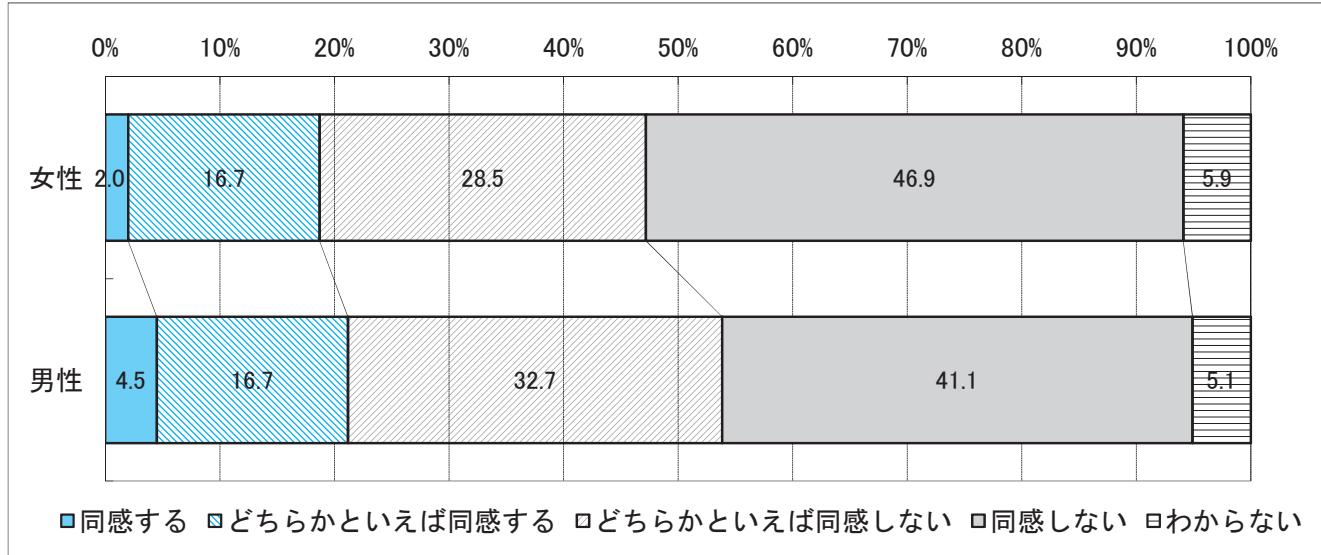


熊本県企画課「2015年県民アンケート調査」

## ●固定的性別役割分担意識に同感する割合は、女性より男性が高い

男女別にみると、固定的性別役割分担意識に「同感する」又は「どちらかといえば同感する」と答えた人は女性 18.7%、男性 21.2%となり、男性のほうが固定的性別役割分担意識に同感する傾向がある。今後も男女共同参画社会の形成は、男性にとっても意義があることを啓発していく必要がある(図表 15)。

図表 15 熊本県における固定的役割分担意識（男女別）

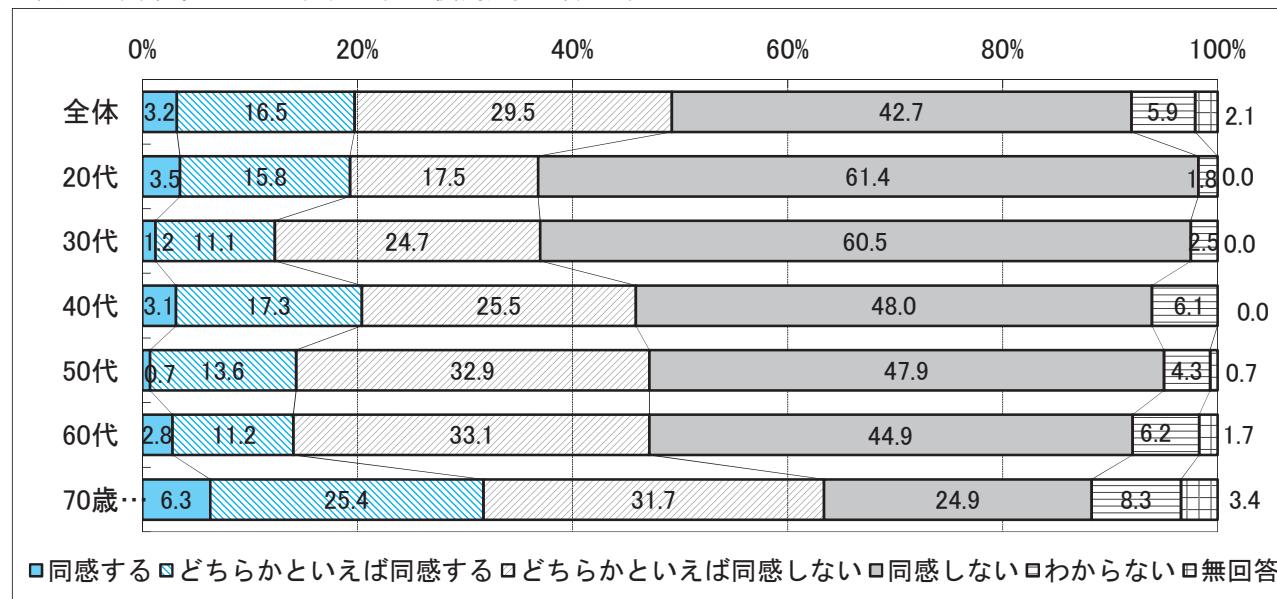


熊本県企画課「2015 年県民アンケート調査」、男女参画・協働推進課調べ

## ●固定的性別役割分担に「同感する」又は「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合は、70歳以上が最も高く3割超

「同感する」又は「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合は、70歳以上が最も高く、3割を超えており。20代～40代に関しては、回答数が少なく慎重に分析する必要があるものの、50代以上に関しては、「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」と答えた人の割合が前年に比べわずかだが減少しており、依然として根強い肯定意識が残っている(図表 16)。

図表 16 熊本県における固定的性別役割分担意識（年代別）



■同感する □どちらかといえば同感する □どちらかといえば同感しない □同感しない □わからない □無回答

熊本県企画課「2015 年県民アンケート調査」

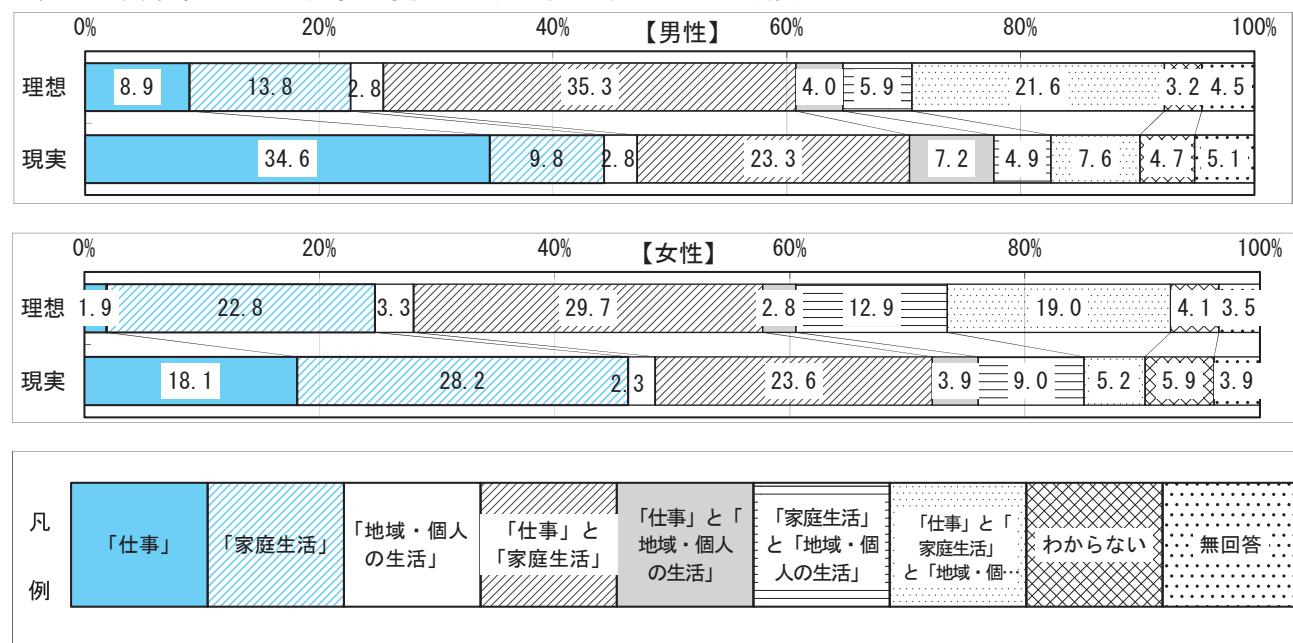
※20代～40代に関しては、分析にあたり必要な回答数を割り込んでおり、統計上の誤差が生じることが考えられるため、参考数値として掲載している。

### (3) 仕事と家庭・地域生活の両立（理想と現実）

#### ● 仕事・家庭生活・地域生活を両立させた生活を理想としているが、現実は仕事又は家庭生活中心の生活を送っている

理想としては、仕事と家庭生活をともに優先する「複数の活動を両立させた生活」を送りたい人の割合が高いが、現実は、仕事又は家庭生活を優先しているなどの「単一の活動を優先した生活」を送っている人の割合が高い（図表 17）。

図表 17 熊本県における仕事と家庭・地域生活の両立（理想と現実）



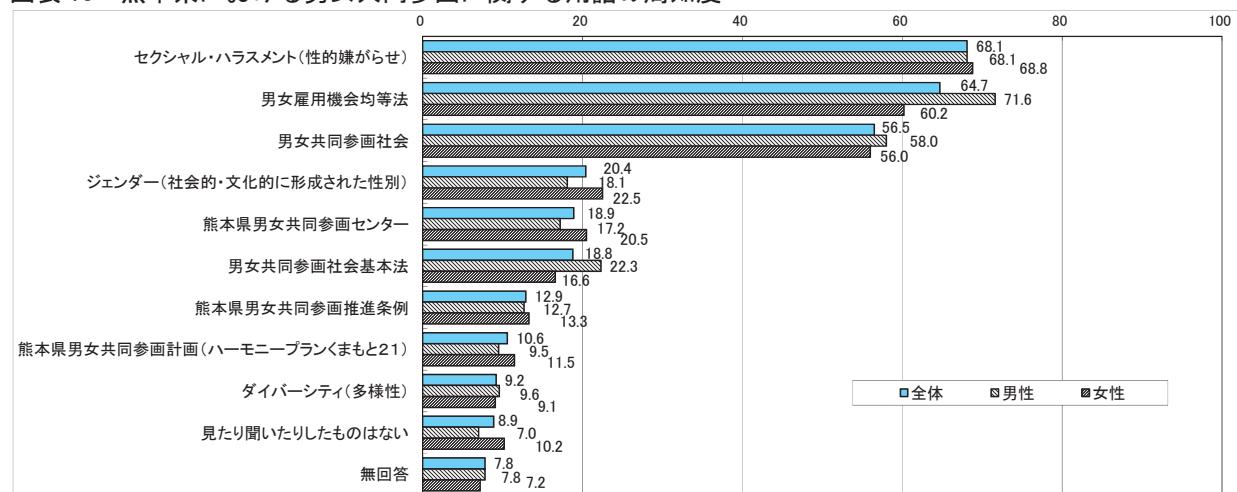
熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（H26.11実施）」

### (4) 「男女共同参画社会」に関する用語の周知度

#### ● 「男女共同参画社会」という用語を4割以上が知らず、条例、計画の認知も低い

本県における男女共同参画に関する用語の周知度は、前回調査時（H21.12 実施）と大きく変わらず、「セクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）」と回答した人の割合が 68.1%と最も高く、次いで「男女雇用機会均等法」が 64.7%、「男女共同参画社会」が 56.5%と続いている。条例や計画についての周知度は 10%前後であり、「見たり聞いたりしたものは1つもない」と回答した人の割合が 8.9%もあった（図表 18）。

図表 18 熊本県における男女共同参画に関する用語の周知度



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（H26.11実施）」

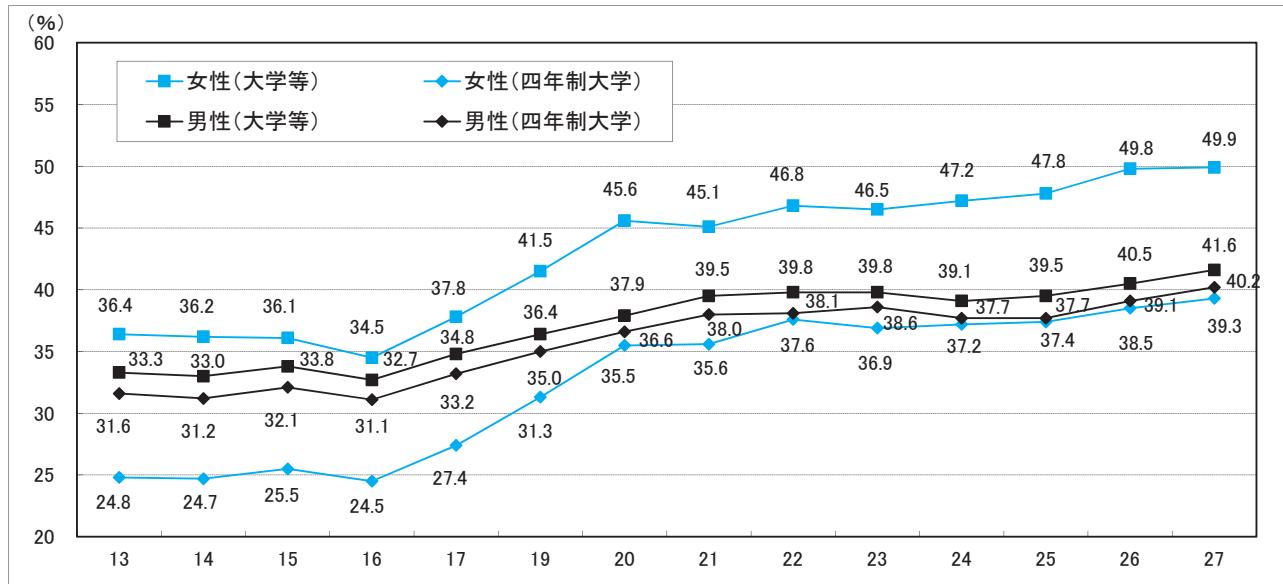
## 2 教育における状況

### (1) 大学等進学率(※)

#### ●四年制大学の進学率は、男女ほぼ同じである

本県の大学等への進学率は、女性が前年より0.1ポイント増の49.9%、男性は同1.1ポイント増の41.6%であった。また、四年制大学への進学率は、女性が前年より0.8ポイント増の39.3%、男性は同1.1ポイント増の40.2%で、男女ほぼ同じである(図表19)。

図表19 熊本県における大学等進学率(各年3月現在)



※大学等進学率=大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の通信教育部、大学・短期大学の別科、高等学校専攻科、特別支援学校高等部専攻科への進学率(中等教育学校(後期課程)卒業者は含まず)

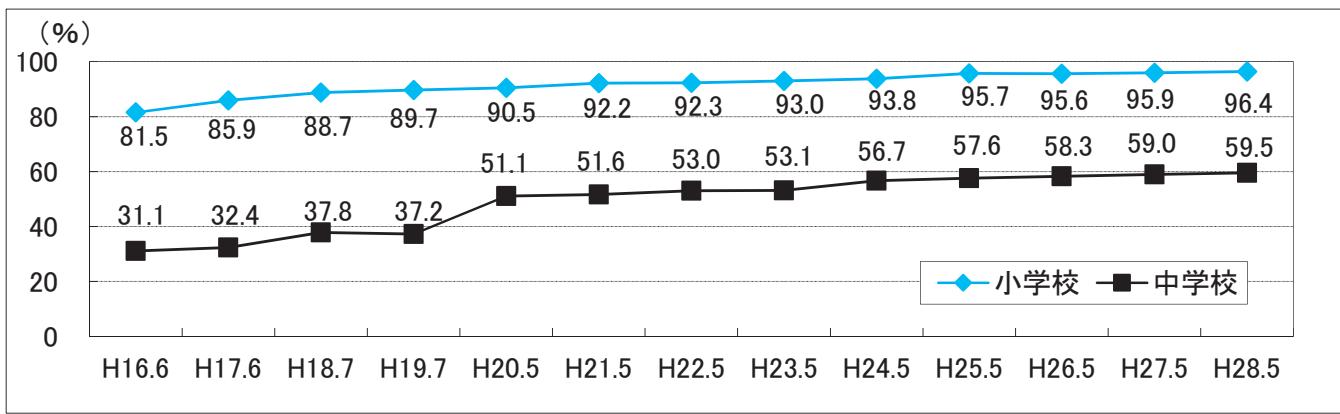
文部科学省「学校基本調査」

### (2) 男女混合名簿(出席簿)の使用状況

#### ●小学校の9割以上、中学校のおよそ6割で使用している

男女混合名簿の使用割合は、平成28年5月現在、小学校で96.4%、中学校で59.5%となっており、年々増加している(図表20)。

図表20 熊本県における男女混合名簿(出席簿)の使用割合(国立・私立を除く)



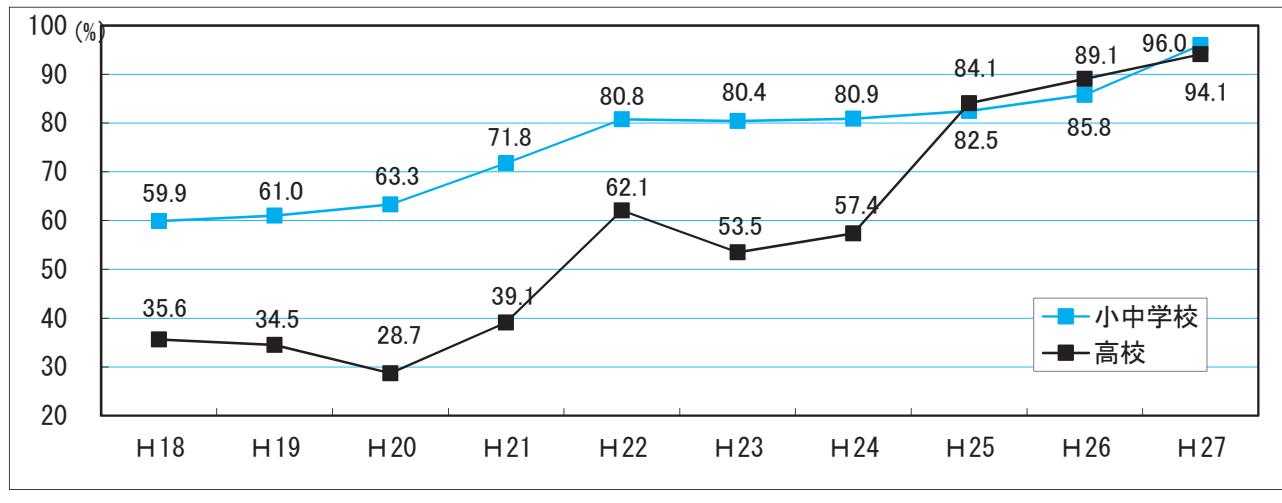
熊本県男女参画・協働推進課、教育庁義務教育課調べ

### (3) 男女共同参画を校内研修のテーマに採用した学校数

#### ●小・中・高等学校とともに9割以上で実施

本県における男女共同参画を校内研修のテーマに採用した学校の割合は、小・中学校で96.0%、高校は94.1%であり、小・中学校、高等学校ともに前年より増加した（図表21）。

図表21 熊本県における男女共同参画を校内研修のテーマに採用した学校の割合（国立・私立を除く）



熊本県男女参画・協働推進課、教育庁義務教育課、高校教育課調べ

#### トピック①

### 『男女共同参画社会』をめざしましょう！！

～「男女平等」と「男女共同参画」、「参加」と「参画」は違う！？～

「男女平等」とは、権利と義務、社会へ参画する機会など、男女間に「違いはない」という考えです。しかし、個々の意欲や能力は違うのです。

「男女共同参画」というのは、男性、女性といった固定的な性別役割分担ではなく、個々の意欲や能力の「違いを生かした」多様な役割分担によって、共に協力しましょうという考えです。

#### 男女平等

- 権利と義務
  - 社会参画の機会
  - 政治、経済、社会、文化的利益の享受
- 違いはない  
個々の意欲や能力は違う

#### 男女共同参画

- 共に権利と義務を遂行しましょう
  - 共によりよい社会を築きましょう
  - 個々の意欲や能力の
- 違いを生かす

「参加」とは、決められたことに従って加わること、「参画」とは、計画や立案に主体的に携わるということになります。

私たちがめざす社会は、男女平等を当然の前提として、男女が個々の多様な違いを生かして共に輝く「男女共同参画社会」です。

## Ⅱ 人権の尊重と健康に配慮した社会づくり

ドメスティック・バイオレンス（DV）などの女性に対する暴力、セクシュアル・ハラスメント等の行為が依然として後を絶たない。このため、意識啓発はもとより、被害者の救済及び自立支援策の充実が求められている。

DVについては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年1月3日施行）で、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象となった。

ここでは、熊本県における女性の人権をめぐる状況を中心にみていく。

ポイント

- 1 県内の主な相談窓口におけるDV相談件数は4,505件となり、平成26年から2年連続で4千件を上回っている。
  - 2 男性の自殺者数は女性の2.3倍、40歳以上の男性自殺者が自殺者全体の約54%を占めている。
  - 3 児童虐待相談件数は前年より増加し、過去最高の1,090件となった。

## 1 女性に対する暴力の状況

#### (1) DV (ドメスティック・バイオレンス)

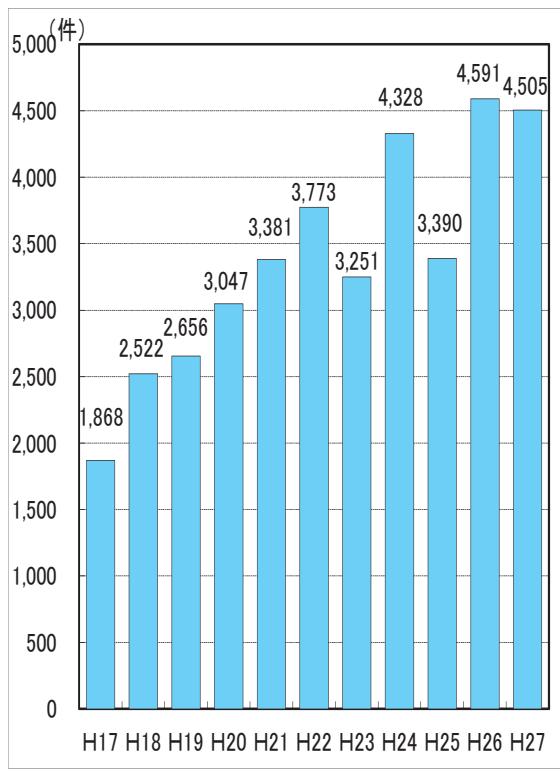
#### ●DV相談件数は2年続けて4千件を上回る

県内の主な相談窓口におけるDV相談延べ件数の合計は、前年からやや減少したが、高い水準となっている。(図表22)。

相談窓口別に見ると、県地域振興局相談件数が前年より大きく増加している（図表23）。

図表 22 熊本県内の主な相談窓口における  
DV相談件数の推移

図表 23 熊本県内の主な相談窓口別DV相談  
延べ件数



※1 历年集計 ※2 新規認知事案件数  
熊本県男女参画・協働推進課調べ

## ●DV事案対応件数は依然として高い水準にある

平成27年に熊本県警が対応したDV事案件数は、781件で過去最高となった。また、裁判所からの保護命令通知件数も、前年に比べ増加している（図表24）。

図表24 熊本県警察本部におけるDV事案対応状況

対応件数	書面提出要求※1	裁判所からの保護命令通知					裁判所からの保護命令通知違反検挙					他法令検挙
		被害者への接近禁止	被害者の子への接近禁止※2	被害者の親族等への接近禁止※3	被害者への電話等の禁止※3	退去	被害者への接近禁止	被害者の子への接近禁止※2	被害者の親族等への接近禁止※3	被害者への電話等の禁止※3	退去	
H16	193	28	30	1	-	8	0	0	-	-	0	17
H17	191	45	41	26	-	9	0	0	-	-	0	30
H18	234	61	52	32	-	12	0	0	-	-	0	18
H19	196	39	42	30	-	10	0	0	-	-	0	8
H20	267	59	62	46	17	54	20	0	0	0	0	17
H21	269	54	52	30	21	49	8	2	0	0	0	10
H22	340	55	47	28	19	43	15	1	0	0	0	32
H23	291	48	41	23	23	41	10	0	0	1	0	34
H24	421	59	50	27	30	49	12	1	0	1	0	37
H25	390	51	49	26	25	48	14	1	0	0	0	25
H26	773	61	55	37	29	55	19	1	0	0	0	122
H27	781	90	73	43	22	69	20	1	0	0	0	127

※1 警察が裁判所から「申立人が相談した際の状況等を記載した書面」の提出を求められた件数

※2 改正DV防止法（H16.12.2施行）により被害者だけでなく「被害者の子への接近禁止命令」追加

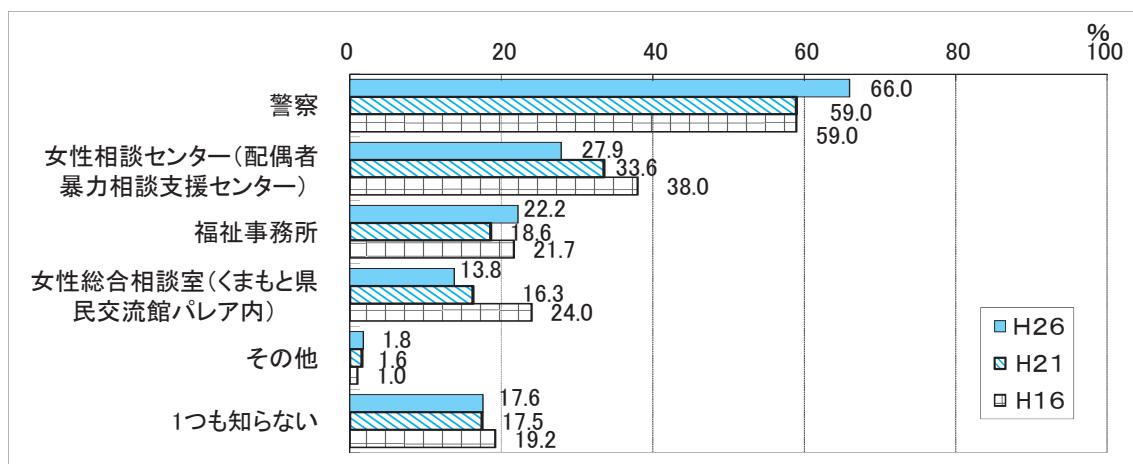
※3 改正DV防止法（H20.1.11施行）により「親族等への接近禁止」「電話等の禁止」追加

熊本県警察本部生活安全企画課調べ

## ●DVに関する相談機関の認知度は、警察が66.0%で突出して1位

県内のDV相談機関の認知度調査では、警察が平成21年調査から7.0ポイント増加の66.0%で突出して1位となり、次いで女性相談センターが5.7ポイント減の27.9%、福祉事務所は3.6ポイント増の22.2%となった。一方で、17.6%の人が相談機関を「1つも知らない」と回答しており、誰にも相談できずに悩む被害者がいなくなるよう、相談機関の周知に一層取り組む必要がある（図表25）。

図表25 DVに関する相談機関認知度（複数回答）



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査」（H26.11実施）

## (2) ストーカー・性犯罪

### ●ストーカー認知件数は増加、性犯罪認知件数は減少

ストーカーの認知件数は445件と前年の413件に比べ増加しているが、性犯罪の認知件数は83件で、前年より8件減少している（図表26）。

図表26 熊本県警察本部におけるストーカー事案・性犯罪（強姦罪と強制わいせつ罪）対応状況  
・ストーカー事案

年	認知件数	警告	仮の命令（※）	禁止命令	検挙件数			
					命令違反	行為罪	他法令	
H16	174	10	0	0	14	0	2	12
H17	132	10	0	0	20	0	2	18
H18	158	10	0	0	9	0	1	8
H19	165	4	0	0	13	0	3	10
H20	154	8	0	0	10	0	1	9
H21	168	5	0	0	18	0	3	15
H22	162	7	0	0	17	0	5	12
H23	132	6	0	1	10	0	3	7
H24	203	11	0	0	25	0	3	22
H25	220	11	0	1	18	0	3	15
H26	413	19	0	1	26	0	3	23
H27	445	23	0	1	43	0	3	40

年	認知件数	検挙件数
H16	122	75
H17	116	59
H18	129	79
H19	109	75
H20	110	77
H21	105	81
H22	67	45
H23	73	43
H24	67	51
H25	106	73
H26	91	70
H27	83	70

熊本県警察本部生活安全企画課調べ

※仮の命令：緊急を要する場合に聴聞手続きを経ずに発する命令

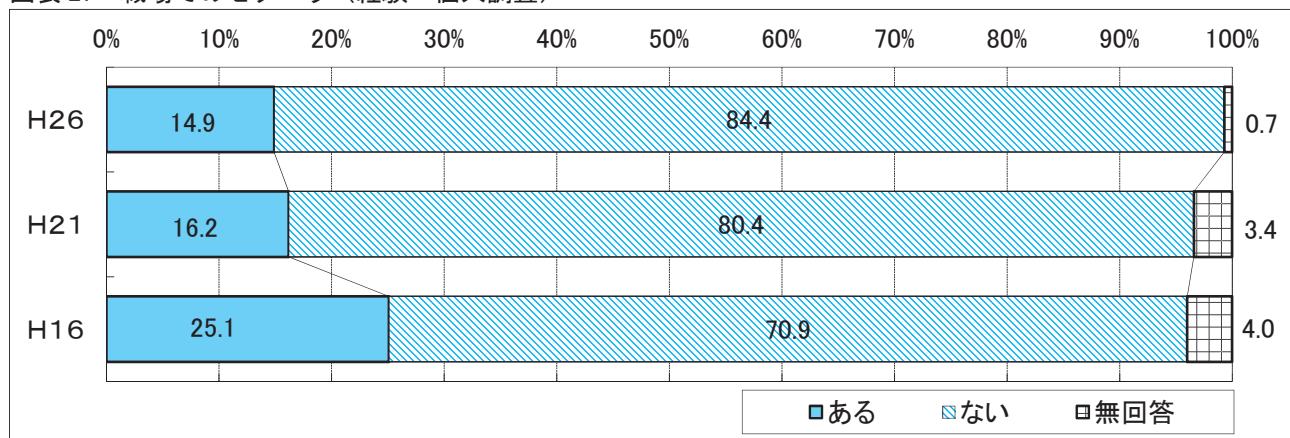
熊本県警察本部刑事企画課調べ

## (3) セクシュアル・ハラスメント

### ●職場でセクハラを受けた経験「ある」が14.9%

平成26年調査時点において、熊本県内の事業所で「職場でセクハラを受けた経験のある女性」の割合は14.9%で、10年前の調査より4割近く減少しているものの、前回調査（H21）からは微減にとどまり、依然セクハラ事象が起きている（図表27）。

図表27 職場でのセクハラ（経験・個人調査）



熊本県労働雇用創生課「熊本県女性労働実態調査」

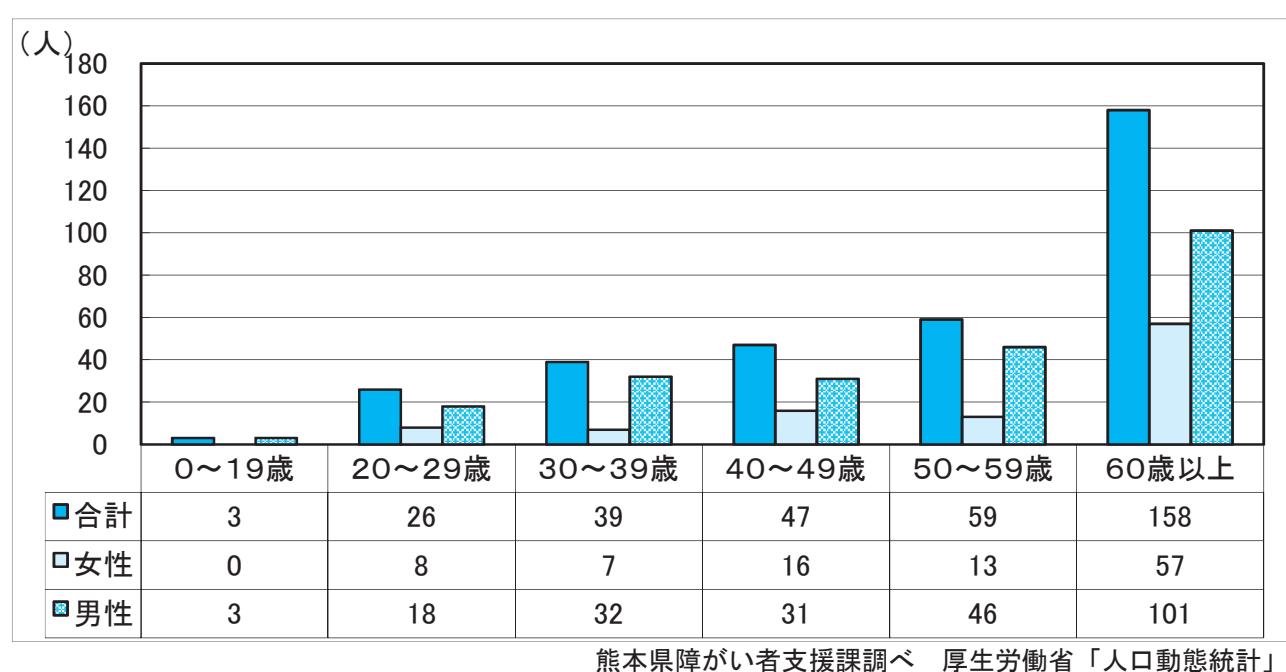
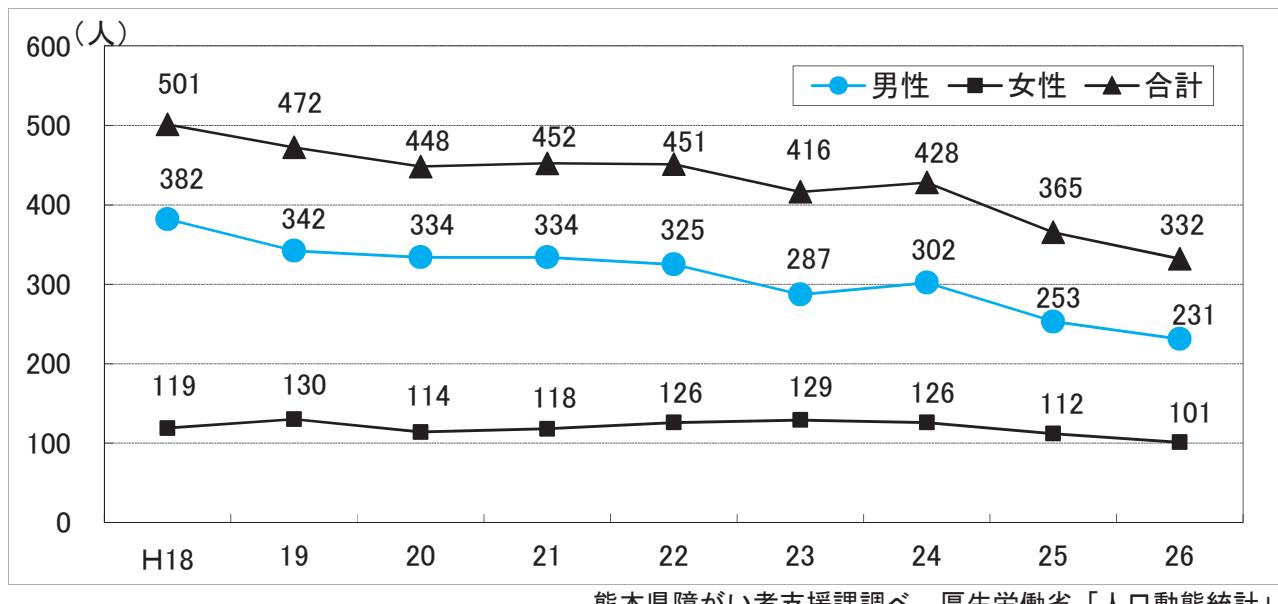
## 2 男性、子どもの状況

### (1) 自殺者の推移

#### ●男女ともに減少したが、男性が女性の約2.3倍

本県における平成26年の自殺者数は332人で、前年と比べると女性、男性ともに減少しているが、男性は女性の約2.3倍となっている。また、40歳以上の男性自殺者が、自殺者全体の約54%を占めている（図表28・29）。

図表28 熊本県における自殺者数の推移（暦年集計）

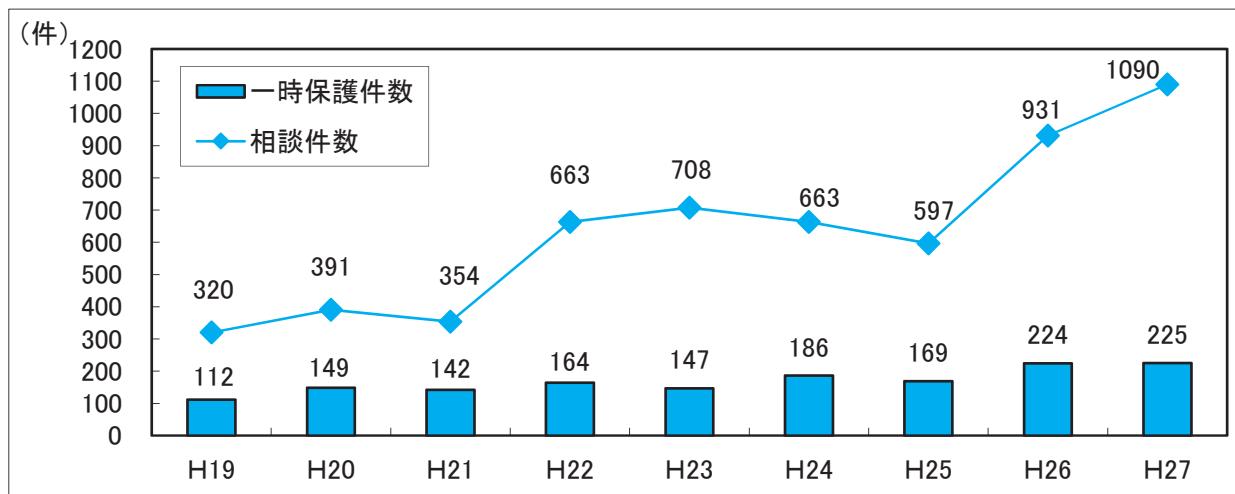


## (2) 児童虐待相談件数の推移

### ●県内の児童虐待相談件数は、前年から増加し過去最高に

平成 27 年に本県の児童相談所に寄せられた相談件数は 1,090 件で、前年より 159 件増加し過去最高となった（図表 30）。

図表 30 熊本県における児童虐待相談件数の推移



※熊本県中央児童相談所、八代児童相談所、熊本市児童相談所（H22～）の合計件数

熊本県子ども家庭福祉課調べ

## 3 女性の健康の状況

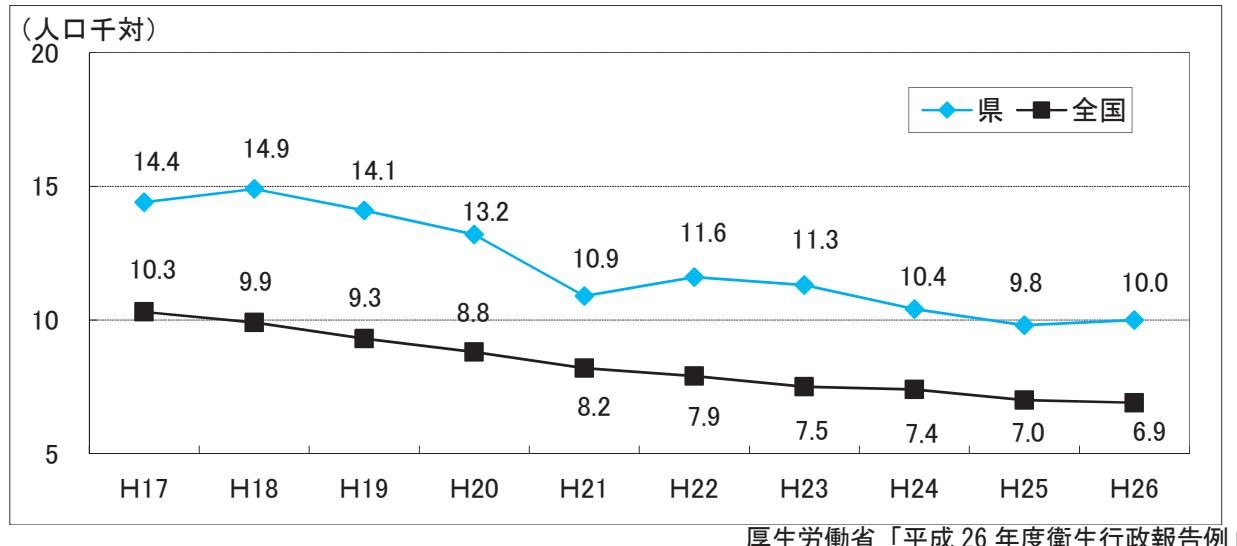
### （1）人工妊娠中絶件数・実施率

#### ●人工妊娠中絶実施率は、全国平均を一貫して上回っている

本県の平成 26 年度人工妊娠中絶実施率（15～49 歳の女子人口千対）は 10.0% と前年より 0.2 ポイント高くなり、平成 17 年から一貫して、全国平均を上回っている（図表 31・32）。

人工妊娠中絶は、女性の心とからだに大きな影響を与えることから、未然に防ぐために若いうちからの正しい性の知識の普及啓発が必要である。

図表 31 人工妊娠中絶実施率の推移（15～49 歳の女子人口千対）



厚生労働省「平成 26 年度衛生行政報告例」

図表 32 年齢階級別にみた人工妊娠中絶の件数と実施率

		総数	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
件数	熊本県	3,445	361	714	672	751	677	251	19
	全国	181,905	17,854	39,851	36,594	36,621	33,111	16,558	1,281
実施率 (人口千対)	熊本県	10.0	8.4	17.9	15.6	15.0	12.3	4.4	0.3
	全国	6.9	6.1	13.2	11.2	10.0	7.7	3.4	0.3
	差	3.1	2.3	4.7	4.4	5.0	4.6	1.0	0.0

厚生労働省「平成 26 年度衛生行政報告例」

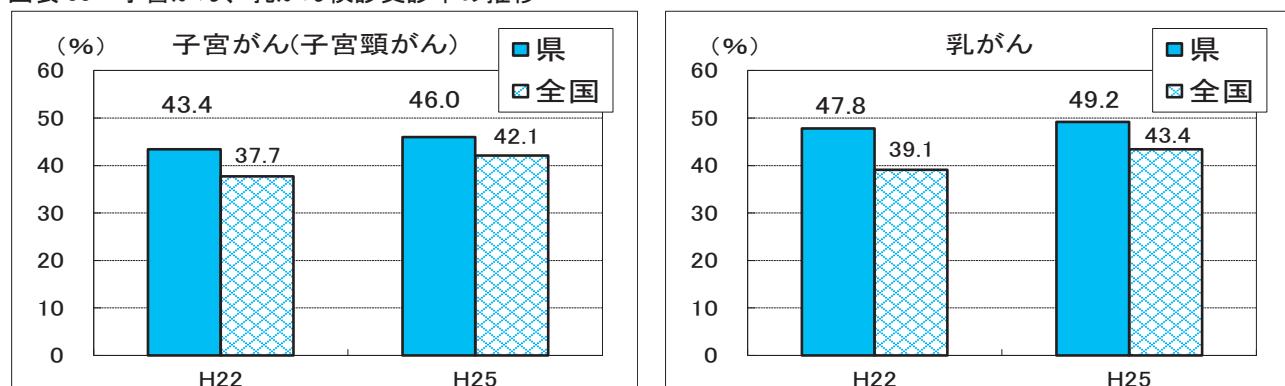
## (2) 子宮がん（子宮頸がん）、乳がんの検診受診率・死亡率

### ●子宮がん（子宮頸がん）、乳がんの検診受診率は共に全国平均を上回る

平成 25 年の本県における子宮がん（子宮頸がん）検診受診率は 46.0%、乳がんの検診受診率は 49.2% と、平成 22 年よりも高くなり、全国平均を上回る状況である。また、県目標の 50%（平成 29 年度まで）に近づきつつある。（図表 33）。

子宮がんの死亡率は、全国平均を上回ったが、逆に、乳がんの死亡率は全国平均を下回った（図表 34）。

図表 33 子宮がん、乳がん検診受診率の推移



※子宮がん検診は H25 調査から子宮頸がん検診として調査している。

※対象：子宮頸がん（20～69 歳）乳がん（40～69 歳）共に過去 2 年間に受診したことがある女性

厚生労働省「国民生活基礎調査」

図表 34 子宮がん、乳がんの死亡率

	子宮がん(女性人口 10万人対)		乳がん(女性人口 10万人対)	
	熊本県の死亡率及び順位	全国	熊本県の死亡率及び順位	全国
平成17年	10.3	5位	8.3	16.6
平成18年	12.4	1位	8.5	17.3
平成19年	10.5	3位	8.7	17.5
平成20年	9.8	14位	8.8	18.3
平成21年	9.2	19位	8.6	18.5
平成22年	10.2	14位	9.1	19.2
平成23年	11.1	7位	9.4	19.7
平成24年	10.5	13位	9.5	19.4
平成25年	9.2	31位	9.4	20.4
平成26年	11.6	8位	10.0	20.6

厚生労働省「人口動態調査」

## トピック②

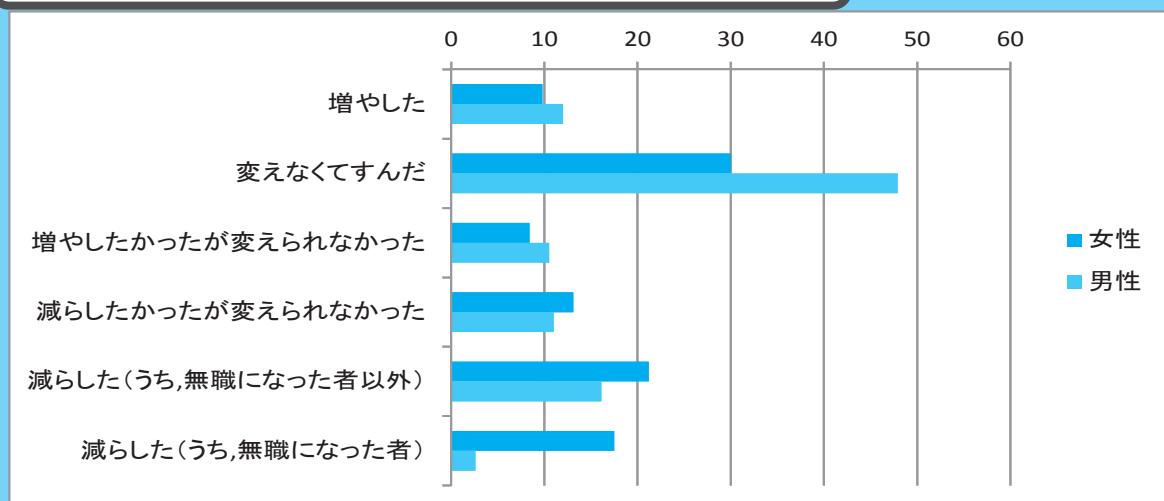
### 育児・介護休業法が改正されます！！ ～ダブルケアの負担感軽減につながるか～

晩婚化・晩産化に伴い、育児世代の平均年齢が上昇する中、育児と介護を同時に担う、「ダブルケア」問題が社会的関心を集めています。

内閣府「育児と介護のダブルケアの実態に関する調査（平成28年4月）」によると、ダブルケアを行う人は約25.3万人（女性16.8万人、男性8.5万人）いることがわかっています。

また、ダブルケアが就業に与える影響を見ると、業務量や労働時間を減らした人は男性で約2割（うち無職になった人が2.6%）、女性では約4割（うち無職になった人が17.5%）と就業への影響は女性が大きくなっています。（下図参照）

ダブルケアが始まった後の労働時間・業務量の変化（男女別）



【内閣府 「育児と介護のダブルケアの実態に関する調査（平成28年4月）」より作成】

平成29年1月1日に施行される「育児・介護休業法」では、働きながら子育て・介護を行う人の負担感軽減が期待されます。

#### 主な改正のポイント

一部掲載。詳細は厚生労働省HPを参照してください。

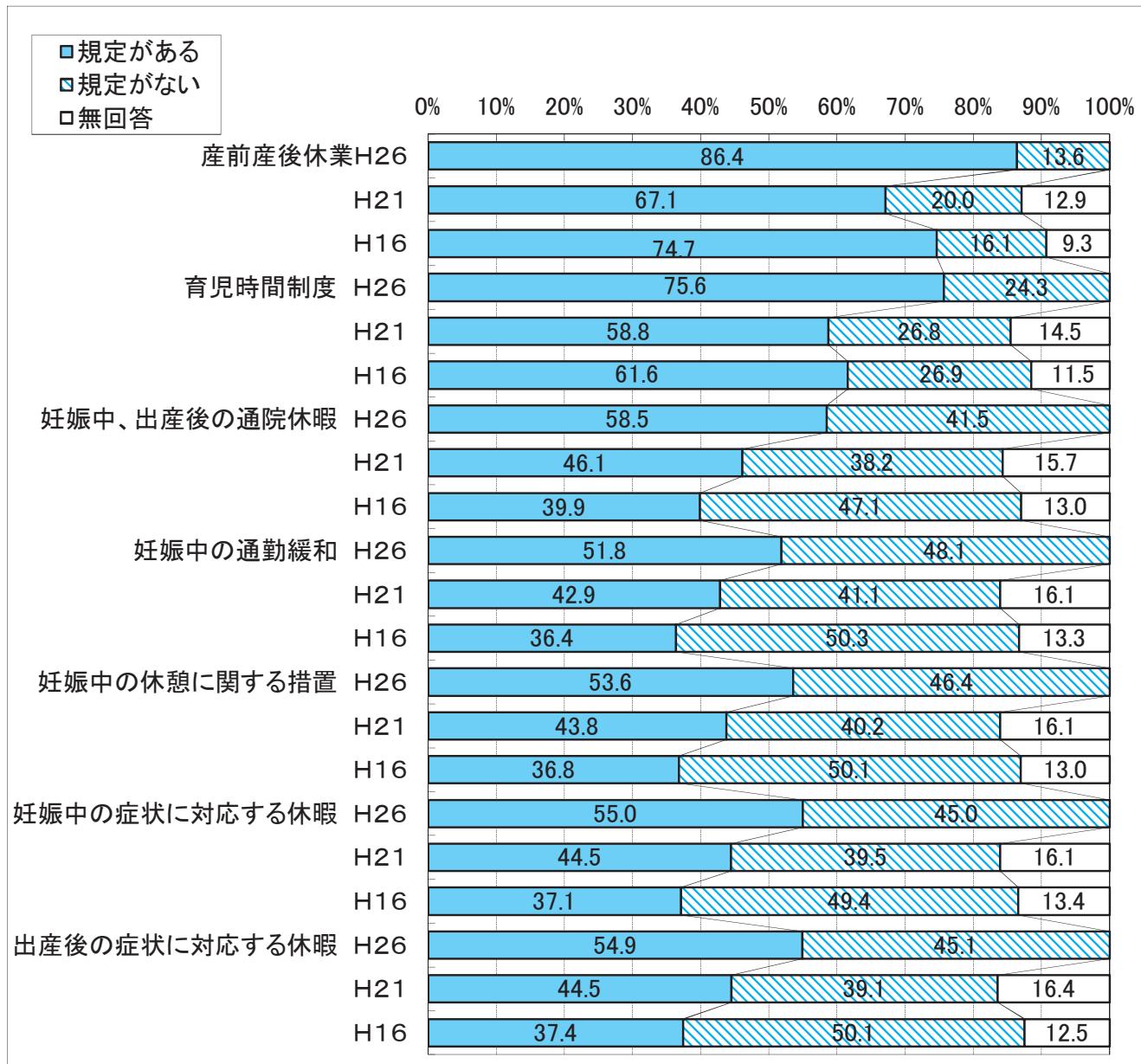
	現行	改正後
介護休業の分割取得	介護を必要とする家族（対象家族）1人につき、通算93日まで原則1回に限り取得可能	対象家族1人につき、通算93日まで <u>3回を上限として、介護休業を分割して取得可能</u>
子の看護休暇の取得単位の柔軟化	<u>1日単位</u> での取得	<u>半日（所定労働時間の2分の1）</u> <u>単位</u> での取得が可能

### (3) 母性保護制度の規定率

#### ●すべての制度で「規定あり」が過半数超

平成 26 年調査では、すべての制度について就業規則等で規定している事業所割合が過半数を超えた。特に、「産前産後休業」については、規定があると答えた事業所が 86.4% と前回調査より 19.3 ポイント増加した（図表 35）。

図表 35 母性保護制度の規定の有無



### III さまざまな分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、男女が対等な関係を築き、様々な分野で政策や方針を決定する場に共同して参画することが必要である。国では、2020年までに社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%にすることを目標に掲げており、本県においても、県・市町村をはじめ、企業・団体等において長期的視点を持って、女性の参画を推進していく必要がある。

ここでは、熊本県の行政、政治、就業分野等における女性の参画状況や市町村の男女共同参画への取組状況をみていく。

#### ポイント

- 1 県民の7割以上が政策・方針決定の場への女性の参画を望んでいるが、現実とは大きく乖離している。
- 2 本県の審議会等委員への女性の登用率は37.6%となり、前年より0.4ポイント増加し、過去最高となっている。
- 3 本県の管理職（課長級以上）に占める割合は、前年より0.7ポイント増の6.0%であり、役付職員（係長級以上）に占める女性職員の割合は、前年より0.9ポイント増の20.4%となっている。
- 4 県内事業所の管理職に占める女性の割合は係長相当職が10ポイント近く減少しており、全体では4.7ポイントの減少で22.1%となっている。
- 5 女性労働者が雇用者の約半数近くを占めるほどの増加傾向にある中で、依然としてパートの割合が男性と比べ、女性が10倍程度高い。

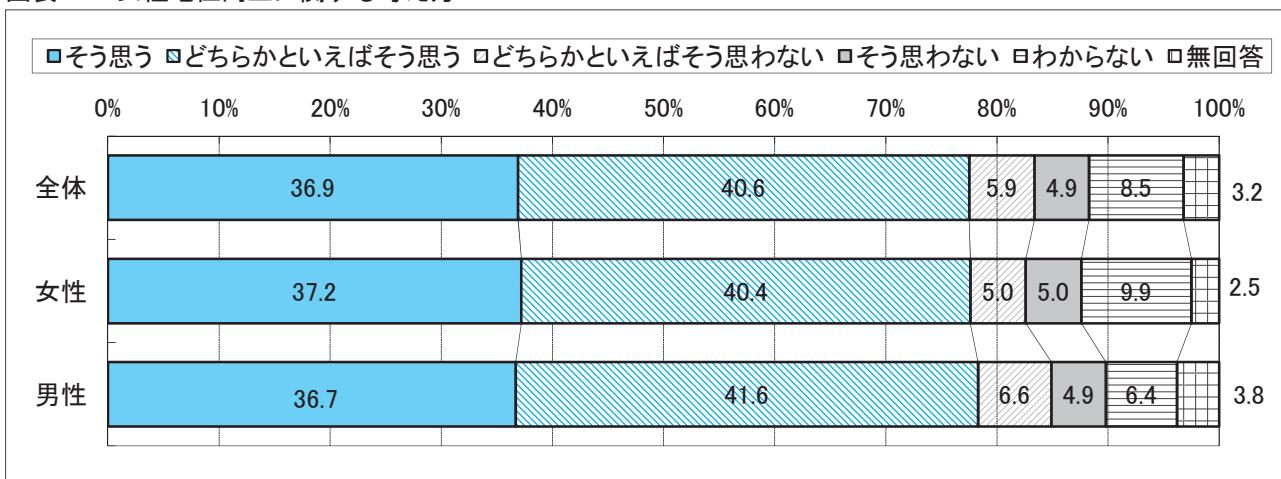
## 1 政策・方針決定の場における状況

### （1）女性の地位向上に関する考え方

#### ●男女ともに7割以上が政策企画立案や方針決定の場への女性の参画を望んでいる

「女性が自治体の首長や議会議員、企業の管理職や農協の役員などになって、政策企画立案や方針決定の場に女性の意見が反映されるようになればよいと思うか」の問に対し「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合は、前回調査とほぼ同数で男女ともに7割を超えており（図表36）。

図表36 女性地位向上に関する考え方



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（H26.11実施）」

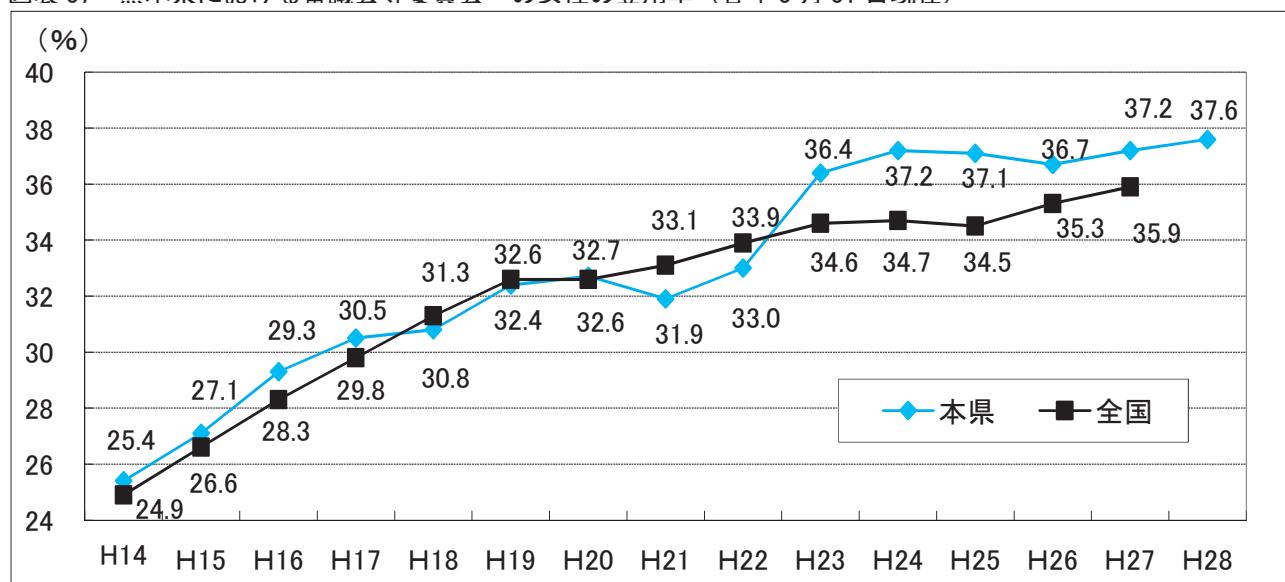
## (2) 審議会等委員に占める女性の割合

### ●本県における女性登用率は37.6%で過去最高に

本県における審議会等委員への女性の登用率は、平成28年3月31日現在、前年比0.4ポイント増の37.6%となり、過去最高となった。（図表37）。

市町村においては、平成28年3月31日現在21.3%で依然として全国平均を下回っている状況であるため、女性登用率の目標値設定や積極的な女性登用などを行う必要がある（図表38）。

図表37 熊本県における審議会等委員会への女性の登用率（各年3月31日現在）

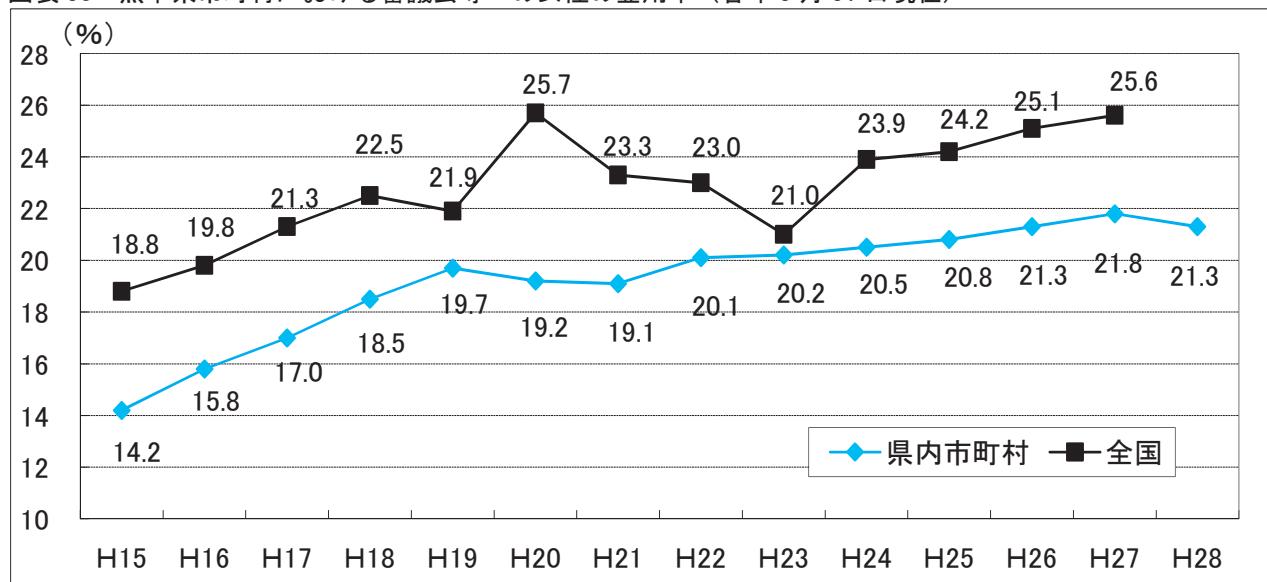


※熊本県の数値は、登用目標の対象である審議会等への女性の登用率

※全国の数値は、平成28年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」  
熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表38 熊本県市町村における審議会等への女性の登用率（各年3月31日現在）



※県内市町村及び全国ともに地方自治法第202条の3に基づく審議会等（広域を含む）への女性の登用率  
※全国の数値は、平成28年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」  
熊本県男女参画・協働推進課調べ

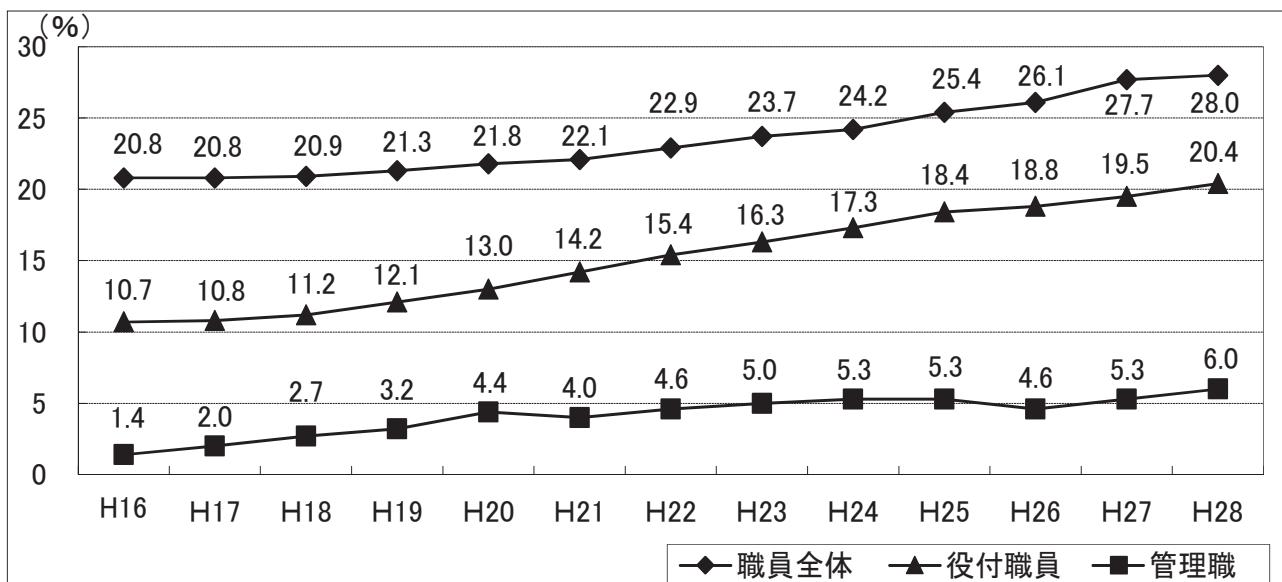
### (3) 熊本県庁における女性の参画状況

#### ●役付職員（係長級以上）に占める女性職員の割合は増加

熊本県の役付職員（係長級以上）に占める女性職員の割合は、平成28年4月1日現在、20.4%で前年より0.9ポイント増加した。また、管理職（課長級以上）に占める女性の割合は前年より0.7ポイント増の6.0%となった（図表39）。

なお、平成28年4月1日現在の新規採用職員に占める女性の割合は、熊本県全体（教職員除く）で33.1%、知事部局のみでは42.6%だった（図表40）。

図表39 県職員（教職員、警察官を除く）における女性の登用状況の推移



※平成27年以降は一般行政職以外の職員も計上

熊本県男女参画・協働推進課調べ

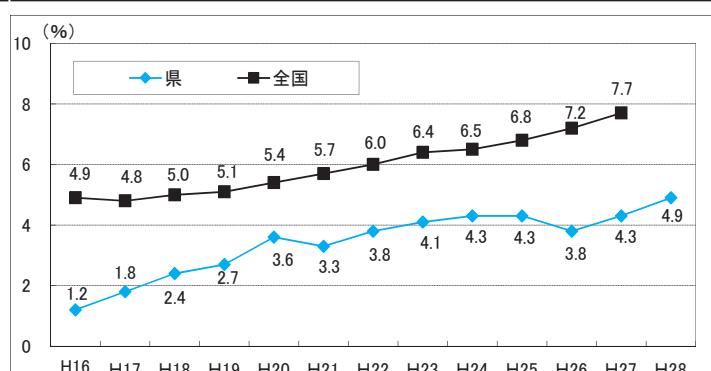
#### 【参考】

##### 県職員（教職員を除く）における管理職に占める女性割合の全国比較

本県における教職員を除いた管理職に占める女性職員の割合を、全国平均と比較してみると、平成27年度は3.4ポイント下回っている。

※平成28年の全国の数値は、調査結果が出ていないため空欄

※平成27年以降は一般行政職以外の職員も計上



内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」  
熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表40 新規採用職員（教職員除く）に占める女性割合の全国比較

	H16.4.1	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1
熊本県	25.3	24.4	17.1	13.8	22.9	16.8	17.2	19.3	25.6	25.0	29.7	38.9	33.1
全 国	27.0	26.4	24.5	24.7	28.3	29.3	30.3	30.9	30.3	30.3	32.6	31.9	-
【参考】知事部局	44.6	43.1	31.5	34.4	39.7	46.3	34.5	25.3	38.3	32.7	39.7	42.3	42.6

※全国の数値は、平成28年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」  
熊本県男女参画・協働推進課調べ

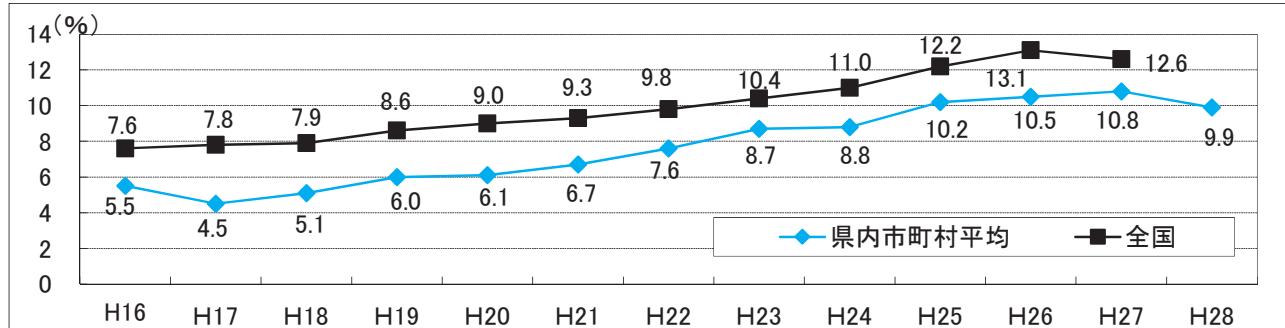
## (4) 市町村における女性の参画状況

### ●市町村の管理職（※）に占める女性の割合は、減少

市町村の管理職に占める女性の割合は、県内市町村平均で9.9%となり、前年度より0.9ポイント減少している。（図表41）。

また、県内市町村新規採用職員に占める女性の割合は、前年度より4.5ポイント上がり43.4%と増加している（図表42）。

図表41 市町村職員における管理職に占める女性職員比率



※管理職：管理職手当を支給されている職員（管理又は監督の地位にある職員）のうち、条例等で指定する職（内閣府推進状況調査による定義）概ね課長級以上が該当

※全国の数値は、平成28年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」  
本県の状況については、熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表42 市町村新規採用職員に占める女性の割合

採用区分	H22.4.1			H23.4.1			H24.4.1			H25.4.1			H26.4.1			H27.4.1			H28.4.1		
	総数	女性数	女性の割合																		
大学卒業程度	211	80	37.9%	252	89	35.3%	335	119	35.5%	236	92	39.0%	215	63	29.3%	275	90	32.7%	306	121	39.5%
短大卒業程度	68	52	76.5%	62	54	87.1%	63	51	81.0%	90	79	87.8%	73	66	90.4%	57	43	75.4%	45	39	86.7%
高校卒業程度	131	54	41.2%	126	41	32.5%	157	52	33.1%	135	63	46.7%	141	59	41.8%	121	43	35.5%	144	55	38.2%
計	410	186	45.4%	440	184	41.8%	555	222	40.0%	461	234	50.8%	429	188	43.8%	453	176	38.9%	495	215	43.4%

熊本県男女参画・協働推進課調べ

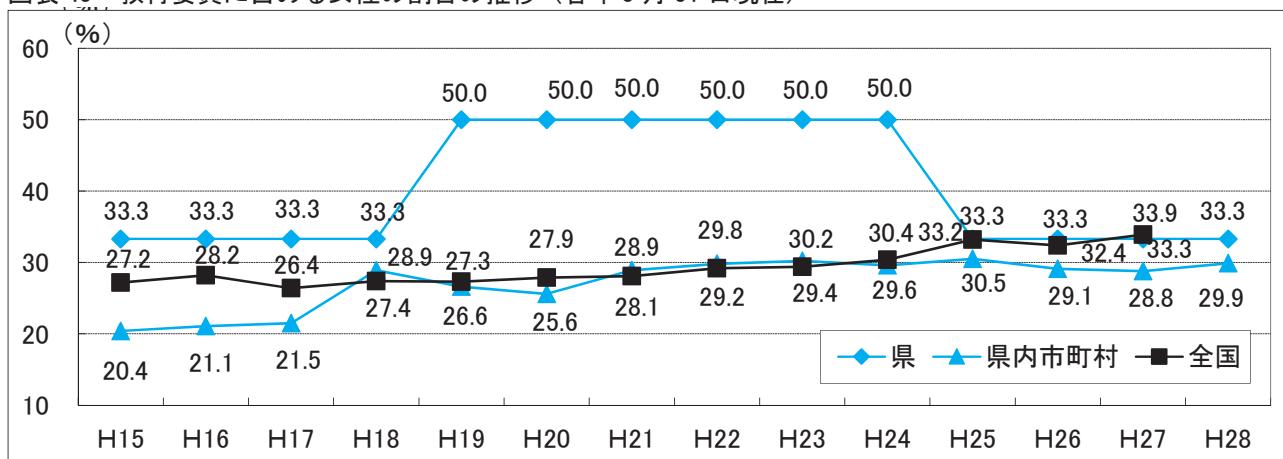
## (5) 教育分野における女性の参画状況

### ●本県教育委員に占める女性の割合は33.3%

本県の教育委員は、6人中女性は2人である。

一方、県内市町村の教育委員に占める女性の割合は29.9%となり、前年より1.1ポイント増加している（図表43）。

図表43 教育委員に占める女性の割合の推移（各年3月31日現在）



熊本県男女参画・協働推進課調べ

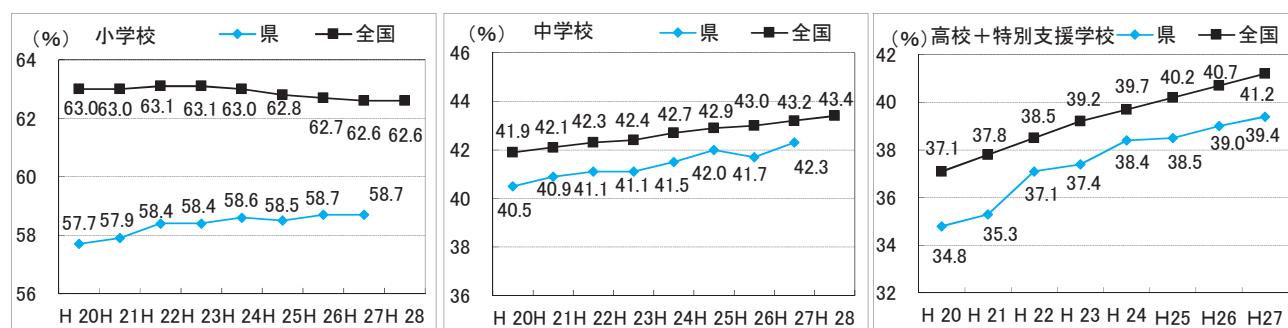
## ●管理職（校長、副校長、教頭）に占める女性の割合は、高校・特別支援学校で全国平均を上回っている

公立学校教員に占める女性の割合は、平成 27 年度は小学校が 58.7%、中学校が 42.3%、高校・特別支援学校は 39.4% となり、前年度と比較すると、中学校と高校・特別支援学校でやや増加している（図表 44）。

また、管理職（校長、副校長、教頭）の女性比率は、平成 27 年度は小学校 13.9%、中学校 5.0%、高校・特別支援学校 12.6% である。高校・特別支援学校では前年度に続き全国平均を上回っている。小学校は前年度と同値であり、中学校では増加したものの、小中ともに全国平均を下回っている（図表 45）。このことから、管理職候補者に対する研修会の実施や、管理職の多忙感の解消など勤務環境の整備を行い、男女を問わず適材適所へ登用を行う必要がある。

新規採用教員に占める女性の割合は、全体が 53.0% で前年度より 1.1 ポイント増加した（図表 46）。

図表 44 教員に占める女性の割合の推移（各年 5 月 1 日現在）



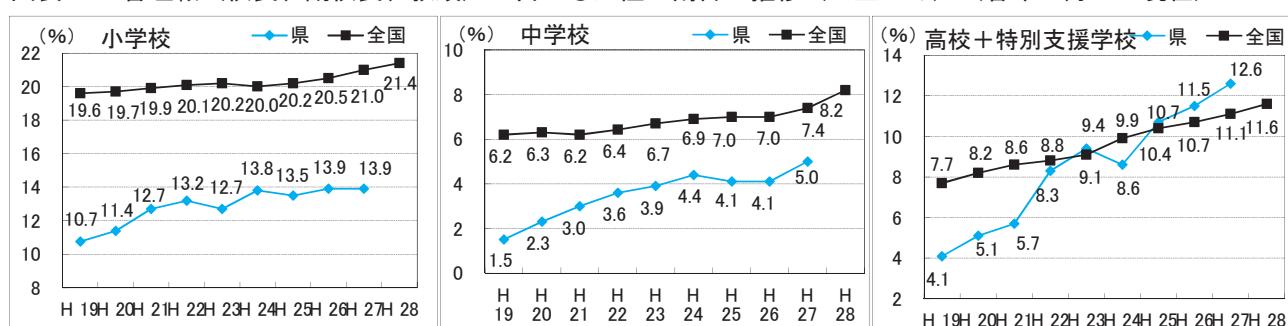
※公立学校の教員（本務者）を集計

文部科学省「学校基本調査」

※平成 28 年度の県数値は熊本地震の影響により、データが公表されていないので空欄としている。

※「高校+特別支援学校」の割合は、平成 28 年度のデータが公表されていない。

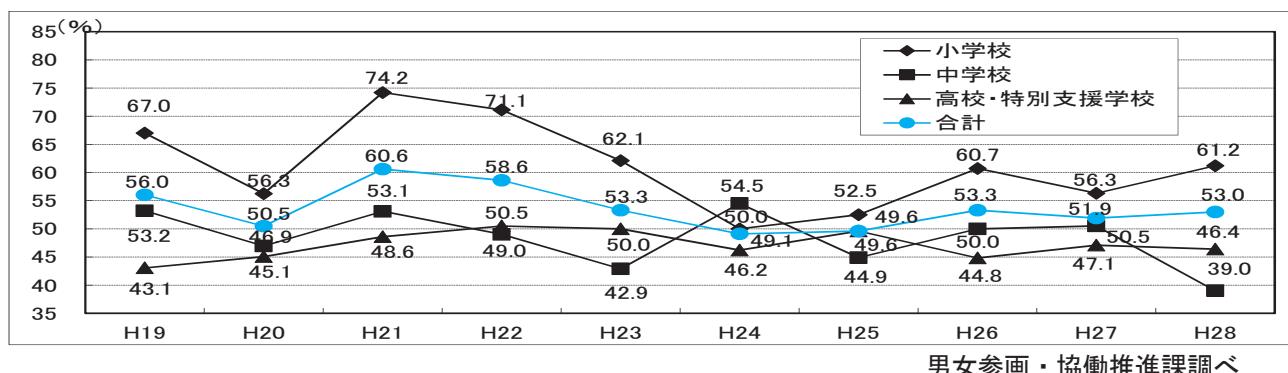
図表 45 管理職（校長、副校長、教頭）に占める女性の割合の推移（公立のみ）（各年 5 月 1 日現在）



文部科学省「学校基本調査」

※平成 28 年度の県数値は熊本地震の影響により、データがまだ公表されていないので空欄としている。

図表 46 新規採用教員に占める女性の割合の推移（公立のみ）（各年 4 月 1 日現在）



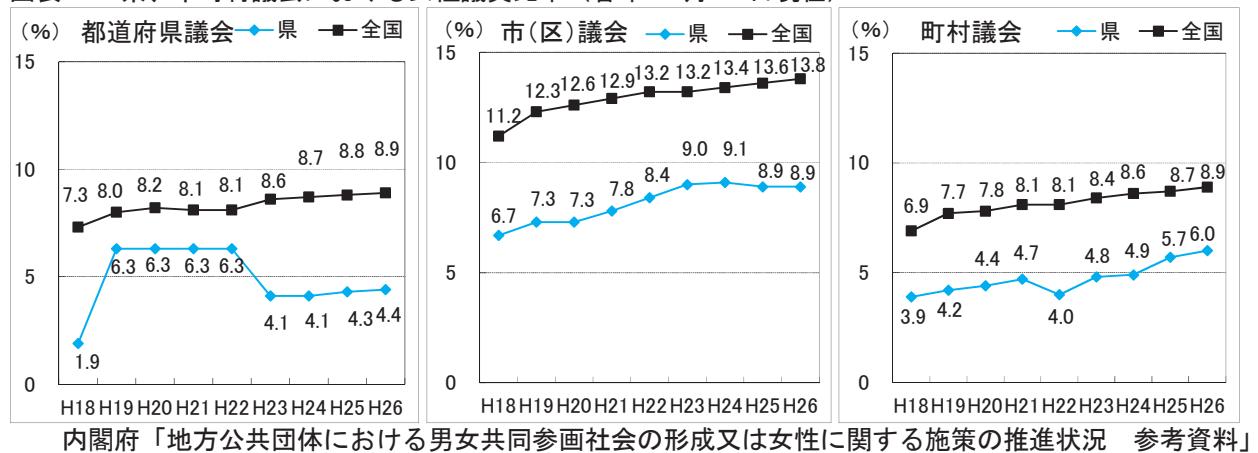
男女参画・協働推進課調べ

## (6) 政治における女性の参画状況

### ●女性議員の割合は、県、市、町村いずれも全国平均を下回っている

県議会と町村議会における女性議員は微増したが、県、市、町村議会すべてにおける女性議員の割合は10%未満であり、いずれも全国値を下回っている（図表47）。

図表47 県、市町村議会における女性議員比率（各年12月31日現在）



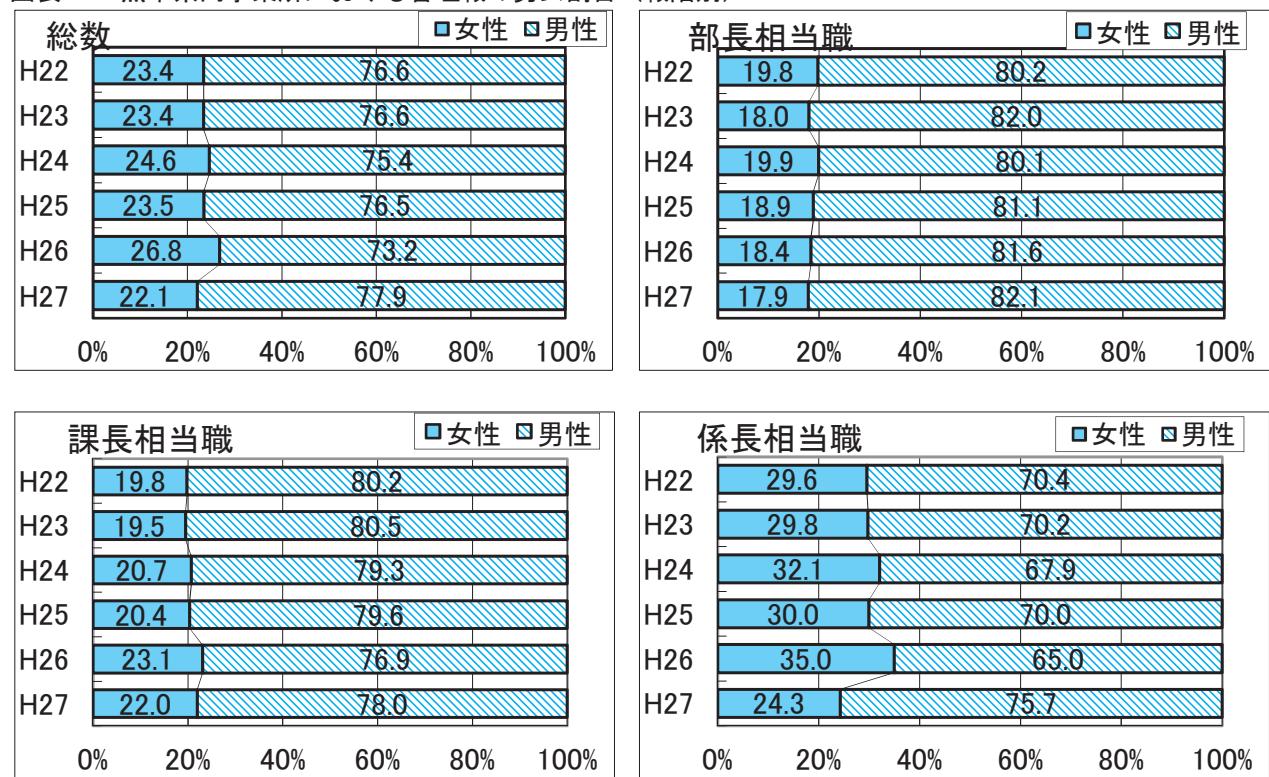
内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況 参考資料」

## (7) 県内事業所における管理職に占める女性の割合

### ●管理職に占める女性の割合は22.1%で、前年比4.7ポイント減少

県内事業所における管理職に占める女性の割合は、全体で22.1%となり前年から4.7ポイント減少した。部長及び課長相当職の女性割合はほぼ横ばいで推移しているが、係長相当職の割合は昨年と比べ10.7ポイント減少している（図表48）。

図表48 熊本県内事業所における管理職の男女割合（職階別）



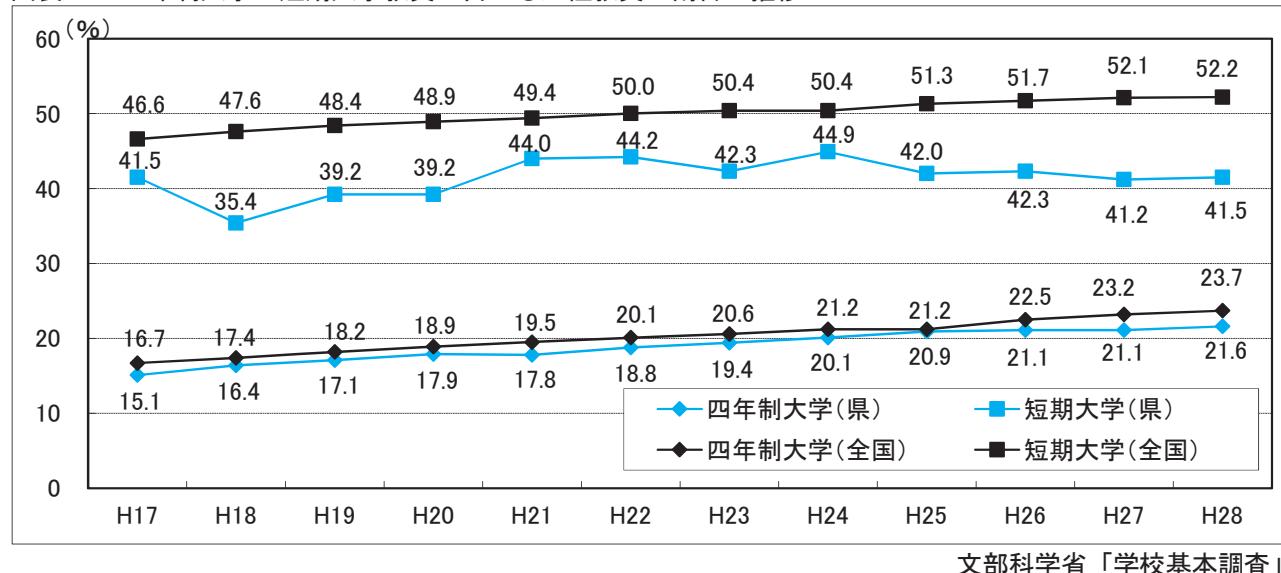
熊本県労働雇用創生課「熊本県労働条件等実態調査」

## (8) 大学・短期大学等の教員における女性の参画状況

### ●四年制大学教員に占める女性の割合は、全国平均をやや下回る

本県の四年制大学における女性教員の割合は、21.6%と前年度から0.5ポイント増加したが、依然として全国平均をやや下回っている。また、短期大学においては、41.5%と前年度よりも0.3ポイント増加したが、依然として全国との差がある（図表49）。

図表49 四年制大学・短期大学教員に占める女性教員の割合の推移



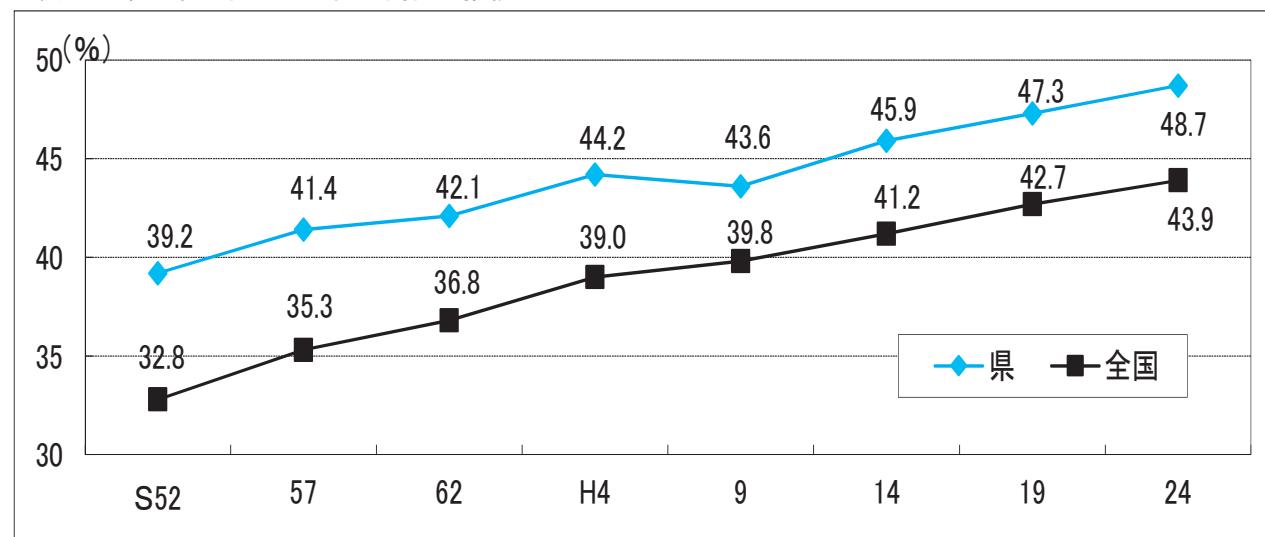
## 2 就業・雇用分野における状況

### （1）雇用者に占める女性の割合

#### ●雇用者に占める女性の割合は、全国平均を上回り、増加傾向

本県の雇用者に占める女性の割合は増加傾向にあり、平成24年には48.7%と、雇用者の半数近くが女性となった（図表50）。

図表50 雇用者に占める女性の割合の推移



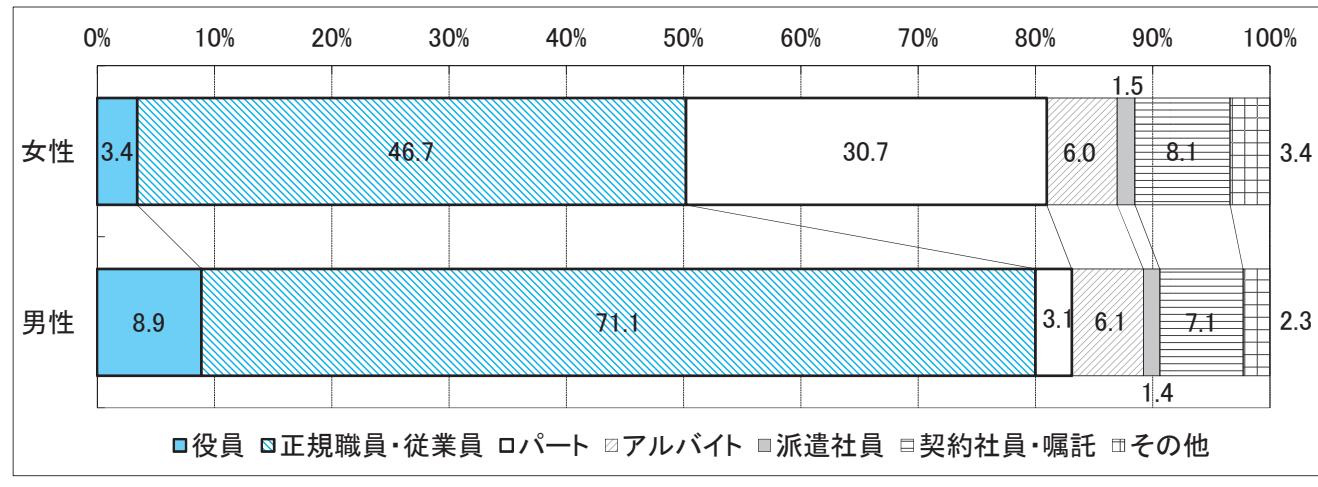
総務省「平成24年就業構造基本調査」

## (2) 労働者の雇用形態

### ●女性労働者に占めるパートの割合は依然高い

本県の労働者の雇用形態を男女別にみると、正規職員・従業員である割合は、男性 71.1%に対し女性 46.7%となっている。また、女性労働者に占めるパート割合は 30.7%と高くなっている（図表 51）。これは、女性が出産や育児のために一度退職し、再就職する際にパートタイム労働者となる傾向にあることが一因と考えられる。

図表 51 熊本県の就業形態別雇用労働者の男女割合

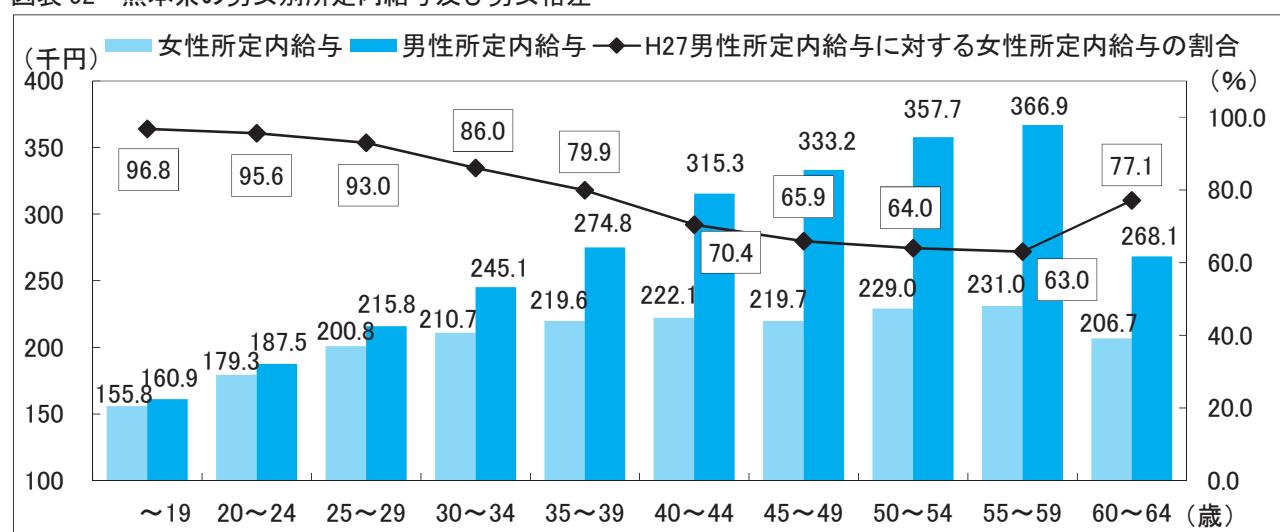


## (3) 男女別所定内給与

### ●男性と女性の給与の割合は 30 歳代後半から差が開きはじめる

男性の所定内給与は 55～59 歳まで一貫して増加しているが、女性の所定内給与は 30～59 歳まではほぼ横ばい状態で、一貫して男性を下回っている。そのうち男性がピークを迎える 55～59 歳の所定内給与では、男性 366.9 千円に対し女性 231.0 千円と 135.9 千円もの差が生じている。この状況の背景としては、正規雇用者の男女間で依然として賃金格差があることに加え、賃金水準の低いパートタイム労働に女性が多いことが一因と考えられる（図表 52）。

図表 52 熊本県の男女別所定内給与及び男女格差



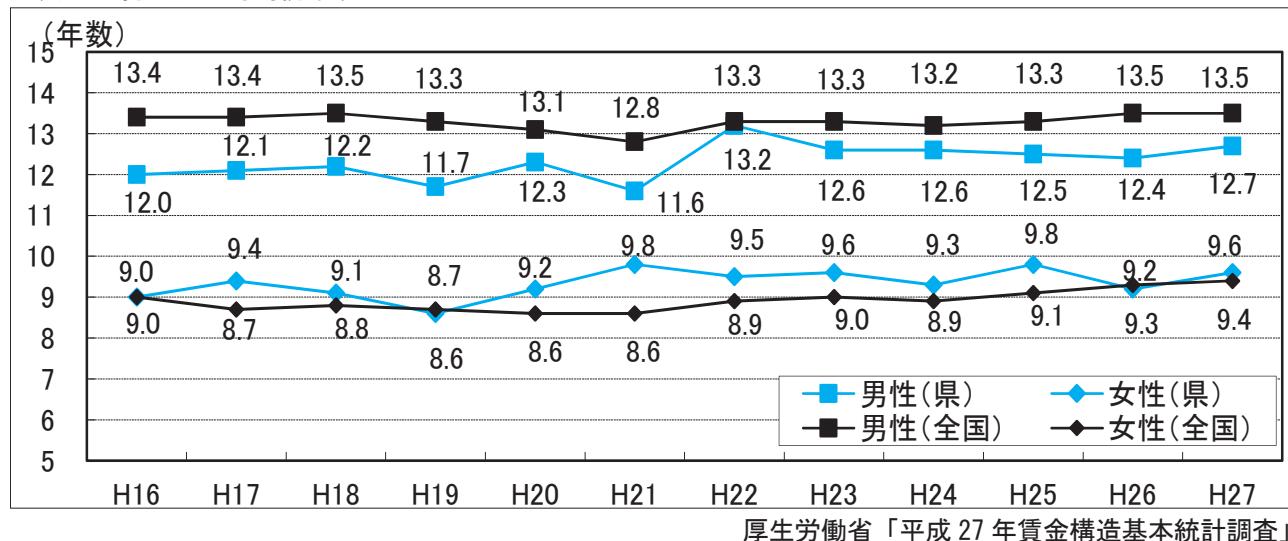
厚生労働省「平成 27 年賃金構造基本統計調査」

## (4) 男女別勤続年数

### ●本県の女性の平均勤続年数はやや増加

男女の平均勤続年数を比較すると、本県における女性の平均勤続年数は前年から0.4年増の9.6年、男性は同0.3年増の12.7年となり、その差は3.1年となっている。女性が結婚・出産・育児を経ても働き続けることができるよう、男女がともに仕事と家庭の両立ができる働きやすい環境を整備することが必要である（図表53）。

図表53 男女別平均勤続年数

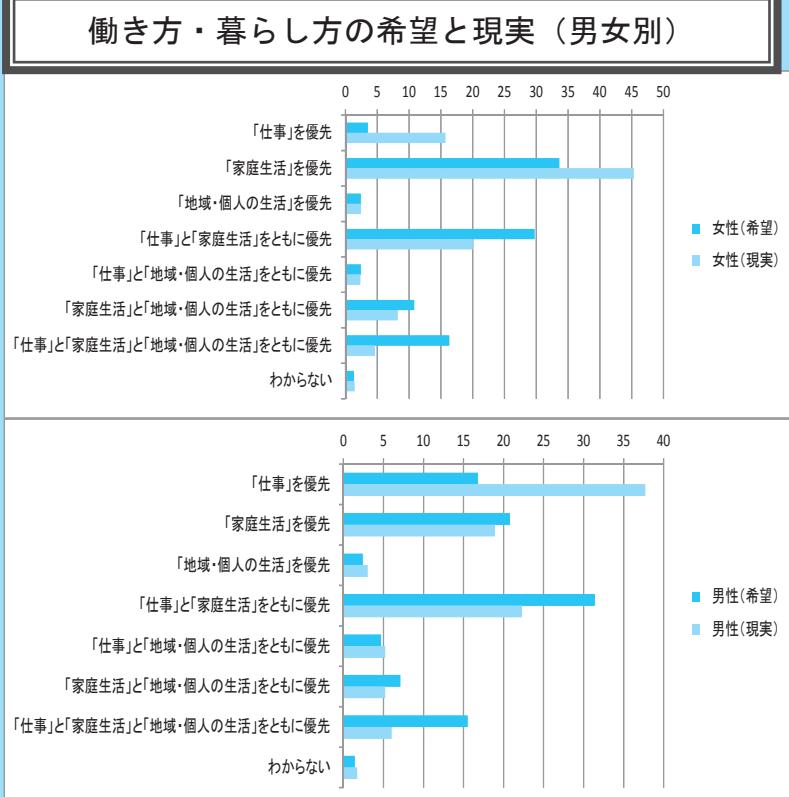


### トピック③

## 多様な働き方・暮らし方～働き方を見直しましょう～

仕事と家庭生活の理想と現実について国民の意識を見ると、男女共に「仕事と家庭生活をともに優先」等の複数の活動をバランスよく行うことを希望する割合が多い状況となっています。(右図参照)

しかし、現実は女性は家庭生活、男性は仕事優先と「仕事」か「家庭生活」のいずれか一方を優先せざるを得ない人が多いようです。



【内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成24年10月調査)より作成】

熊本県では、ダイバーシティやワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識を醸成するため、平成27年度に県内企業3社（金融・通販・製造業）を対象に業務の効率化や現在の働き方見直しなどのコンサルティングモデル事業を実施しました。

### 働き方見直しの取組とその効果（例）

#### 【取組内容】

- ・会議の時間を最初から決めておく（テーマ毎や各説明等にタイマーを使用）
- ・1日のスケジュールを課内で共有する（メールを活用）
- ・執務室やチーム内のレイアウトを変更する

#### 【具体的な効果】

- ・ダラダラ会議の消滅
- ・残業時間の縮減（70%縮減）
- ・コミュニケーションの活発化
- ・リフレッシュ休暇の100%取得

業務の効率化や働き方を見直すことは、企業における業務の効率化や業績向上につながるだけではなく、働き方・暮らし方においても理想と現実のギャップを埋める有効な手段ではないでしょうか。

### 3 農林水産業における状況

#### (1) 農林水産業における女性の参画状況

##### ●農協役員・農業委員の割合は年々増加傾向にあるものの依然として低い

農業就業人口に占める女性の割合は46.0%とほぼ半数に達しており、重要な担い手となっている。また、家族経営協定農家数も年々増加しており、女性が経営に参画できる環境が少しづつ整えられている。

一方で、農協役員に占める女性の割合は8.0%で、就業比率からすると依然として低い(図表54~56)。本県の農業においては女性が重要な担い手であることから、政策・方針決定過程への女性の参画を加速化していく必要がある。

図表54 農林水産業の女性従業者

	調査時点	女性の割合	出典
農業就業人口	H27.2.1	46.0%	H27農林業センサス
林業就業者	H22.10.1	14.1%	H22年度国勢調査
漁業就業者	H25.11.1	24.3%	H25漁業センサス

図表55 農協役員・農業委員・女性起業数

	調査時点	女性の割合等	備考
農 協 役 員 (理 事)	H19.3.31現在	2.7%	熊 本 県 團 體 支 援 課 調 べ
	H20.3.31現在	2.9%	
	H21.3.31現在	4.1%	
	H22.3.31現在	7.5%	
	H23.3.31現在	7.5%	
	H24.3.31現在	7.7%	
	H25.3.31現在	7.8%	
	H26.3.31現在	7.8%	
	H27.3.31現在	7.7%	
	H28.3.31現在	8.0%	
農 業 委 員	H19.9.1現在	5.7%	熊 本 県 農 地 ・ 担 い 手 支 援 課 調 べ
	H20.9.1現在	6.3%	
	H21.9.1現在	6.9%	
	H22.9.1現在	7.1%	
	H23.9.1現在	8.1%	
	H24.9.1現在	8.1%	
	H25.9.1現在	8.4%	
	H26.9.1現在	8.2%	
	H27.9.1現在	7.8%	
	H28.9.1現在	9.1%	
(女 性 起 業 数)	H19.3.31現在	198	熊 本 県 農 地 ・ 担 い 手 支 援 課 調 べ
	H20.3.31現在	213	
	H21.3.31現在	217	
	H22.3.31現在	204	
	H23.3.31現在	180	
	H24.3.31現在	178	
	H25.3.31現在	135	
	H26.3.31現在	128	
	H27.3.31現在	116	
	H28.3.31現在	105	

図表56 女性認定農業者数・家族経営協定締結農家数

	年度	数値	備考
女性 認 定 農 業 者 数	平成17年度実績	336人	熊 本 県 農 地 ・ 担 い 手 支 援 課 調 べ
	平成18年度実績	362人	
	平成19年度実績	431人	
	平成20年度実績	505人	
	平成21年度実績	721人	
	平成22年度実績	694人	
	平成23年度実績	682人	
	平成24年度実績	818人	
	平成25年度実績	1,044人	
	平成26年度実績	1,155人	
締 結 農 家 数	平成27年度実績	1,293人	
	平成17年度実績	2,387戸	熊 本 県 農 地 ・ 担 い 手 支 援 課 調 べ
	平成18年度実績	2,577戸	
	平成19年度実績	2,641戸	
	平成20年度実績	2,740戸	
	平成21年度実績	2,929戸	
	平成22年度実績	3,117戸	
	平成23年度実績	3,169戸	
	平成24年度実績	3,314戸	
	平成25年度実績	3,469戸	

## 4 地域における状況

### (1) 地域活動における女性の参画状況

#### ●自治会長、PTA会長、消防団員に占める女性の割合は依然として低い

民生委員・児童委員に占める女性の割合は6割を超えて増え続けており、多くの女性が地域活動に携わっている。しかし、自治会長、PTA会長等の地域リーダーに占める女性の割合は、依然として低い状況のまま横ばいで推移しており、方針決定過程への女性の参画は十分ではない（図表57）。

地域活動を担う人材として女性は貴重な存在であることを全ての人が認識し、まちづくりや災害対策など各分野で女性が活躍できる環境づくりが必要である。

図表57 熊本県の地域活動における女性割合

	調査時点	全体(人)	うち女性(人)	女性の割合	備考
自治会長	H19. 4. 1現在	3,883	80	2.1%	熊本県男女参画・協働推進課調べ ※公立の小学校・中学校・高校のみ
	H20. 4. 1現在	4,307	100	2.3%	
	H21. 4. 1現在	4,736	99	2.1%	
	H22. 4. 1現在	4,571	95	2.1%	
	H23. 4. 1現在	4,540	107	2.4%	
	H24. 4. 1現在	4,544	100	2.2%	
	H25. 4. 1現在	4,647	120	2.6%	
	H26. 4. 1現在	4,558	121	2.7%	
	H27. 4. 1現在	4,461	115	2.6%	
	H28. 4. 1現在	4,606	111	2.4%	
PTA会長	H20. 1現在	679	50	7.4%	熊本県社会教育課調べ ※公立の小学校・中学校・高校のみ
	H20. 9現在	672	32	4.8%	
	H21. 9現在	663	31	4.7%	
	H22. 9現在	656	40	6.1%	
	H23. 6現在	649	47	7.2%	
	H24. 6現在	624	33	5.3%	
	H25. 6現在	606	36	5.9%	
	H26. 6現在	632	44	7.0%	
	H27. 6現在	589	43	7.3%	
	H28. 6現在	596	39	6.5%	
民生委員・児童委員	H19. 12. 1現在	4,068	2,371	58.3%	熊本県健康福祉政策課調べ
	H20. 9. 1現在	4,083	2,385	58.4%	
	H21. 8. 1現在	4,077	2,388	58.6%	
	H22. 4. 1現在	4,053	2,378	58.7%	
	H23. 4. 1現在	4,054	2,426	59.8%	
	H24. 4. 1現在	4,092	2,465	60.2%	
	H25. 4. 1現在	4,072	2,462	60.5%	
	H26. 4. 1現在	4,080	2,485	60.9%	
	H27. 4. 1現在	4,100	2,509	61.2%	
	H28. 4. 1現在	4,095	2,524	61.6%	
消防団員	H19. 4. 1現在	35,441	400	1.1%	熊本県消防保安課調べ
	H20. 4. 1現在	35,342	513	1.4%	
	H21. 4. 1現在	34,970	531	1.5%	
	H22. 4. 1現在	35,078	576	1.6%	
	H23. 4. 1現在	34,774	603	1.7%	
	H24. 4. 1現在	34,556	626	1.8%	
	H25. 4. 1現在	34,417	646	1.9%	
	H26. 4. 1現在	34,574	725	2.1%	
	H27. 4. 1現在	34,369	764	2.2%	
	H28. 4. 1現在	34,117	774	2.3%	

## IV 仕事と生活の調和が図れる環境づくり

少子高齢化、雇用の変化、人々の価値観の多様化などが進む中、男女共同参画社会の実現のためにも、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図っていくことが大切である。ワーク・ライフ・バランスは、男性が育児や介護、地域活動、さらには自己啓発のための時間を確保でき、女性は仕事と結婚・出産・育児との両立が可能になる。このため、個人のライフスタイルやライフサイクルに合わせた働き方の選択が可能になるよう、企業と労働者、国、地方公共団体等が連携して、環境を整備していく必要がある。

ここでは、熊本県のワーク・ライフ・バランスの状況についてみていく。

### ポイント

- 1 妻の就業の有無にかかわらず夫の家事・育児・介護時間は短い。
- 2 「ワーク・ライフ・バランス」の認知状況は、「言葉も内容も知っている」が48.5%と、前年より5.8ポイント増加した。
- 3 育児休業取得率は、女性は前年より3.4ポイント増の96.0%であるが、男性は0.4%増の2.0%となり、依然として低い。

## 1 仕事と生活の両立の状況

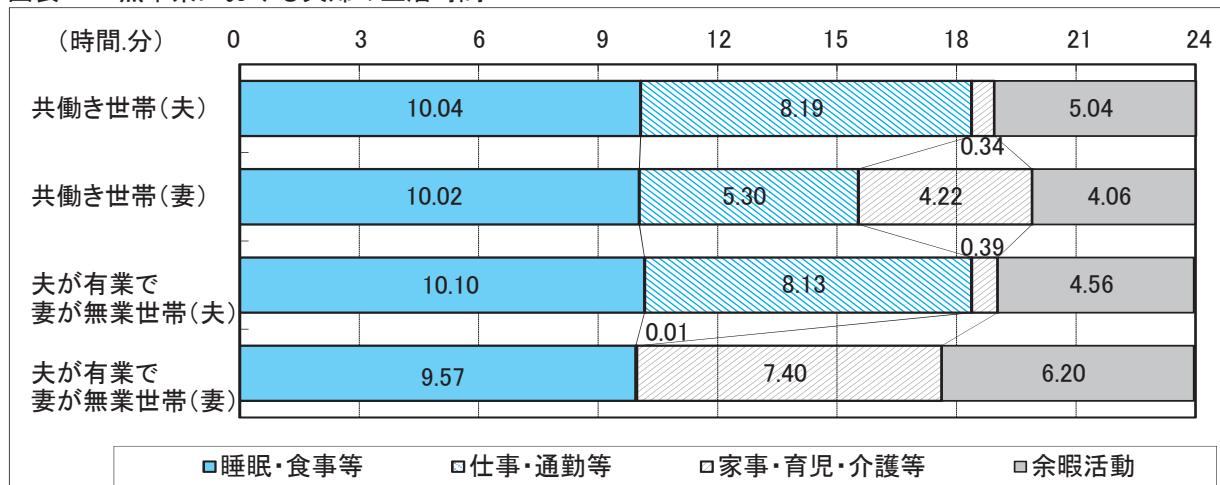
### (1) 夫婦の生活時間

#### ●家事・育児・介護は、就業の有無にかかわらず妻に偏る

家事・育児・介護等に従事する時間は、夫が有業で妻が無業の世帯においては、夫が39分、妻が7時間40分である。また、共働き世帯であっても、夫が34分であるのに対し、妻は4時間22分と大きな差がある。これは妻の就業の有無にかかわらず、夫が家事や育児、介護などにかける時間が妻と比べて著しく短いことを示している（図表58）。

男性の家事・育児など家庭生活への参画を進め、男女がともに自立し、支えあう社会を実現することは重要である。

図表58 熊本県における夫婦の生活時間



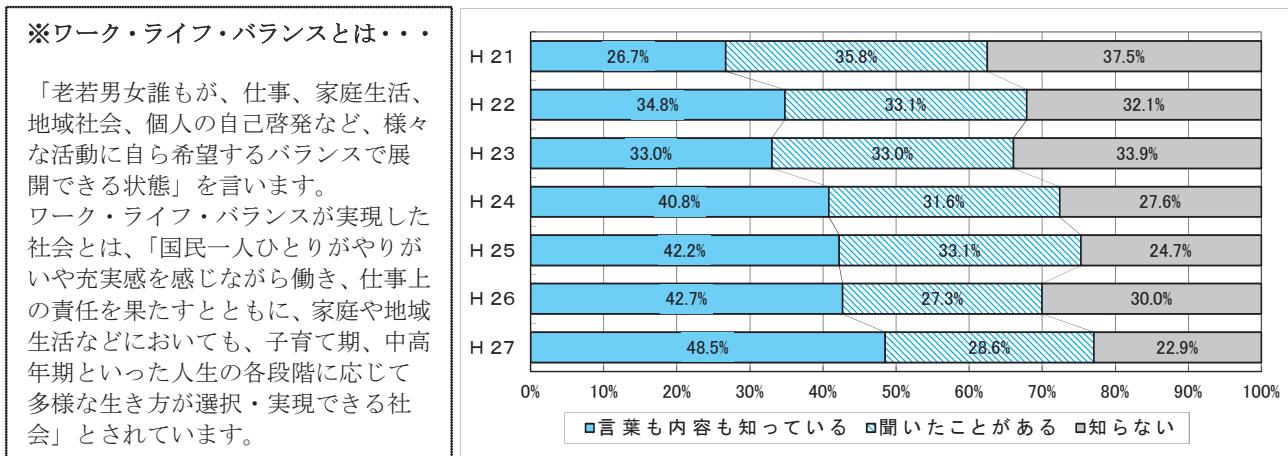
総務省「平成23年度社会生活基本調査」

## (2) 県内事業所の状況

### ●ワーク・ライフ・バランスの認知状況は48.5%

平成27年のワーク・ライフ・バランスの認知状況は、「言葉も内容も知っている」は5.8ポイント増加の48.5%と過去最高となり、「知らない」は7.1ポイント減少の22.9%と過去最低となっている。(図表59)。

図表59 ワーク・ライフ・バランスの認知状況(総数)



熊本県労働雇用創生課「熊本県労働条件等実態調査」

### ●次世代育成支援対策推進法で義務付けられている一般事業主行動計画策定率は、ほぼ100%

平成27年末時点における従業員101人以上の事業所では策定率99.8%となっている。一方、策定が努力義務である従業員100人以下の事業所からの策定届提出数は、204事業所となっている(図表60)。

図表60 一般事業主行動計画策定状況(事業所)

従業員	H18.12.31	H19.12.31	H20.12.31	H21.12.31	H22.12.31	従業員	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31
301人以上	100.0%	97.0%	100.0%	98.4%	95.3%	101人以上	99.1%	99.5%	99.8%	99.3%	99.8%
	(125/125)	(129/133)	(128/128)	(120/122)	(121/127)		(565/570)	(559/562)	(562/563)	(561/565)	(544/545)
300人以下	47事業所	116事業所	205事業所	286事業所	374事業所	100人以下	308事業所	303事業所	264事業所	234事業所	204事業所

厚生労働省「次世代育成支援対策取組状況」

※平成23年4月4日から、一般事業主行動計画策定・届出の義務づけ範囲が、従業員301人以上の事業所から従業員101人以上の事業所に拡充された。

#### 【参考】次世代育成支援対策推進法

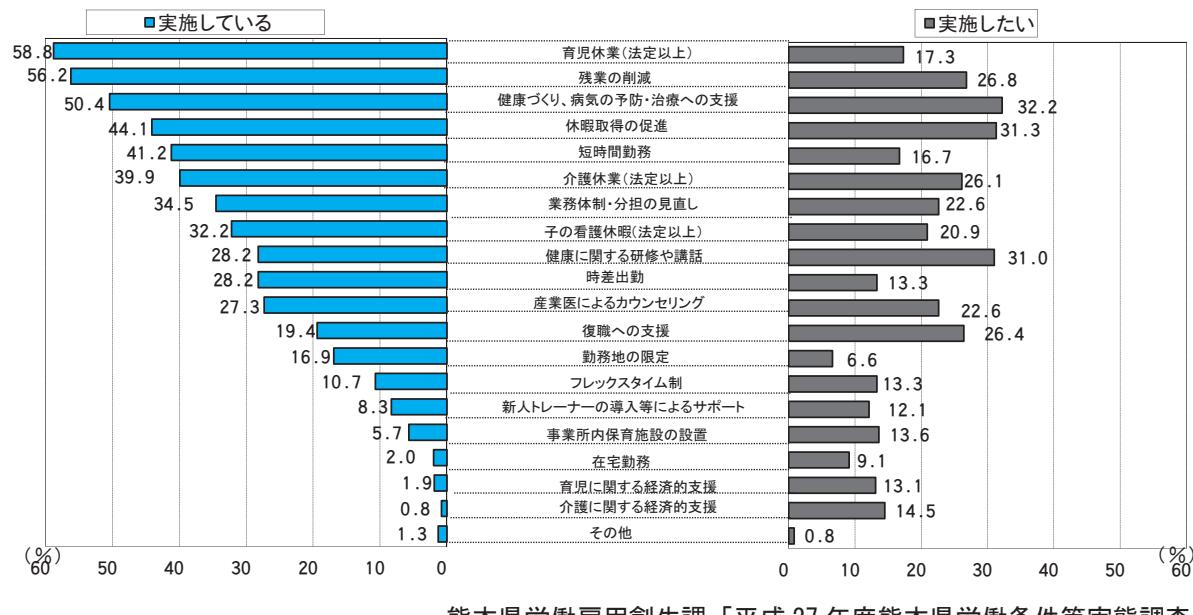
従業員	行動計画の公表及び従業員への周知の義務化(H21.4.1施行)			行動計画の届出義務企業の拡大(H23.4.1施行)	
	H21.4.1前	H21.4.1以降	H23.4.1以降	H23.4.1前	H23.4.1以降
301人以上		義務	義務	義務	義務
101人から300人	規定なし		義務	努力義務	義務
100人以下		努力義務	努力義務		努力義務

※平成17年4月～平成27年3月までの10年間の時限立法であったが、平成37年3月31日まで10年間延長された。

## ●育児休業（法定以上）、58.8%の事業所で取組

県内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取組内容については、「育児休業（法定以上）」が58.8%と最も高く、次いで「残業の削減」が56.2%、「健康づくり、病気の予防・治療への支援」が50.4%となっている（図表61）。

図表61 ワーク・ライフ・バランスの取組内容（複数回答）

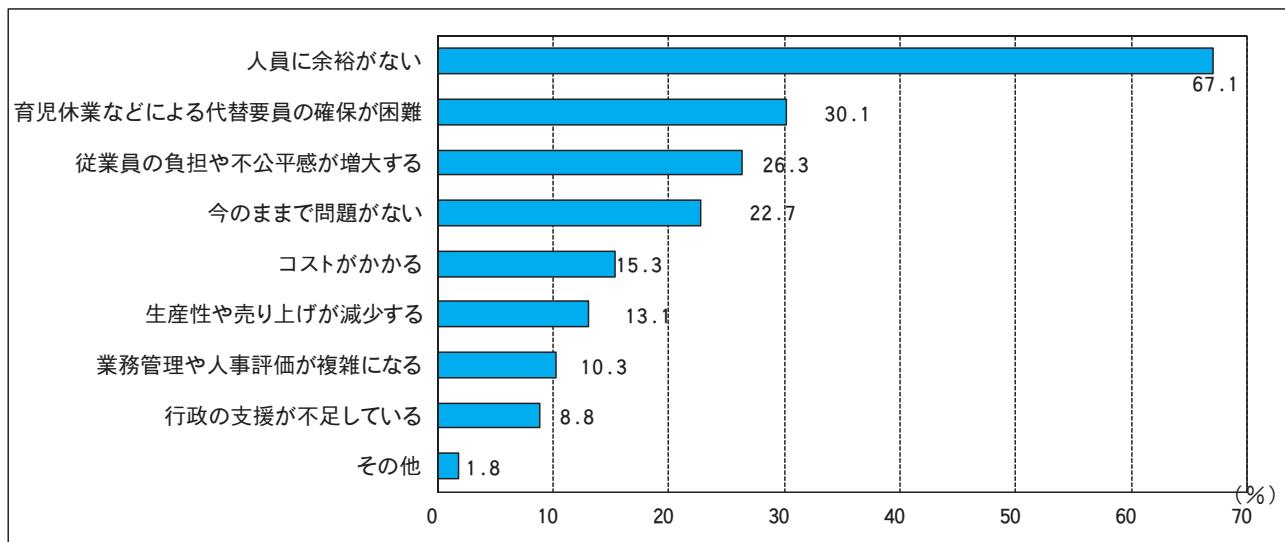


熊本県労働雇用創生課「平成27年度熊本県労働条件等実態調査」

## ●ワーク・ライフ・バランスを進めるためには、さらなる意識の啓発や代替要員等の問題を解決する必要がある

ワーク・ライフ・バランスに取り組む上での課題では、「人員に余裕がない」が前年から1.4ポイント増加し、67.1%と最も高く、次いで「育児休業などによる代替要員の確保が困難」30.1%となっている。今後は、意識啓発にとどまらず、代替要員等の職場環境を改善していくことが重要である（図表62）。

図表62 ワーク・ライフ・バランスに取組む上での課題（複数回答）



熊本県労働雇用創生課「平成27年度熊本県労働条件等実態調査」

### (3) 育児休業、介護休業

#### ●育児休業取得率は女性9割超、男性は0.4ポイント増加したが、依然として低い

平成27年の本県の育児休業取得率は、女性が前年より3.4ポイント増加し、90%台を維持している。男性は0.4ポイント増加して2.0%であり、極めて低い状態が依然として続いている（図表63）。

また、介護休業取得者の男女の割合でも、女性は約8割で、男性は2割にとどまっている（図表64）。

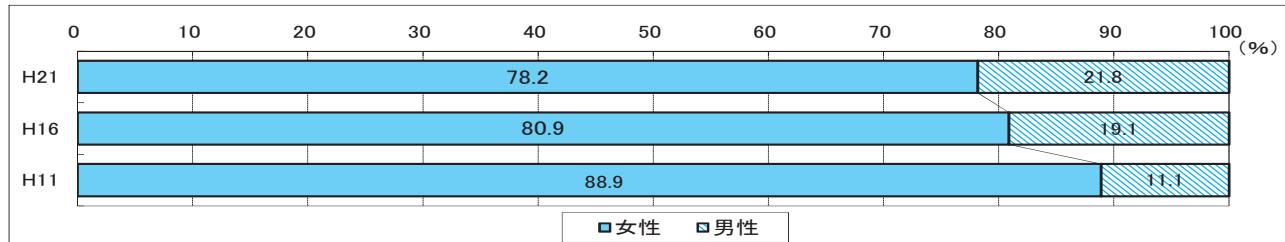
図表63 育児休業取得率

(%)

年度	熊本県		全国	
	女性	男性	女性	男性
H19	86.2	0.8	89.7	1.56
H20	94.0	1.4	90.6	1.23
H21	81.4	2.4	85.6	1.72
H22	91.4	1.6	83.7	1.38
H23	92.9	1.4	87.8	2.63
H24	96.0	1.3	83.6	1.89
H25	94.5	2.2	83.0	2.03
H26	92.6	1.6	86.6	2.30
H27	96.0	2.0	81.5	2.65

熊本県：熊本県労働雇用創生課「熊本県労働条件等実態調査」、全国：厚生労働省「雇用均等基本調査」

図表64 介護休業取得者に占める男女の割合



熊本県労働雇用創生課「平成21年度熊本県女性労働実態調査」

### (4) 子育て支援

#### ●子育て支援に関するさらなる充実が必要である

通常保育定員数は年々増加しているが、保育所入所待機児童数も平成24年度から増加傾向にある。また、男女がともに働き続けるために必要となる延長保育事業実施箇所数や放課後児童クラブ実施箇所数は増加傾向にあるが、今後継続して、子育て支援に関する様々なサービスの充実は重要である（図表65）。

図表65 子育て支援に関する主な指標（熊本市も含む）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
保育所入所待機児童数	119人	83人	104人	93人	141人	194人	396人	582人	678人	659人
通常保育定員数	43,710人	44,215人	44,485人	44,600人	45,125人	45,920人	46,649人	47,494人	48,189人	57,230人
延長保育事業実施箇所数	478	486	493	489	510	507	521	528	547	496
休日保育事業実施箇所数	26	24	26	23	23	22	25	23	36	—※2
ファミリー・サポート・センター実施箇所数	16	19	19	22	24	25	26	27	27	27
病児・病後児保育事業実施箇所数※1	13	13	15	18	22	22	25	26	28	31
放課後児童クラブ実施箇所数	262	281	289	298	312	319	329	333	341	409

※1 平成19年度までは、施設型病後児保育事業実施箇所数

※2 平成27年度から子ども子育て支援新制度が施行され、休日保育事業実施箇所数に関しては、休日保育の事業としての実施はなくなり、施設型給付の中で費用の補助をすることとなったため、事業箇所数の把握不可。

熊本県子ども未来課調べ

#### トピック④

### 男女共同参画の視点からの避難所運営について

東日本大震災では、女性や子育てに配慮した避難所運営等で女性の視点が十分でなかったため、下記のような様々な問題が発生しました。

- ・授乳場所の不足
- ・避難所における女性用品の提供、衛生用品等の生活必需品の不足 等

今回発生した熊本地震では、避難所の運営状況について確認を行い、市町村等に優良事例等の情報を提供するなど、避難所の運営改善を図りました。

#### (優良事例)

- ・授乳室と女性用更衣室の個室化（使用中等の表示を利用）、授乳ケープ（※）の利用
- ・仮設トイレを男女別に設置
- ・女性用トイレを多めに設置
- ・トイレ内に女性用品を常備
- ・ふすまや布等で個室をつくり、着替え、洗濯物干しなどの女性専用スペースとして利用

※授乳中の胸元を隠すためのもの

#### (改善が必要な事例)

- ・授乳室がないため、車内で授乳をする例があった
- ・女性用品等が他の物資と同じところに置かれていた
- ・運営スタッフに女性がいないところがあった

【県男女共同参画センター作成 男女共同参画の視点から見た避難所運営の優良事例及び改善案（抜粋）】

## V 推進体制の充実・連携強化

男女共同参画社会づくりを着実に進展させるためには、住民に一番身近で重要な役割を果たす市町村と県が連携体制を強化し、各種施策に取組んでいく必要がある。

また、行政間の連携だけではなく、男女共同参画社会の実現に向けて自主的に活動を展開している各種団体を支援し、連携・協働を進めていく必要がある。

さらに、国際的な視野のもと、男女共同参画社会を国際的協調の立場で進めていくことも大切なことである。

ここでは、市町村や県民、NPO等の団体との協働による取組状況などについてみていく。

### ポイント

- 1 全ての市町村が男女共同参画計画を策定し、着実に男女参画社会づくりを進めている。
- 2 日本のジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、前年より順位を10位下げ、144カ国中111位になった。国際的にみて、政治・経済分野における男女の格差は未だに大きい。

### 1 市町村の取組状況

#### (1) 推進体制の整備状況

##### ●推進体制の整備も着実に進み、男女共同参画計画策定率は100%

県内市町村における男女共同参画社会の推進体制の進捗状況は、

- ・条例制定率 44.4% (45市町村中、20市町村制定)
- ・男女共同参画計画策定率 100.0% (全市町村策定)
- ・府内推進会議設置率 77.8% (45市町村中、35市町村設置)
- ・民間有識者による審議機関（懇話会等）設置率 93.3% (45市町村中、42市町村設置)
- ・女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画 100.0% (全市町村策定)

となっている（図表67）。

また、男女共同参画宣言を行った市町村は11市町である（図表66）。

図表66 熊本県の男女共同参画宣言都市（平成28年4月1日現在）

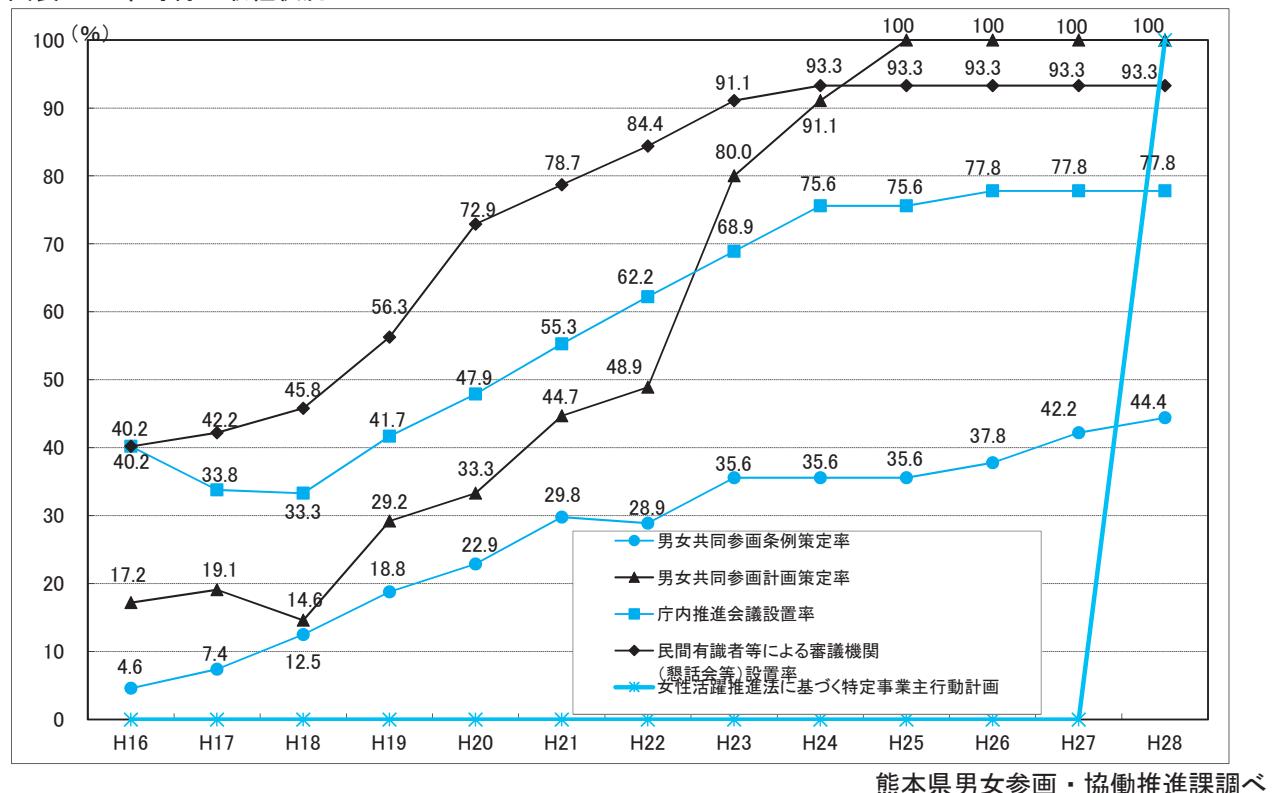
宣言年度	市町村名	備考
H7	旧八代市	合併前に宣言
H15	旧菊池市	合併前に宣言
H16	荒尾市	H17.1.29
H17	水俣市	H17.11.20
H18	天草市	H19.2.17
H19	宇城市	H19.11.21
	合志市	H20.1.26
H20	上天草市	H21.1.24
H21	八代市	H21.6.19
	益城町	H21.9.15
H22	菊池市	H22.11.20
	大津町	H23.2.6
H23	菊陽町	H24.1.28

#### ※男女共同参画宣言都市とは

男女共同参画社会の実現に向けて気運を広く醸成することを目的として、自治体を挙げて男女共同参画社会づくりへの取組みを行うことを宣言した都市。

内閣府は、他の地方公共団体のモデルとして、地域における男女共同参画社会づくりを推進していくことを目的として、平成6年度から「男女共同参画宣言都市」となることを奨励する事業を実施している。

図表 67 市町村の取組状況



熊本県男女参画・協働推進課調べ

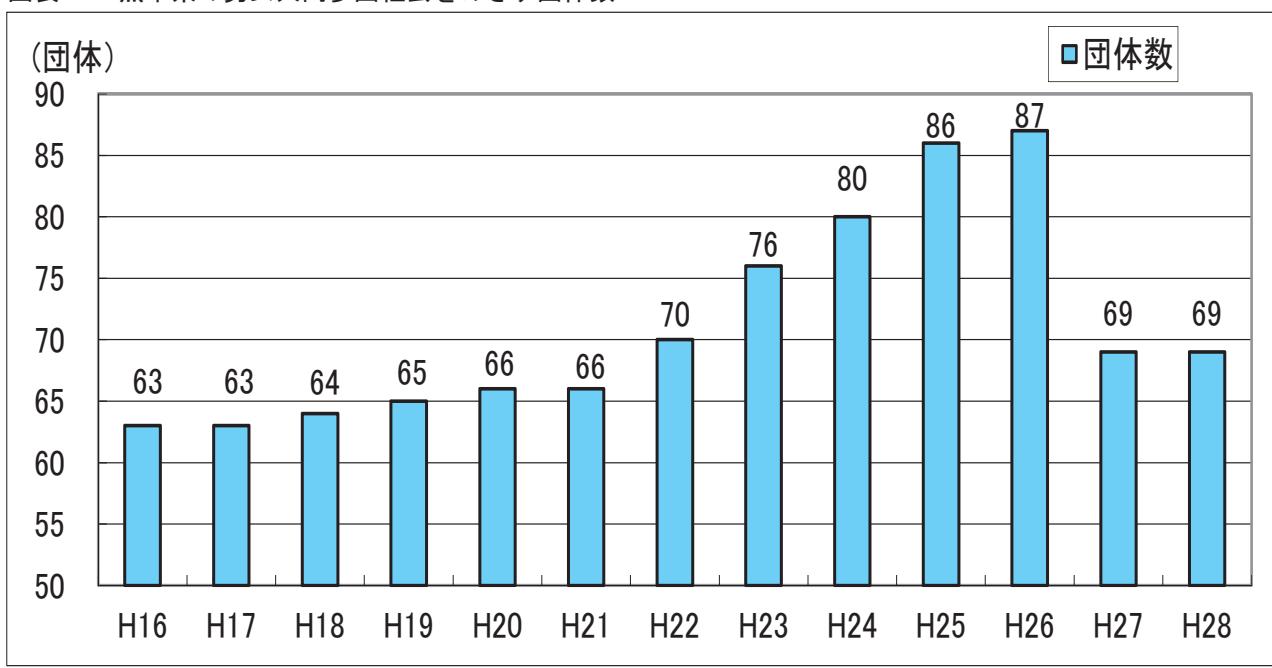
## 2 県民、NPO等との協働による取組状況

### (1) 男女共同参画社会をめざす団体数

#### ●めざす団体数は69団体

本県の男女共同参画社会をめざす団体数は、平成28年3月末時点での69団体である。(図表68)。

図表 68 熊本県の男女共同参画社会をめざす団体数



熊本県男女参画・協働推進課調べ

### 3 國際的な状況

#### (1) 日本の女性の参画状況

##### ●国際的に見ても低い水準にある我が国の女性の参画状況

2015年に国連開発計画が発表した「人間開発報告書」によると、日本は人間開発指数（HDI）が188か国中20位で、前年より順位を3つ下げた。

また、世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、144か国中111位と前年より順位を10位下げている。

日本は、人間開発の達成度では実績を上げているが、政治・経済分野における男女の格差は未だに大きく、女性が政治・経済活動等に参画し、意思決定に携わる機会が不十分であると言える。

##### ※HDI 人間開発指数とは…

(Human Development Index)

国連開発計画（UNDP）による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識（平均就学年数及び予想就学年数）、1人当たり国内総所得を用いて算出している。

##### ※GGI ジェンダー・ギャップ指数とは…

(Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。

図表 69 HDI、GGIにおける日本の順位

HDI(人間開発指数)		
順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.944
2	オーストラリア	0.935
3	スイス	0.930
4	デンマーク	0.923
5	オランダ	0.922
6	ドイツ	0.916
6	アイルランド	0.916
8	米国	0.915
9	カナダ	0.913
9	ニュージーランド	0.913
:	:	
17	韓国	0.898
:	:	
20	日本	0.891
	:	

GGI(ジェンダー・ギャップ指数)		
順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.874
2	フィンランド	0.845
3	ノルウェー	0.842
4	スウェーデン	0.815
5	ルワンダ	0.800
6	アイルランド	0.797
7	フィリピン	0.786
8	スロベニア	0.786
9	ニュージーランド	0.781
10	ニカラグア	0.780
:	:	
111	日本	0.660
:	:	
116	韓国	0.649
:	:	

国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書2015」及び世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report2016」より作成

測定可能な国数は、HDIは188か国、GGIは144か国

## 第2章

### 熊本県が実施した男女共同参画施策の実施状況 (平成27年度)

I	施策評価について	42
	○参考：「第3次熊本県男女共同参画計画」体系図	44
II	重点目標別施策の実施状況	
1	男女共同参画の視点に立った意識の改革	45
2	人権の尊重と健康に配慮した社会づくり	46
3	さまざまな分野における男女共同参画の推進	47
4	仕事と生活の調和が図れる環境づくり	49
5	推進体制の充実・連携強化	50
III	平成27年度男女共同参画施策一覧	51

# I 施策評価について

## 1 位置づけ

熊本県男女共同参画推進条例第24条の規定に基づき、「第3次熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと21）」（計画期間：平成23年度～27年度）の体系（P43参照）に沿って評価を行うとともに、最終年度として、各重点項目の総括を行った。

## 2 評価の対象

評価の対象は、第3次熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと21）を実効性のあるアクションプランとするため、同計画の第4章に重点目標毎に設定した「成果目標」の30項目34指標とし、その進捗状況を取りまとめ、評価を行った。また、同章に掲げる「参考指標」26指標については、男女共同参画社会づくりを推進するにあたって推移をフォローアップするデータとして並べて掲載した。

＜成果目標及び参考指標の内訳＞

重 点 目 標	指 標 数		
	成 果 目 標 (評価の対象)	参 考 指 標 (評価せず)	合 計
1 男女共同参画の視点に立った意識の改革	5	2	7
2 人権の尊重と健康に配慮した社会づくり	8	6	14
3 さまざまな分野における男女共同参画の推進	12	13	25
4 仕事と生活の調和が図れる環境づくり	7	2	9
5 推進体制の充実・連携強化	2	3	5
合 計	34	26	60

## 3 評価の基準

評価は、計画策定時の値と比べて、平成27年度の実績値が目標値に近づいているか否かを「指標の動向」欄に矢印で表し、評価した。

### 【評価の基準】

平成27年度の実績値が

### 【指標の動向の表示】

■計画策定時の値に比べて目標値に近づいているもの又は目標値に達しているもの



■計画策定時の値と同じであるもの



■計画策定時の値に比べて目標値から遠のいているもの



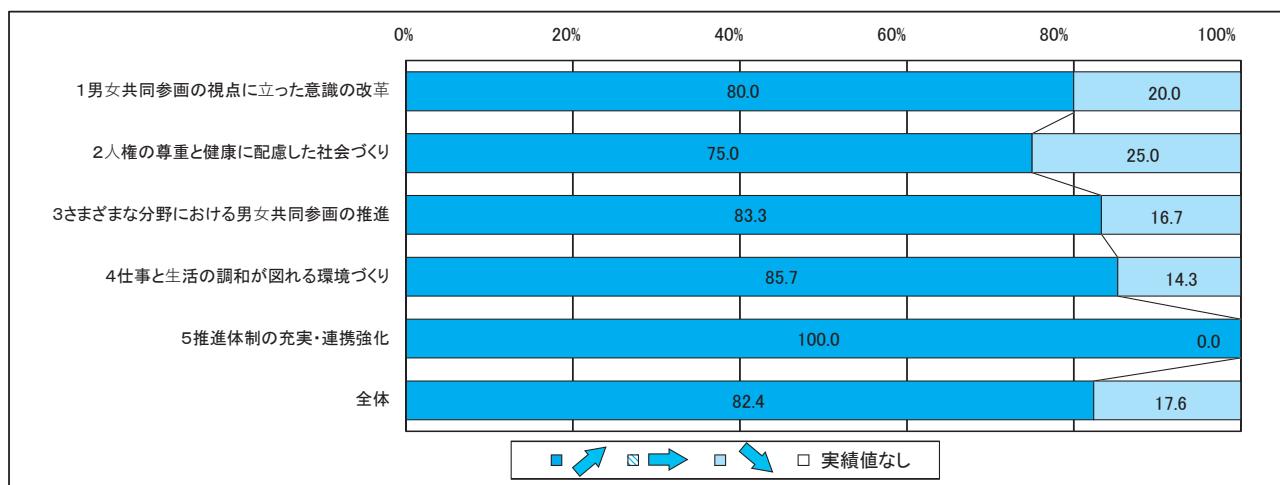
■平成27年度は実績値の測定が行われなかつたもの（実績値なし）



## 4 評価結果の概要

平成27年度の成果目標の指標について、とりまとめた結果は次のとおりである。

重 点 目 標	評 価			
	↗ 目標値に近づいている又は達成している	→ 計画策定時と同じ	↘ 目標値から遠のいている	— 実績値なし
1 男女共同参画の視点に立った意識の改革	4	0	1	0
2 人権の尊重と健康に配慮した社会づくり	6	0	2	0
3 さまざまな分野における男女共同参画の推進	10	0	2	0
4 仕事と生活の調和が図れる環境づくり	6	0	1	0
5 推進体制の充実・連携強化	2	0	0	0
合 計	28 (82.4%)	0 (0.0%)	6 (17.6%)	0 (0.0%)



# 「第3次熊本県男女共同参画計画」体系図 (計画期間:平成23年度～平成27年度)

## 〔重点目標〕

## 〔施策の基本方向／主要施策〕

### 1 男女共同参画の視点に立った意識の改革

- (1) 意識改革に向けた広報・啓発の推進
  - ① 固定的性別役割分担意識の解消等男女共同参画に関する広報・啓発
  - ② メディアにおける男女共同参画の推進
- (2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
  - ① 家庭、地域における男女平等を推進する教育・学習
  - ② 学校等における男女平等を推進する教育・学習

### 2 人権の尊重と健康に配慮した社会づくり

- (1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
  - ① 女性に対するあらゆる暴力への対策
  - ② 被害者に対する救済及び自立支援策の充実
- (2) 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進
  - ① 男性・子どもへの人権啓発
  - ② 男性・子どもへの健康支援
- (3) 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
  - ① 高齢者、障がい者、外国人の自立した生活に対する支援
  - ② 貧困等生活上の困難に直面する人々に対する対応
- (4) 生涯を通じた女性の健康支援
  - ① 女性の健康問題に対する配慮・対策推進
  - ② 妊娠・出産等に関する支援体制の整備

### 3 さまざまな分野における男女共同参画の推進

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
  - ① 各種審議会等への女性委員の登用推進
  - ② 管理職等への女性の登用推進
  - ③ 女性の新たな分野への進出の支援
- (2) 就業・雇用分野における男女共同参画の実現
  - ① 男女の均等な機会と待遇の確保対策
  - ② 女性の職業能力開発と能力発揮のための支援
- (3) 農山漁村における男女共同参画の推進
  - ① 女性の政策・方針決定過程への参画拡大
  - ② 女性の経営者としての参画
  - ③ 女性の起業活動等による農山漁村の活性化
- (4) 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進
  - ① 地域づくりにおける女性の政策・方針決定過程への参画拡大
  - ② 地域づくり等におけるリーダーの養成
  - ③ 防災、環境、観光分野における男女共同参画の推進

### 4 仕事と生活の調和が図れる環境づくり

- (1) 仕事と家庭・地域生活の両立支援
  - ① ワーク・ライフ・バランスに対する理解の促進
  - ② 繼続して働く就業条件整備及び子育て・介護支援策の充実
  - ③ 家事・育児・介護や地域活動への男性の参画推進
  - ④ 女性の再就職支援

### 5 推進体制の充実・連携強化

- (1) 県、市町村の推進体制の強化
  - ① 県における推進体制の強化
  - ② 職員、教職員等の意識啓発
  - ③ 市町村の推進体制の強化
- (2) 県民やNPO等との協働による取組みの推進
  - ① 団体、ボランティア、NPO等との協働の推進
  - ② 男女共同参画推進のリーダー養成
- (3) 国際的協調の推進
  - ① 国際交流・国際協力の推進
  - ② 男女共同参画に関する国際的情報の収集・発信

## II 重点目標別施策の実施状況

### 1 男女共同参画の視点に立った意識の改革

#### 第3次計画総括

男女が性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、県民一人ひとりが男女共同参画社会について正しく理解することが重要であり、県では、学校、地域、職場等においてさまざまな啓発活動を実施した。

その結果、『男は仕事、女は家庭』などと性別によって役割を決める考え方（固定的性別役割分担意識）に「同感しない」「どちらかといえば同感しない」と回答した県民の割合は計画策定時より増加しているが、年齢層が高いほど根強く残っている傾向にあることから、今後も引き続き社会の慣習や実態を是正するため、あらゆる場面において広報・啓発を進めていく必要がある。

#### 男女共同参画計画に掲げる指標の状況

##### 《成果目標》

指標	計画策定時の値	H27実績	指標の動向	所管課
性別によって役割を固定する考え方に対する同感しない県民の割合	70.3%(H22.5)	72.2%	↗	男女参画・協働推進課
「男女共同参画社会」という用語の周知度	56.9%(H21.12)	56.5%	↘	男女参画・協働推進課
男女共同参画センターのホームページ年間アクセス件数	9,517件(H21)	36,553件	↗	男女共同参画センター
男女共同参画を校内研修のテーマに採用した学校(公立小・中・高校)の割合	71.8%(小中学校) 39.1%(高校) (H22.3)	96.0%(小中学校) 94.1%(高校) (H28.3)	↗ ↗	男女参画・協働推進課 教育庁義務教育課 高校教育課

##### 《参考指標》

指標	計画策定時の値	H27実績	所管課
熊本県における男女の地位の平等感で「男性が優遇されている」と感じる人の割合	63.5%(H21.12)	61.5%	男女参画・協働推進課
熊本県における大学等進学率	男性 39.5% 女性 45.1% (H22.3)	男性 41.6% 女性 49.9% (H27.3)	教育庁高校教育課

## 2 人権の尊重と健康に配慮した社会づくり

### 第3次計画総括

セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（以下DV）、ストーカー行為及び性犯罪など、女性に対する暴力や人権侵害の根絶に向けて、県では様々な支援を行ってきている。

しかし、ストーカーの認知件数（P16 参照）は増加しているため、今後一層の関係機関による連携を強化し、県内各地域における相談窓口の存在を周知するなどの取組が重要である。

また、児童虐待相談件数（P18 参照）も増え続けているという現状から、困難を抱える家庭への支援を通じた子どもの人権及び健康などを守る取組をさらに推進し、すべての人にとって生きやすい社会づくりをめざす必要がある。

### 男女共同参画計画に掲げる指標の状況

#### 《成果目標》

指標	計画策定時の値	H27実績	指標の動向	所管課
DVの認知度（言葉だけではなく内容まで知っている人の割合）	62.7%(H21.12)	67.1%(H26.12)	↗	子ども家庭福祉課
全高等学校、特別支援学校及び高等専門学校におけるDV未然防止教育事業実施校の割合	59.6% (62／104校) (H23.3)	80% (84／115校) (H28.3)	↗	子ども家庭福祉課
健康づくり事業を実施する市町村老人クラブ数	35市町村 老人クラブ(H21)	45市町村 老人クラブ	↗	高齢者支援課
障がい者の法定雇用率を達成している民間企業の割合	59.0%(H22)	56.3%	↘	労働雇用創生課
母子家庭等就業・自立支援センターの支援による就業者数	71人(H22.3)	30人	↘	子ども家庭福祉課
子宮がん（子宮頸がん）・乳がん検診受診率	子宮頸がん検診 43.4% 乳がん検診 47.8% (H22)	子宮頸がん検診 46.0% 乳がん検診 49.2% (H25)	↗ ↗	健康づくり推進課
妊娠満11週以内の妊娠届出率	72.0%(H21.3)	92.6%(H26)	↗	子ども未来課

#### 《参考指標》

指標	計画策定時の値	H27実績	所管課
配偶者からDV被害を受けたことのある女性の割合	26.2%(H21.12)	21.6%(H26.12)	子ども家庭福祉課
熊本県内の主な相談窓口におけるDV相談件数	3,381件(H22.3)	4,505件(H28.3)	男女参画・協働推進課 子ども家庭福祉課
DV防止法に基づく一時保護件数	68件(H21)	59件(H27)	子ども家庭福祉課
熊本県における人口10万人あたりの自殺者数	26.7人(H21)	18.6人(H26)	障がい者支援課
人工妊娠中絶実施率	10.9%(H21)	10.0%(H26)	子ども未来課
妊娠とこころの相談における相談件数	123件(H21)	156件(H27)	子ども未来課

### 3 さまざまな分野における男女共同参画の推進

#### 第3次計画総括

男女共同参画社会を実現するためには、これまで男性中心になりがちだった政策・方針決定過程の場に女性の参画が進むことが重要である。

県や市町村では、審議会等への女性の登用について積極的に取り組んできた結果、登用率はゆるやかに伸びているものの、平成27年度の県の登用率は37.6%、市町村においては21.3%であるため更なる推進を図る必要がある。

また、民間企業における管理職（係長以上）に占める女性の割合は、未だ十分とはいえない状況であること、また、地域社会においても女性の自治会長やPTA会長などは極めて少ないとことから、あらゆる政策・方針決定過程の場への女性の参画を更に促進していく必要がある。

#### 男女共同参画計画に掲げる指標の状況

##### 《成果目標》

指標	計画策定時の値	H27実績	指標の動向	所管課
教職員における管理職に占める女性の割合	小学校 13.4% 中学校 3.5% 高校等 8.2% (H22.5)	小学校 12.9% 中学校 4.1% 高校等 12.4%	▲▲▲	教育庁 学校人事課
県の審議会等における女性委員の登用率	33.0%(H22.3)	37.6%(H28.3)	▲	男女参画・協働推進課
県役付職員全体における女性役付職員の割合	15.4%(H22.4)	19.8%(H28.4)	▲	人事課
市町村の審議会等委員に占める女性の割合	20.1%(H22.3)	21.3%	▲	男女参画・協働推進課
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）に取り組む企業の割合	22.1%(H21)	36.3%	▲	労働雇用創生課
家族経営協定締結農家数	2,929戸(H22.3)	3,703戸	▲	農地・担い手支援課
女性委員が登用されていない農業委員会数	10(H22.10)	11(H28.3)	▼	農地・担い手支援課
女性認定農業者数（単独申請＋夫婦共同申請）	721人(H22.3)	1,293人	▲	農地・担い手支援課
一人当たり販売金額100万円以上の農村女性起業グループ数の割合	21.6%(H22.3)	22.8%	▲	農地・担い手支援課
男女共同参画地域リーダー活動市町村の割合	91.1%(H22.3)	100%	▲	男女共同参画センター

## 《参考指標》

指標	計画策定時の値	H27実績	所管課
地方議会(県・市町村)における女性議員の割合	県 6. 1% 市 7. 3% 町村 4. 4% (H20.12)	県 4. 4% 市 8. 9% 町村 6. 0% (H27.12)	男女参画・協働推進課
市町村における女性役付職員の割合	23. 0%(H22.4)	22. 4%(H28.4)	男女参画・協働推進課
民間企業における管理職(係長以上)に占める女性の割合	20. 6%(H21)	22. 1%	労働雇用創生課
県の新規採用職員に占める女性の割合	34. 5%(H22.4)	42. 6%(H28.4)	人事課
熊本県の正社員における所定内賃金の男女格差	75. 8%(H21)	75. 9%	労働雇用創生課
セクシュアル・ハラスメント相談件数	233件(H20)	243件	労働雇用創生課
男女別平均勤続年数	男性 11. 6年 女性 9. 8年 (H21)	男性 11年11ヶ月 女性 11年3ヶ月	労働雇用創生課
JA理事における女性の割合	7. 5%(H22.3)	8. 0%	団体支援課
農業委員に占める女性委員の割合	7. 1%(H22.9)	8. 1%(H28.3)	農地・担い手支援課
森林組合理事における女性の割合	1. 0%(H22.8)	1. 2%	団体支援課
消防団員における女性の割合	1. 6%(H22.4)	2. 3%(H28.4)	消防保安課
自治会長に占める女性の割合	2. 1%(H22.4)	2. 4%(H28.4)	男女参画・協働推進課
公立小・中・高等学校PTA会長に占める女性の割合	6. 1%(H22.9)	7. 3%(H27.6)	教育庁社会教育課

## 4 仕事と生活の調和が図れる環境づくり

### 第3次計画総括

男女共同参画社会を実現するために重要な仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）については、企業における認知度は少しづつ高まっているものの、まだ40%台で推移している状況である。

また、本県における夫婦の生活時間の調査では、妻が専ら家事・育児・介護等を行っている場合、家事等にかける時間は8時間弱、共働きの妻では4時間を超えているのに対して、夫は共働き世帯・専業主婦世帯にかかわらず35分前後である（P34 参照）。男性の育児休業取得率が計画策定時より低下していることも含め、女性の負担軽減は進んでいないことを示している。

女性が結婚や出産後継続して働き続けるためには、就業条件の整備や子育て・介護支援策の充実に加えて、男性の家庭生活や地域活動への参画を進めることが必要である。そのためには、ワーク・ライフ・バランスの視点に立って働き方を見直し、男女がともに支えあいながら、仕事と生活を両立していくことの重要性を社会全体にさらに浸透させていく必要がある。

なお、国の第4次男女共同参画計画の策定においても、男性の働き方や女性の継続就労に関する取組等が大きく取り上げられ、これまで以上に幅広い施策が展開されることとなっている。

### 男女共同参画計画に掲げる指標の状況

#### 《成果目標》

指標	計画策定時の値	H27実績	指標の動向	所管課
ワーク・ライフ・バランスの認知度	26.7%(H21)	48.5%	↗	労働雇用創生課
病児・病後児保育事業実施市町村数	15市町村 (H22.10)	31市町村 (H28.4)	↗	子ども未来課
保育所入所待機児童数(保育所を指定して待機している方は含まない)	465人(H22.10)	233人(H28.4)	↗	子ども未来課
放課後児童クラブ(学童保育)実施箇所数	313箇所(H22.4)	409箇所(H27.5)	↗	子ども未来課
ファミリー・サポート・センター実施箇所数	22箇所(H22.10)	27箇所(H28.4)	↗	子ども未来課
格付対象で常時10人以上の労働者を使用している事業者中、就業規則において育児休業制度及び介護休業制度を明記している者の割合	68.2%(H23.1) 2課合算	76.2%	↗	監理課 管理調達課
男性の育児休業取得率	2.4%(H21)	2.0%	↘	労働雇用創生課

#### 《参考指標》

指標	計画策定時の値	H27実績	所管課
年間総実労働時間数(一般労働者)	1,868時間(H20)	1,825時間	労働雇用創生課
年次有給休暇取得率	44.8%(H22.3) (7.8日/17.4日)	41.3% (7.1日/17.2日)	労働雇用創生課

## 5 推進体制の充実・連携強化

### 第3次計画総括

男女共同参画社会づくりを進めるためには、県及び市町村の推進体制の整備と、関係者が連携した積極的な取組が必要であり、職員一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、男女共同参画の視点を持って関連施策を進めていくことが重要である。

また、男女共同参画計画については、住民に最も身近な市町村で計画的・総合的に取り組むことが重要で、これらの取組については、行政だけで進めるのではなく、企業、各種団体及び県民すべてが連携を図り、各々が実践する事業をより効果的に推進していく必要がある。

### 男女共同参画計画に掲げる指標の状況

#### 《成果目標》

指標	計画策定時の値	H27実績	指標の動向	所管課
男女共同参画計画策定済市町村の割合	48.9%(H22.4)	100%	↗	男女参画・協働推進課
男女共同参画推進員活動市町村の割合	53.3%(H22.4)	66.7%	↗	男女共同参画センター

#### 《参考指標》

指標	計画策定時の値	H27実績	所管課
男女共同参画宣言市町村数	9市町(H22.4)	11市町(H28.4)	男女参画・協働推進課
男女共同参画条例策定済市町村の割合	28.9%(H22.4)	44.4%(H28.4)	男女参画・協働推進課
男女共同参画社会をめざす団体数	70団体(H22.4)	69団体	男女共同参画センター

### III 平成27年度 男女共同参画施策一覧

#### 1 男女共同参画の視点に立った意識改革

番号	事業・取組名	所管課
<b>(1) 意識改革に向けた広報・啓発の推進</b>		
① 固定的性別役割分担意識の解消等男女共同参画に関する広報・啓発		
1	男女共同参画ガイドブックの活用	男女参画・協働推進課
2	男女共同参画ホームページの運営	男女共同参画センター
3	男女共同参画通信等	男女共同参画センター
4	情報ライブラリーによる情報の収集・提供	男女共同参画センター
5	男女共同参画 in パレア	男女共同参画センター
6	パレアマインドアップセミナー	男女共同参画センター
7	人権教育・啓発総合推進事業	人権同和政策課
8	行政広報指針の普及	広報課
② メディアにおける男女共同参画の推進		
9	人権施策推進事業	人権同和政策課
10	行政広報指針の普及	広報課
11	有害図書、有害情報に対する対策の推進	くらしの安全推進課
<b>(2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実</b>		
① 家庭、地域における男女平等を推進する教育・学習		
12	男女共同参画ガイドブックの活用	男女参画・協働推進課
13	情報ライブラリーによる情報の収集・提供	男女共同参画センター
14	生涯学習推進センター学習情報提供事業	生涯学習推進センター
② 学校等における男女平等を推進する教育・学習		
15	男女相互の理解と協力を進める教育活動の充実	義務教育課
16	小学生向け啓発ビデオ活用促進、中学生・高校生向け学習資料活用促進	男女参画・協働推進課
17	私立高等学校等経常費助成費補助	私学振興課

#### 2 人権の尊重と健康に配慮した社会づくり

番号	事業・取組名	所管課
<b>(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶</b>		
① 女性に対するあらゆる暴力への対策		
② 被害者に対する救済及び自立支援策の充実		
18	男女共同参画アドバイザー派遣事業	男女参画・協働推進課
19	女性に対する暴力をなくす運動	男女共同参画センター
20	人権教育・啓発総合推進事業	人権同和政策課
21	DV未然防止教育事業	子ども家庭福祉課
22	女性相談センター運営	子ども家庭福祉課
23	女性総合相談事業	男女共同参画センター
24	DV対策関係機関職員専門研修	子ども家庭福祉課
25	DV防止対策推進事業	警察本部生活安全企画課
26	ストーカー行為等対策の推進	警察本部生活安全企画課
27	性犯罪などの事件の潜在化を防止するための取組みの強化	警察本部捜査第一課
28	被害女性の要望に沿った警察活動の推進	警察本部捜査第一課
29	被害女性に対する直接的支援事業	警察本部広報県民課
30	性犯罪指定捜査員等に対する教養	警察本部捜査第一課
31	人身取引被害者対策の推進	警察本部生活環境課
32	女性一時保護所管理運営	子ども家庭福祉課
33	女性一時保護委託事業	子ども家庭福祉課
34	女性一時保護者への就労支援	子ども家庭福祉課
35	ステップハウス事業	子ども家庭福祉課
36	DV被害者グループミーティング	障がい者支援課(精神保健福祉センター)
37	DV被害者カウンセリング	障がい者支援課(精神保健福祉センター)
38	県営住宅抽選倍率優遇の実施	住宅課
39	DV加害者カウンセリング	障がい者支援課(精神保健福祉センター)
40	DV対策ネットワーク事業	子ども家庭福祉課
41	性犯罪被害女性保護等のための連携強化	警察本部捜査第一課
42	被害者支援ネットワーク事業	警察本部広報県民課
<b>(2) 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進</b>		
① 男性・子どもへの人権啓発		
43	人権教育・啓発総合推進事業	人権同和政策課
44	DV未然防止教育事業	子ども家庭福祉課
45	児童相談所事業	子ども家庭福祉課
46	児童家庭支援センター事業	子ども家庭福祉課
47	こども110番設置事業	子ども家庭福祉課
48	子ども相談員事業	子ども家庭福祉課
49	児童ポルノ事犯の取締り	警察本部少年課
50	有害図書、有害情報に対する対策の推進	くらしの安全推進課

<b>(2) 男性・子どもへの健康支援</b>		
51	リトルエンジェル支援事業(極低出生体重児支援事業)	子ども未来課
52	未熟児養育医療	子ども未来課
53	乳幼児医療費助成事業	子ども未来課
54	すこやか育児支援事業	子ども未来課
55	エイズ予防啓発事業	健康危機管理課
56	性に関する教育推進事業、性教育の実践調査研究事業	体育保健課
57	望まない妊娠予防対策事業、思春期の性と生を育む事業	子ども未来課
58	小児慢性特定疾患治療研究事業	子ども未来課
59	育成医療	子ども未来課
60	長期療養児療育指導事業	子ども未来課
61	小児医療対策事業	医療政策課
62	私立高等学校等経常費助成費補助	私学振興課
63	長時間勤務労働者の健康障害の防止	総務事務センター 警察本部厚生課 教育政策課
64	市町村健康増進事業	健康づくり推進課
65	地域自殺対策強化事業	障がい者支援課
<b>(3) 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備</b>		
① 高齢者、障がい者、外国人の自立した生活に対する支援		
66	地域支援事業交付金交付事業	認知症対策・地域ケア推進課
67	介護予防推進重点対策事業	認知症対策・地域ケア推進課
68	老人福祉施設整備等事業及び介護基盤緊急整備等事業	高齢者支援課
69	介護予防推進重点対策事業	認知症対策・地域ケア推進課
70	高齢者住宅改造助成事業(市町村実施事業)	認知症対策・地域ケア推進課
71	明るい長寿社会づくり推進事業	高齢者支援課
72	シルバーヘルパー活動推進事業	高齢者支援課
73	高齢者能力活用推進事業	高齢者支援課
74	女性農業者等元気づくり事業	農地・担い手支援課
75	やさしさと夢あるまちづくり支援事業(ユニバーサルデザイン建築推進)	建築課
76	やさしいまちづくり条例に基づく建築物整備の推進(やさしいまちづくり推進)	建築課
77	UDやさしいまちづくりの推進(ハートフルバス制度の普及)	健康福祉政策課 福祉のまちづくり室
78	県営住宅抽選倍率優遇の実施	住宅課
79	国際相談コーナー事業	国際課
80	地域生活支援事業(地域活動支援センター機能強化事業)	障がい者支援課
81	視覚障がい者生活訓練事業	障がい者支援課
82	視覚障がい者歩行訓練指導等事業	障がい者支援課
83	地域生活支援事業(相談支援事業)	障がい者支援課
84	ほほえみスクールライフ支援事業	特別支援教育課
85	地域生活支援事業(日中一時支援事業)	障がい者支援課
86	地域療育センター事業	障がい者支援課
② 貧困等生活上の困難に直面する人々に対する対応		
87	児童扶養手当給付事業	子ども家庭福祉課
88	母子父子寡婦福祉資金貸付金	子ども家庭福祉課
89	ひとり親家庭等医療助成事業	子ども家庭福祉課
90	母子家庭等就業・自立支援センター事業	子ども家庭福祉課
91	母子家庭等自立支援給付金事業	子ども家庭福祉課
92	ひとり親家庭等相談事業	子ども家庭福祉課
93	ひとり親家庭等日常生活支援事業	子ども家庭福祉課
94	ひとり親家庭等応援事業	子ども家庭福祉課
95	県営住宅抽選倍率優遇の実施	住宅課
<b>(4) 生涯を通じた女性の健康の支援</b>		
① 女性の健康問題に対する配慮・対策推進		
96	女性総合相談事業	男女共同参画センター
97	女性のケア事業	子ども未来課
98	エイズ予防啓発事業	健康危機管理課
99	性に関する教育推進事業、性教育の実践調査研究事業	体育保健課
100	私立高等学校等経常費助成費補助	私学振興課
101	望まない妊娠予防対策事業、思春期の性と生を育む事業	子ども未来課
102	働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業・がん検診受診向上対策事業	健康づくり推進課
② 妊娠・出産等に関する支援体制の整備		
103	女性のケア事業	子ども未来課
104	不妊専門相談事業	子ども未来課
105	周産期ママサポート事業	子ども未来課
106	周産期医療関係者の育成研修事業	医療政策課

### 3 さまざまな分野における男女共同参画の推進

番号	事業・取組名	所管課
<b>(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</b>		
①各種審議会等への女性委員の登用推進		
107	審議会等委員への女性の登用推進	男女参画・協働推進課
108	女性人材バンク登録者活用促進事業	男女参画・協働推進課
②管理職等への女性の登用推進		
109	商工団体等における女性の多様な参画促進	商工振興金融課
110	公立学校の校長、教頭、事務長採用	学校人事課
111	公立学校の新任管理職研修	教育センター
112	県職員女性幹部及び女性職員の多様な登用促進	人事課
③女性の新たな分野への進出支援		
113	高等学校進路指導連絡協議会	高校教育課
<b>(2) 就業・雇用分野における男女共同参画の実現</b>		
①男女の均等な機会と待遇の確保対策		
114	男女共同参画アドバイザー派遣事業	男女参画・協働推進課
115	男女共同参画推進事業者表彰	男女参画・協働推進課
116	女性の就労総合支援事業(女性労働問題講習会等)	労働雇用創生課
117	情報ライブラリーによる情報の収集・提供	男女共同参画センター
118	人権教育・啓発総合推進事業(啓発・ビデオ等の貸し出し)	人権同和政策課
119	県職員のセクシュアル・ハラスメントへの対応	人事課
120	校内セクシュアル・ハラスメント防止の啓発	学校人事課
121	警察職員のセクシュアル・ハラスメント防止教養	警察本部警務課
②女性の職業能力開発と能力發揮のための支援		
122	はたらく女性のキャリアアップ研修	労働雇用創生課
123	男女共同参画アドバイザー派遣事業	男女参画・協働推進課
124	男女共同参画推進事業者表彰	男女参画・協働推進課
125	ひとり親家庭等応援事業	子ども家庭福祉課
126	女性のチャレンジ応援事業	男女共同参画センター
<b>(3) 農山漁村における男女共同参画の推進</b>		
①女性の政策・方針決定過程への参画拡大		
127	農業委員会の組織強化	農地・担い手支援課
128	JAの組織強化	団体支援課
129	森林組合の組織強化	団体支援課
130	漁業協同組合の組織強化	団体支援課
②女性の経営者としての参画		
131	新しい漁村を担う人づくり事業(地域漁業の担い手育成)	水産振興課
132	女性農業者等元気づくり事業	農地・担い手支援課
133	林業後継者育成対策事業	林業振興課
134	協同農業普及事業における普及指導協力委員の夫婦連名委嘱の推進	農業技術課
③女性の起業活動等による農山漁村の活性化		
135	女性農業者等元気づくり事業	農地・担い手支援課
136	女性林業担い手事業	林業振興課
137	新しい漁村を担う人づくり事業(地域漁業の担い手育成)	水産振興課
138	ふるさとの食継承・活用推進事業	むらづくり課
<b>(4) 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進</b>		
①地域づくりにおける女性の政策・方針決定過程への参画拡大		
139	男女共同参画実践支援事業(講座の実施)	男女参画・協働推進課
②地域づくり等におけるリーダーの養成		
140	地域づくり団体活動推進事業	地域振興課
141	男女共同参画社会づくり地域リーダー育成事業	男女共同参画センター
142	男女共同参画推進員設置	男女共同参画センター
③防災・環境・観光分野における男女共同参画の推進		
143	女性消防団員の育成及び活性化	消防保安課
144	犯罪の起きにくい安全安心まちづくり推進事業	くらしの安全推進課

### 4 仕事と生活の調和が図れる環境づくり

番号	事業・取組名	所管課
<b>(1) 仕事と家庭・地域生活の両立支援</b>		
①ワーク・ライフ・バランスに対する理解の促進		
145	男女共同参画アドバイザー派遣事業	男女参画・協働推進課
146	男女共同参画推進事業者表彰	男女参画・協働推進課
147	育児・介護休業制度の有無を工事入札参加者資格審査における格付基準の評定項目に設定	監理課
148	育児・介護休業制度の有無を物品購入・業務委託入札参加資格審査における格付基準の評定項目に設定	管理調達課
149	仕事と家庭両立支援等アドバイザー派遣事業	労働雇用創生課
②特定事業主行動計画の推進		
150	特定事業主行動計画の推進	人事課 警察本部警務課 教育政策課
151	ワーク・ライフ・バランス推進事業	労働雇用創生課
152	情報ライブラリーによる情報の収集・提供	男女共同参画センター

②継続して働ける就業条件整備及び子育て・介護支援策の充実		
153	特定事業主行動計画の推進	人事課 警察本部警務課 教育政策課
154	みんなで子育て推進事業	子ども未来課
155	市町村にかかる保育所運営費の負担金及び保育所等緊急整備事業	子ども未来課
156	特別保育総合推進事業、病児・病後児保育総合推進事業	子ども未来課
157	私立幼稚園子育て支援事業	私学振興課
158	病院内保育所運営事業費補助金	医療政策課
159	地域生活支援事業(日中一時支援事業)	障がい者支援課
160	地域療育センター事業	障がい者支援課
161	地域支援事業交付金交付事業	認知症対策・地域ケア推進課
162	介護予防推進重点対策事業	認知症対策・地域ケア推進課
163	老人福祉施設整備等事業及び介護基盤緊急整備等事業	高齢者支援課
164	高齢者住宅改造助成事業(市町村実施事業)	認知症対策・地域ケア推進課
165	女性医師キャリア支援事業	医療政策課
166	ひとり親家庭等応援事業	子ども家庭福祉課
③家事・育児・介護や地域活動への男性の参画推進		
167	特定事業主行動計画の推進	人事課 警察本部警務課 教育庁教育政策課
168	男女共同参画アドバイザー派遣事業	男女参画・協働推進課
169	男女共同参画推進事業者表彰	男女参画・協働推進課
170	みんなで子育て推進事業	子ども未来課
171	育児・介護休業制度の有無を工事入札参加者資格審査における格付基準の評定項目に設定	監理課
172	育児・介護休業制度の有無を物品購入・業務委託入札参加資格審査における格付基準の評定項目に設定	管理調達課
173	ワーク・ライフ・バランス推進事業	労働雇用創生課
④女性の再就職支援		
174	男女共同参画推進事業者表彰	男女参画・協働推進課
175	育児・介護休業制度の有無を工事入札参加者資格審査における格付基準の評定項目に設定	監理課
176	育児・介護休業制度の有無を物品購入・業務委託入札参加資格審査における格付基準の評定項目に設定	管理調達課
177	子育て女性のための再就職支援プログラム	労働雇用創生課
178	ひとり親家庭等応援事業	子ども家庭福祉課

## 5 推進体制の充実・連携強化

番号	事業・取組名	所管課
<b>(1)県、市町村の推進体制の強化</b>		
①県における推進体制の強化		
179	男女共同参画社会推進会議の運営	男女参画・協働推進課
180	男女共同参画審議会の運営	男女参画・協働推進課
181	苦情処理制度の運営	男女参画・協働推進課
182	年次報告書の作成	男女参画・協働推進課
②職員・教職員等の意識啓発		
183	男女共同参画に関する職員研修	男女参画・協働推進課
184	職員研修事業	人事課
185	初任者研修	教育政策課 義務教育課
186	県立学校経験者10年経験者研修	教育政策課
187	学校人権教育推進事業	人権同和教育課
188	高等学校進路指導連絡協議会	高校教育課
189	男女共同参画を推進するための校内研修等の実施(教職員対象)	高校教育課 義務教育課
190	人権教育フォーラム	人権同和教育課
③市町村の推進体制の強化		
191	市町村男女共同参画促進事業	男女参画・協働推進課
192	男女共同参画アドバイザー派遣事業	男女参画・協働推進課
<b>(2)県民やNPO等との協働による取組みの推進</b>		
①団体、ボランティア、NPO等との協働の推進		
193	男女共同参画 in パレア	男女共同参画センター
194	県民対話事業	広報課
②男女共同参画推進のリーダー養成		
195	男女共同参画社会づくり地域リーダー育成事業	男女共同参画センター
196	男女共同参画推進員設置	男女共同参画センター
<b>(3)国際的協調の推進</b>		
①国際交流・国際協力の推進		
197	国際相談コーナー事業	国際課
②男女共同参画に関する国際的情報の収集・発信		
198	男女共同参画に関する国際的情報の収集・発信	男女参画・協働推進課 男女共同参画センター

## 第3章

### 市町村・男女共同参画社会をめざす団体・事業所 の取組状況

熊本県の男女共同参画社会づくりを推進するのは、行政のみならず、県民、団体、事業所等の取組です。

第3章では、市町村、男女共同参画社会をめざす団体、事業所の取組状況をまとめています。

- 1 市町村の取組状況 ······ 55
- 2 男女共同参画社会をめざす主な団体 ······ 59
- 3 熊本県男女共同参画推進事業者表彰 ······ 61

## 1 市町村の取組状況

市町村名	条例		計画		推進会議		懇話会等		女性議員比率	審議会等登用率	管理職女性比率
	有無	施行年月日	有無	策定年月	有無	設置年月日	有無	設置年月日			
熊本市	○	H21.4.1	○	H22.3	○	H21.8.1	○	H21.4.1	12.5%(6/48)	24.9%	8.1%
熊本市		1/1(100%)		1/1(100%)		1/1(100%)		1/1(100%)	12.5%(6/48)	24.9%	8.1%
宇土市	○	H16.7.1	○	H23.3	○	H12.5.10	○	H16.8.1	5.6%(1/18)	25.8%	6.4%
宇城市	○	H19.10.1	○	H19.3	○	H18.8.1	○	H20.3.21	4.5%(1/22)	26.1%	9.5%
美里町			○	H24.4	○	H23.12.19	○	H19.10.1	0%(0/12)	10.8%	7.7%
宇城地域		2/3(66.6%)		3/3(100%)		3/3(100%)		3/3(100%)	3.8%(2/52)	23.8%	8.1%
荒尾市	○	H16.4.1	○	H20.3	○	H12.9.1	○	H16.4.1	11.1%(2/18)	23.7%	2.9%
玉名市	○	H17.12.27	○	H20.3	○	H18.8.31	○	H18.2.27	4.2%(1/24)	22.3%	9.4%
玉東町			○	H23.3			○	H22.5.31	0%(0/10)	17.8%	0.0%
南関町			○	H22.11	○	H21.7.1	○	H19.6.1	8.3%(1/12)	18.8%	0.0%
長洲町			○	H18.10	○	H14.10.1	○	H14.10.1	21.4%(3/14)	34.5%	7.1%
和水町			○	H23.3			○	H19.9.5	0%(0/14)	11.1%	6.3%
荒尾・玉名地域		2/6(33.3%)		6/6(100%)		4/6(66.6%)		6/6(100%)	7.6%(7/92)	22.9%	5.9%
山鹿市	○	H18.10.1	○	H19.3	○	H17.12.1	○	H18.10.1	5.0%(1/20)	24.1%	8.2%
鹿本地域		1/1(100%)		1/1(100%)		1/1(100%)		1/1(100%)	5.0%(1/20)	24.1%	8.2%
菊池市	○	H17.3.22	○	H22.3	○	H17.5.25	○	H17.9.1	10.0%(2/20)	20.8%	15.2%
合志市	○	H19.11.1	○	H19.3	○	H18.3.20	○	H18.3.20	15.8%(3/19)	32.0%	13.2%
大津町	○	H27.4.1	○	H18.3	○	H2.5.21	○	H2.5.21	6.7%(1/15)	21.3%	6.1%
菊陽町	○	H28.4.1	○	H21.3	○	H23.12.12	○	H8.3.29	16.7%(3/18)	22.0%	0.0%
菊池地域		4/4(100%)		4/4(100%)		4/4(100%)		4/4(100%)	12.5%(9/72)	23.5%	10.9%
阿蘇市	○	H19.4.1	○	H19.3	○	H17.6.1	○	H19.4.1	5.0%(1/20)	20.6%	12.5%
南小国町	○	H25.12.18	○	H23.7			○	H21.10.1	0%(0/10)	19.1%	10.0%
小国町	○	H27.1.1	○	H25.3	○	H23.9.1	○	H23.9.1	8.3%(1/12)	18.0%	8.3%
産山村			○	H23.3			○	H23.3.24	0%(0/8)	16.7%	20.0%
高森町	○	H22.7.1	○	H23.2	○	H22.7.1	○	H22.7.30	0%(0/9)	10.6%	6.7%
南阿蘇村			○	H20.6	○	H21.4.1	○	H18.3.15	0%(0/14)	13.5%	21.4%
西原村			○	H23.3	○	H22.8.30			0%(0/10)	19.0%	9.1%
阿蘇地域		4/7(57.1%)		7/7(100%)		5/7(71.4%)		6/7(85.7%)	2.4%(2/83)	17.8%	13.9%
御船町			○	H23.3	○	H22.7.1	○	H22.3.1	7.1%(1/14)	14.0%	6.7%
嘉島町			○	H22.12	○	H18.8.1	○	H18.11.1	0%(0/11)	16.5%	0.0%
益城町			○	H21.3	○	H8.2.20	○	H8.2.20	5.6%(1/18)	23.8%	9.5%
甲佐町			○	H23.3	○	H21.4.15	○	H21.7.15	0%(0/12)	10.3%	5.0%
山都町			○	H23.3			○	H19.3.2	7.1%(1/14)	16.3%	5.3%
上益城地域		0/5(0%)		5/5(100%)		4/5(80.0%)		5/5(100%)	4.3%(3/69)	15.8%	5.6%

市町村名	条例		計画		推進会議		懇話会等		女性議員比率	審議会等登用率	管理職女性比率
	有無	施行年月日	有無	策定年月	有無	設置年月日	有無	設置年月日			
八代市	○	H17.8.1	○	H21.3	○	H17.8.1	○	H17.8.1	9.4%(3/32)	32.0%	4.5%
氷川町			○	H23.3	○	H20.4.1	○	H17.10.1	0%(0/12)	28.9%	23.1%
八代地域	1/2(50.0%)		2/2(100%)		2/2(100%)		2/2(100%)		6.8%(3/44)	31.5%	6.4%
水俣市	○	H17.11.1	○	H22.3	○	H13.8.1	○	H17.11.1	12.5%(2/16)	21.9%	3.3%
芦北町			○	H21.3			○	H19.2.19	6.3%(1/16)	15.9%	0.0%
津奈木町			○	H22.3	○	H21.5.22	○	H21.8.10	20%(2/10)	10.3%	11.1%
水俣・芦北地域	1/3(33.3%)		3/3(100%)		2/3(66.6%)		3/3(100%)		11.9%(5/42)	17.3%	3.5%
人吉市	○	H22.6.25	○	H16.3	○	H16.5.6	○	H22.6.25	11.1%(2/18)	23.6%	10.9%
錦町			○	H21.10	○	H20.10.28	○	H21.2.23	8.3%(1/12)	9.1%	18.2%
多良木町			○	H23.3	○	H19.8.7	○	H20.6.25	16.7%(2/12)	22.4%	30.8%
湯前町			○	H25.3			○	H19.9.26	0%(0/10)	17.4%	0.0%
水上村			○	H24.3					0%(0/10)	21.0%	0.0%
相良村			○	H24.2			○	H19.9.1	22.2%(2/9)	15.0%	28.6%
五木村			○	H25.3					10.0%(1/10)	18.7%	11.1%
山江村	○	H23.4.1	○	H23.3	○	H21.3.24	○	H22.7.1	0%(0/10)	22.4%	0.0%
球磨村			○	H25.3	○	H23.10.1	○	H20.2.1	0%(0/10)	9.2%	30.0%
あさぎり町			○	H23.6	○	H21.11.5	○	H18.4.1	18.8%(3/16)	12.7%	6.7%
球磨地域	2/10(20.0%)		10/10(100%)		6/10(60.0%)		8/10(80.0%)		9.4%(11/117)	17.2%	13.6%
上天草市	○	H20.10.1	○	H20.3	○	H18.4.1	○	H18.4.1	12.5%(2/16)	22.9%	8.6%
天草市	○	H19.1.1	○	H18.5	○	H18.7.24	○	H19.1.1	0%(0/25)	25.0%	23.3%
苓北町			○	H23.3	○	H22.12.20	○	H22.12.20	8.3%(1/12)	12.2%	0.0%
天草地域	2/3(66.6%)		3/3(100%)		3/3(100%)		3/3(100%)		5.7%(3/53)	22.2%	19.3%
合 計	20/45(44.4%)		45/45(100%)		35/45(77.8%)		42/45(93.3%)		7.5%(52/692)	21.3%	9.9%

#### 熊本県男女参画・協働推進課調べ

(注1) 「条例」、「計画」「推進会議」「懇話会等」は、平成28年4月1日現在の数値

(注2) 「女性議員比率」は平成28年5月1日現在の数値

(注3) 「審議会等登用率」は、平成28年3月31日現在の数値

「審議会等」とは地方自治法第202条の3に基づく審議会（広域は、当該審議会の事務局が所在する市町村に含めている）

(注4) 「管理職女性比率」は、平成28年4月1日現在の数値

市町村男女共同参画行政担当部署一覧（H28.4.1現在）

市町村名	担当課(室)名	郵便番号	住所	電話	FAX
熊本市	男女共同参画課	860-8601	熊本市中央区手取本町1-1	096-328-2262	096-351-2030
八代市	人権政策課 男女共同参画推進室	869-4703	八代市千丁町新牟田1502-1	0965-30-1701	0965-46-1950
人吉市	自治振興課 男女共同参画推進室	868-8601	人吉市麓町16	0966-22-2111	0966-24-7869
荒尾市	総務課 男女共同参画推進室	864-8686	荒尾市宮内出目390	0968-63-1139	0968-62-3270
水俣市	総務課	867-8555	水俣市陣内1-1-1	0966-61-1603	0966-62-0611
玉名市	人権啓発課	865-8501	玉名市岩崎163	0968-75-1119	0968-75-1166
天草市	男女共同参画課	863-0033	天草市東町13-1	0969-23-8200	0969-23-3055
山鹿市	人権政策課 男女共同参画推進室	861-0592	山鹿市山鹿978	0968-43-1199	0968-44-0373
菊池市	男女共同参画推進課	861-1392	菊池市隈府888	0968-25-7210	0968-25-2929
宇土市	まちづくり推進課	869-0492	宇土市浦田町51	0964-22-1111	0964-22-2903
上天草市	総務課	869-3602	上天草市大矢野町上1514	0964-26-5526	0964-56-4972
宇城市	人権啓発課	869-0592	宇城市松橋町大野85	0964-32-1708	0964-32-0110
阿蘇市	人権啓発課	869-2612	阿蘇市一の宮町宮地504-1	0967-22-3206	0967-22-5205
合志市	総務課	861-1195	合志市竹迫2140	096-248-1111	096-248-1196
下益城郡					
美里町	総務課	861-4492	美里町馬場1100	0964-46-2111	0964-46-3510
玉名郡					
玉東町	総務課	869-0303	玉東町木葉759	0968-85-3111	0968-85-3116
和水町	総務課	865-0192	和水町江田3886	0968-86-5720	0968-86-4215
南閑町	総務課	861-0898	南閑町閑町1316	0968-57-8500	0968-53-2351
長洲町	総務課	869-0198	長洲町長洲2766	0968-78-3113	0968-78-1092
菊池郡					
大津町	人権推進課	869-1292	大津町大津1233	096-293-3122	096-293-0474
菊陽町	総務課	869-1192	菊陽町久保田2800	096-232-5536	096-232-5595
阿蘇郡					
南小国町	福祉課	869-2492	南小国町赤馬場143	0967-42-1113	0967-42-1122
小国町	住民課	869-2501	小国町宮原1765-1	0967-46-5720	0967-46-5721
産山村	住民課	869-2703	産山村山鹿488-3	0967-25-2212	0967-25-2864
高森町	住民福祉課	869-1602	高森町高森2168	0967-62-1111	0967-62-1174
南阿蘇村	人権対策課	869-1411	南阿蘇村河陰145-3	0967-62-9182	0967-62-8228
西原村	教育委員会	861-2402	西原村小森3259	096-279-4424	096-279-3506
上益城郡					
御船町	福祉課	861-3296	御船町御船995-1	096-282-1342	096-282-2803
嘉島町	企画情報課	861-3192	嘉島町上島530	096-237-2641	096-237-2359
益城町	男女共同参画センター	861-2241	益城町宮園720-2	096-286-6665	096-286-6927
甲佐町	総務課	861-4696	甲佐町豊内719-4	096-234-1140	096-234-3964
山都町	健康福祉課	861-3592	山都町浜町6	0967-72-1229	0967-72-1066

市町村名	担当課(室)名	郵便番号	住所	電話	FAX
八代郡					
氷川町	町民環境課	869-4814	氷川町島地642	0965-52-5851	0965-52-3939
葦北郡					
芦北町	総務課	869-5498	芦北町芦北2015	0966-82-2511	0966-82-2893
津奈木町	総務課	869-5692	津奈木町小津奈木2123	0966-78-3111	0966-78-3116
球磨郡					
錦町	総務課	868-0392	錦町一武1587	0966-38-1111	0966-38-1575
あさぎり町	総務課	868-0408	あさぎり町免田東1199	0966-45-1111	0966-45-3667
多良木町	企画観光課	868-0595	多良木町多良木1648	0966-42-1257	0966-42-2293
湯前町	保健福祉課	868-0621	湯前町1989-1	0966-43-4112	0966-43-4134
水上村	保健福祉課	868-0795	水上村岩野90	0966-44-0313	0966-44-0662
相良村	総務課	868-8501	相良村深水2500-1	0966-35-0211	0966-35-0011
五木村	総務課	868-0201	五木村甲2672-7	0966-37-2211	0966-37-2215
山江村	健康福祉課	868-8502	山江村山田甲1356-1	0966-23-3978	0966-24-5669
球磨村	総務課	869-6401	球磨村渡丙1730	0966-32-1111	0966-32-1230
天草郡					
芦北町	総務課	863-2503	芦北町志岐660	0969-35-1111	0969-35-2454

### 県担当部署一覧

	担当部署名	郵便番号	住所	電話	FAX
県庁	男女参画・協働推進課	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1	096-333-2287	096-387-3940
くまもと県民交流館	男女共同参画センター	860-8554	熊本市中央区手取本町8-9	096-355-1187	096-355-4317
地域振興局					
宇城	総務振興課	869-0532	宇城市松橋町久具400-1	0964-32-2051	0964-33-4335
上益城	総務振興課	861-3206	上益城郡御船町辺田見396-1	096-282-3044	096-282-2050
県北広域本部(菊池)	振興課	861-1331	菊池市隈府1272-10	0968-25-4121	0968-25-0396
玉名	総務振興課	865-0016	玉名市岩崎1004-1	0968-74-2112	0968-74-2116
鹿本	総務振興課	861-0594	山鹿市山鹿1026-3	0968-44-2131	0968-44-0929
阿蘇	総務振興課	869-2612	阿蘇市一の宮町宮地2402	0967-22-3903	0967-22-4103
県南広域本部(八代)	総務課	866-8555	八代市西片町1660	0965-33-3128	0965-33-3174
芦北	総務振興課	869-5461	葦北郡芦北町芦北2670	0966-82-2522	0968-82-3596
球磨	総務振興課	868-8503	人吉市西間下町86-1	0966-24-4112	0966-24-5761
天草	総務振興課	863-0013	天草市今金新町3530	0969-22-4213	0969-24-2022

## 2 男女共同参画社会をめざす主な団体

県内で、男女共同参画社会の実現をめざし、69団体が女性問題、保健・医療・福祉、農業、教育・学習等の幅広い分野で、活動を行っている主な団体。

(平成28年3月末現在)

	団体の名称	活動分野	電話	FAX
1	天草市男女共同参画推進ネットワーク つんのでネット～風～	男女共同参画の推進全般	080-8350-3991	0969-23-3055 (ほほらす)
2	雨やどりの会(熊本「非行」と向き合う親たちの会)	教育(子育て)	096-366-7626	096-366-7546
3	あらお凜の会	男女共同参画の推進全般／保健／高齢者／くらし・環境	0968-69-3410	0968-62-2021
4	133の会	男女共同参画の推進全般	096-382-3684	096-382-3684
5	With Amakusa	男女共同参画の推進全般／教育(子ども・子育て)	0969-22-2160	
6	NPO法人 ウィメンズ・カウンセリングルーム熊本	男女共同参画の推進全般／女性の人権・DV防止	096-381-8831	096-381-8831
7	菊陽町男女共同参画 さんさんの会	男女共同参画の推進全般	096-232-5536	096-232-5595
8	キャリア・アップくまもと	男女共同参画の推進全般	096-333-2338	096-381-6970
9	キャリアウェーブ Career Wave	男女共同参画の推進全般／高齢者／国際協力／職能(コミュニケーションスキル能力開発向上講座・海外で(或は外国人と共に)働くための講座・異文化理解・多文化共生講座)／その他(クオータ制学習)	096-343-6722	096-343-6722
10	公益社団法人 熊本県栄養士会	保健・医療・福祉	096-368-3526	096-368-4619
11	公益社団法人 熊本県看護協会	保健・医療・福祉	096-369-3203	096-369-3204
12	熊本県教職員組合	男女共同参画の推進全般／教育(子ども・子育て)／障がい者	096-372-1500	096-372-1527
13	公益社団法人 熊本県建築士会	まちづくり	096-383-3200	096-383-1543
14	公益社団法人 熊本県歯科衛生士会	保健・医療・福祉／高齢者・障がい者	096-360-3415	096-360-3415
15	熊本県女性薬剤師会	男女共同参画の推進全般／女性の人権・DV防止／保健・医療・福祉／子育て／高齢者／環境／雇用／職能(薬剤師)	096-369-4209	096-369-4209
16	熊本県生活研究グループ連絡協議会	男女共同参画の推進全般／その他(農村の活性化)	096-333-2382	096-382-6934
17	熊本県男女共同参画活動交流協議会	男女共同参画の推進全般／女性の人権	096-382-3684	096-382-3684
18	熊本県地域婦人会連絡協議会	女性の人権・DV防止／保健・福祉／教育(子ども・子育て)／高齢者／くらし・まちづくり・環境／国際協力・国際交流／文化・芸術	096-352-4937	096-322-8174
19	熊本県中小企業同友会女性経営者部会「くまもとレイユ」	男女共同参画の推進全般	096-379-8101	096-379-9102
20	熊本県つばさの会	男女共同参画の推進全般	096-274-6718	096-274-6718
21	熊本県弁護士会 両性の平等に関する委員会	男女共同参画の推進全般／女性の人権・DV防止／その他(法律)		—
22	熊本県保険医協会・熊本女性医師の会(JOYJOYの会)	保健・医療・福祉	096-385-3330	096-385-6448
23	社会福祉法人 熊本県母子寡婦福祉連合会	女性の人権・DV防止／福祉／教育(子ども・子育て)／高齢者／雇用	096-324-2136	096-359-8022
24	熊本県ユニセフ協会	女性の人権／保健・医療・福祉／教育(子ども・子育て)／国際協力・国際交流	096-326-2154	096-356-4837
25	くまもと高齢社会をよくする女性の会	高齢者	096-381-0327	096-381-0327
26	くまもと子どもの人権テーブル	男女共同参画の推進全般／福祉／教育(子ども・子育て)	080-1709-5499	096-300-3131
27	特定非営利活動法人 熊本子どもの本の研究会	教育／文化・芸術	096-382-5090	096-382-5090
28	熊本北区植木町女性団体連絡協議会	男女共同参画の推進全般／女性の人権・DV防止／保健・医療・福祉／教育(子ども・子育て)／高齢者／くらし・まちづくり・環境		
29	熊本市女性リーダー協議会	男女共同参画の推進全般／女性の人権	096-382-3684	096-382-3684
30	熊本商工会議所 女性会		096-354-6688	096-326-8343
31	くまもと・バックアップ女性の会	男女共同参画の推進全般／女性の人権	096-385-6933	096-385-6933
32	熊本婦人ボランティアの会	男女共同参画の推進全般／女性の人権／福祉／教育／高齢者・障がい者／まちづくり	096-355-5741	096-355-5741
33	熊本りぶるの会	福祉	096-384-6666	096-384-6669
34	熊本YWCA	男女共同参画の推進全般／女性の人権・DV防止／教育／高齢者・障がい者／まちづくり・環境／国際協力・国際交流	096-346-3419	096-346-3419
35	NPO法人 くらしコンシェルジュ	男女共同参画の推進全般／保健・福祉／高齢者・障がい者／くらし・まちづくり・環境／産業・労働・雇用	096-213-1761	096-213-1760
36	合志市女性連絡協議会 まちねっと“セラヴィ”	男女共同参画の推進全般／女性の人権／教育／まちづくり・環境	096-247-3099	

37	国際ソロブチミスト熊本	女性の人権・DV防止／教育(子ども・子育て)	096-311-5070	
38	国際ソロブチミスト熊本ーさくら	女性の人権・DV防止／福祉／国際協力	090-4359-9379	
39	国際ソロブチミスト熊本ーすみれ	男女共同参画の推進全般／女性の人権・DV防止／国際協力・国際交流	096-351-8030	096-351-8030
40	国際ソロブチミスト熊本ーわかば	男女共同参画の推進全般／女性の人権・DV防止／教育／障がい者／環境／国際協力・国際交流／文化・芸術・スポーツ		
41	NPO法人 こころのサポートセンター・ウィズ	男女共同参画の推進全般／女性の人権・DV防止／教育(子ども・子育て)	096-234-7505	096-234-7505
42	コスマス会	男女共同参画の推進全般		
43	NPO法人 子育て応援 おおきな木	男女共同参画の推進全般／保健・医療・福祉／教育(子ども・子育て)／まちづくり	096-288-8716	096-288-8716
44	NPO法人 子育て応援団 みるくらぶ	男女共同参画の推進全般／福祉／教育(子ども・子育て)／文化	090-7382-8688	
45	NPO法人 子育てネットワークわ・わ・わ(話・和・輪)	男女共同参画の推進全般／福祉／教育(子ども・子育て)／まちづくり／文化	090-5473-5412	0969-22-4009
46	コムスター—外国人と共に生きる会	女性の人権・DV防止／国際協力・国際交流／その他(在住外国人の人権・生活相談や支援)	096-383-4136	096-285-3410
47	JA熊本県女性組織協議会	男女共同参画の推進全般／女性の人権／子育て／高齢者／くらし・環境／文化	096-328-1026	096-328-1031
48	生涯学習活動567の会	男女共同参画の推進全般／女性の人権	096-382-3684	096-382-3684
49	女性グループネット千丁	男女共同参画の推進全般		
50	女性ネットワークやまが	男女共同参画の推進全般	0968-43-1199	0968-44-0373
51	女性の自立と起業支援スタンドアップ	男女共同参画の推進全般／女性の人権・DV防止／教育(子ども・子育て)／産業・労働・雇用／国際交流	096-368-8176	096-368-8176
52	女性のための相談室☆wimin	男女共同参画の推進全般／女性の人権・DV防止／教育(子ども・子育て)	0965-46-2185	0965-46-2185
53	千丁ウィンズネットワーク	男女共同参画の推進全般／女性の人権・DV防止	0965-46-2185	0965-46-2185
54	男女共生社会を実現するくまもとネットワーク	男女共同参画の推進全般		
55	男女共同参画つなぐ30の会	男女共同参画の推進全般	096-237-1347	096-237-1347
56	男女共同参画の会“みらい”	男女共同参画の推進全般／女性の人権／福祉／高齢者／まちづくり／環境／国際交流	096-273-1165	096-273-1165
57	NPO法人 チェンジライフ熊本	男女共同参画の推進全般／女性の人権／福祉／教育(子ども・子育て)／高齢者／まちづくり	096-366-2052	096-366-2052
58	デートDV防止プログラム・チームさくらんぼ	女性の人権・DV防止	096-337-3722	096-337-3722
59	登校拒否・不登校に学ぶフレンズネットワークくまもと	教育(子ども・子育て)	096-345-8847	096-346-9480
60	どんぐりころの会	男女共同参画の推進全般／女性の人権／福祉／教育／障がい者／くらし・まちづくり・環境	0968-74-1860	0968-74-1860
61	”人間と性”教育研究協議会 熊本サークル	男女共同参画の推進全般／女性の人権・DV防止／保健・医療・福祉／教育(子ども・子育て)／高齢者・障がい者	096-369-8752	096-369-8752
62	認定NPO法人 はっぴいはっぴい	男女共同参画の推進全般／保健・医療・福祉／教育／高齢者・障がい者／まちづくり／その他(婚活支援)	080-2745-7788	
63	びーらぶヒゴタイ	男女共同参画の推進全般／女性の人権・DV防止／教育(子ども・子育て)	070-5816-8538	096-234-7505
64	特定非営利活動法人 ひと・学び支援センター熊本	福祉／教育(子ども・子育て)／高齢者・障がい者／くらし・まちづくり	096-245-7765	096-245-7981
65	ぷらすONE	男女共同参画の推進全般	096-273-6491	096-273-6495
66	ほつぶ・すてつぶ・CAPくまもと	福祉／教育(子ども・子育て)	096-337-3722	096-337-3722
67	益城町商工会 女性部	くらし・まちづくり・環境	096-286-2551	096-286-2549
68	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク	男女共同参画の推進全般	0965-30-1701	0965-46-1950
69	特定非営利活動法人 ワークショップ「いふ」	男女共同参画の推進全般／保健・医療・福祉／教育(子ども・子育て)／まちづくり・環境	096-384-6939	096-383-7262

### 3 熊本県男女共同参画推進事業者表彰

県では、職場における男女共同参画を実現するため、男女がともに働きやすい職場づくりに積極的に取組んでいる事業者（企業又は団体）を表彰し、その取組を広く周知することで他の事業者への波及を図る「男女共同参画推進事業者表彰」を平成14年度から実施している。

平成27年度の受賞者は、次の9事業者である。

#### ○ 株式会社 くまもと健康支援研究所（熊本市東区石原1-11-11 保健衛生）

ライフスタイルにあわせた働き方への柔軟な対応と、当社独自のキャリアバックシステム（※1）によりいつでも職場復帰できる制度がある。また、キャリアアップシステムや社員教育体制を確立し、男女ともに性別に関わりなく、意欲ある社員は活躍することができる環境整備などを行っている。

※1）それぞれのライフスタイルに合わせて結婚・出産・介護・育児で一時離職やパートタイムへの切り替えをしても、状況に合わせて職場復帰できるよう支援するシステム

#### ○ 株式会社 肥後銀行（熊本中央区練浜町1番地 銀行業）

平成27年4月1日に人事部内に「女性活躍推進室」を設置し、従来にも増して、急速に女性の活躍を推進しており、仕事と育児の両立面では事業所内保育施設「ひごっ子の森保育園」の開園、育休復帰までの支援体制整備、仕事と育児・介護の両立支援ガイドの作成等、キャリア支援面では、女性役職者の積極登用、従来女性が少なかった融資渉外部門等への積極的な配置など様々な取組を行い、女性が活躍できる環境整備を進めている。

#### ○ イオン九州株式会社 イオン八代店（八代市沖町六番割3987-3 各種商品小売業）

個人のライフステージに合わせて多種多様な選択を可能にするため、育児・介護休業は法律に定める範囲以上の制度を有し、仕事と家庭の両立支援を行っている。また、正社員、ホームタウン社員、コミュニティー社員といった雇用形態は男女を問わず、個人の意欲と能力に応じた給与査定、昇級等の全てが資格ベースで行う雇用や管理職への登用、さらには、女性を中心とした業務改善活動「マイストア委員会」を積極的に実施している。

#### ○ 医療法人 幸翔会瀬戸病院（上益城郡山都北中島2806番地 医療業）

雇用の機会均等と仕事と家庭の両立を支援するため院内保育所を設置し、就業規則外であっても、従業員からの要望で柔軟に対応する体制が整備されている。また、女性の医師や臨床工学技士、理学療法士を配置するなど多様な職種に女性の積極的な配置を行い、女性従業員の割合と女性管理職の割合にもバランスのとれた配置を行っている。

#### ○ 一般財団法人 杏仁会 江南病院（熊本中央区渡鹿5丁目1-37 医療業）

ワーク・ライフ・バランスの取組を進めるため、ノー残業デーの実施や、勤務シフトと組み合わせた年次有給休暇の積極的な取得の推進、また、カンガルーサークルを立ち上げ、保育所の情報提供や育児相談、先輩との意見交換、栄養士による離乳食の作り方教室などの実施により、職場復帰支援が充実している。なお、ワーク・ライフ・バランス推進の取組を評価され日本看護協会より表彰されている。

#### ○ 平井精密工業株式会社 熊本事業所（荒尾市宮内字下山下902 電気機械器具製造業）

女性が少ない業種であるが、性別による固定的な配置は行っておらず、CAD入力業務や製造部門に女性を積極的に配置している。また、産業支援財団の「ひのくに道場」へ女性社員を派遣するなど、生産現場での女性の活躍を推進している。

○ 医療法人社団 坂梨会 阿蘇温泉病院（阿蘇市内牧1153-1 医療業）

事業所内託児所を設置し、小学校在学中も放課後預けることができるなど、仕事と家庭の両立支援に対する意識が高い。また、男性の育児休暇取得を積極的に進めるための「男性の育児参加サポート宣言」を実施。さらに、女性の勤続年数が全国平均と比較して長く、女性管理職の割合も高くなっている。

○ 株式会社 えがお（熊本市東区東町4-10-1 無店舗小売業）

働きながら子育てをする従業員への支援制度を充実させるため、事業所内保育所を設置するなど、ライフケイントに応じた働きやすい職場環境を整備している。また、女性の積極雇用や役職登用などをポジティブアクション宣言としてHPに掲げ、キャリアアップ支援等を積極的に実施している。

○ 医療法人 相生会 にしくまもと病院（熊本市南区富合町古閑1012番地 医療業）

ワーク・ライフ・バランス推進委員会を設置し、残業の実態調査や現場職員のヒアリング、看護職員へのアンケートの実施により、現状把握を行い、課題を見つけ、その対策として、院内保育所の設置や、誕生日の特別休暇及びノー残業デーの設定、また年次有給休暇の見える化により取得促進を行い、積極的にワーク・ライフ・バランスを推進している。なお、このような取組を評価され日本看護協会から表彰されている。

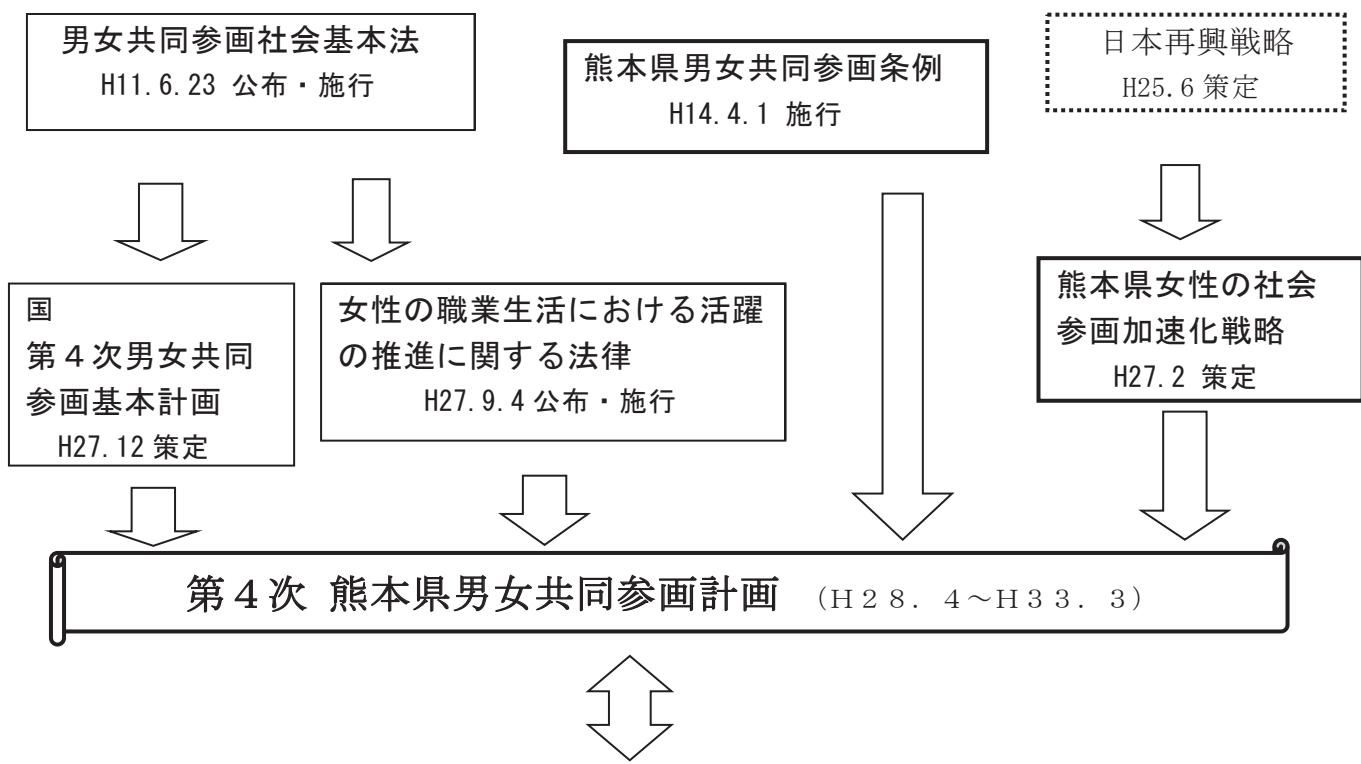
**熊本県男女共同参画推進事業者表彰 受賞事業所一覧**

	事業者名	所在地	受賞年度
1	株式会社イノス	熊本市紺屋今町2-10-3ビル3階	H14
2	株式会社ラ・モード	山鹿市中640-1	
3	社会福祉法人志友会 芦北学園発達医療センター	芦北郡芦北町芦北2813	
4	西日本電信電話株式会社 熊本支店	熊本市桜町3-1	H15
5	株式会社ミヤムラ	上益城郡益城町古閑153-11	
6	富士精工株熊本工場	菊池郡大津町室1613	H16
7	医療法人徳治会 吉永歯科医院	宇城市松橋町浦川内824-8	
8	生活共同組合 水光社	水俣市古賀町1-1-1	H17
9	株式会社セイコウ ダスキン八代	八代市旭中央通り8-3	
10	飯塚電機工業株式会社	熊本市十津川寺1-4-12	
11	シンエイ産業株式会社	阿蘇市一の宮町中通703	H18
12	社会福祉法人鞍岳会 川辺保育園	菊池市旭志川辺出分屋敷84-1	
13	トレジャーオブテクノロジー株式会社	益城町田原2081-17	
14	熊本ワシントンホテルプラザ	熊本市下通2-3-10	H19
15	医療法人高野会 高野病院	熊本市席山4-2-88	
16	医療法人徳治会 松下歯科医院	八代市豊原中町松原419-1	
17	NECセミコンダクターズ九州・山口株式会社 本社・熊本川尻工場	熊本市八幡町1-1-1	H20
18	有限会社園田 ハーブティック園田	水俣市天神町2-4-1	
19	医療法人室原会 菊南病院	熊本市鶴羽田町685	
20	イオン九州株式会社 ジャスコ大津店	菊池郡大津町室137	H21
21	医療法人徳治会 長野歯科医院	合志市野々島4787-20	
22	医療法人 仁誠会	熊本市黒髪6-29-37	
23	医療法人春水会 山鹿中央病院	山鹿市山鹿1000	H22
24	ピュア・サポート グループ	熊本市水前寺4-52-44	
25	社会福祉法人 リデルライトホーム	熊本市黒髪5-23-1	
26	イオン九州株式会社 ジャスコ菊陽店	菊池郡菊陽町津久礼2472	H23
27	オムロン リレーアンドデバイス株式会社	山鹿市杉1110	
28	株式会社イズミ ゆめタウンサンピアン	熊本市上南部2丁目2番2号	
29	イオン九州株式会社 宇城パリュー店	宇城市小川町河江1-1	H24
30	社会福祉法人聖母会 聖母の丘老人ホーム	熊本市南熊本5-1-1	
31	医療法人潤心会 熊本セントラル病院	菊池郡大津町室955	
32	株式会社 アース	玉名市玉名3584	H25
33	医療法人杏林会 鴻江病院	荒尾市増永2620	
34	社会福祉法人 不動会（特別養護老人ホーム 一本松荘など）	山鹿市鹿本町津袋450	
35	株式会社 談	熊本市中央区妙体寺町5-1	H26
36	医療法人 むすびの森（あきた病院）	熊本市南区会富町1120	
37	医療法人 洗心会（荒尾中央病院など）	荒尾市荒尾1997	
38	ルネサスセミコンダクタ九州・山口株式会社 熊本錦工場	球磨郡錦町一武2626番地	H27
39	医療法人社団 愛育会（福田病院）	熊本市中央区新町2丁目2番6号	
40	社会医療法人 黎明会 宇城総合病院	宇城市松橋町久具691番地	
41	特定非営利活動法人 おーさあ	熊本市東区栄町2番15号	H28
42	社会福祉法人 広友会（あさひが丘荘など）	菊池市旭志伊坂449-1	
43	株式会社 お菓子の香梅	熊本市中央区白山1丁目6-31	
44	イオン九州株式会社 イオン熊本店	上益城郡嘉島町大字上島字長池2232	H29
45	医療法人信岡会 菊池中央病院	菊池市隈府494	
46	株式会社 エスケーホーム	山鹿市鍋田178-1	
47	医療法人杏和会 城南病院	熊本市南区城南町舞原無番地	H30
48	社会福祉法人岳寿会 梅香苑・ひめゆり	阿蘇郡高森町大字高森3175	
49	株式会社 日本政策金融公庫 熊本支店・八代支店	熊本市中央区安政町4-22（熊本支店）	
50	株式会社 くまもと健康支援研究所	熊本市東区石原1-11-11	H31
51	株式会社 肥後銀行	熊本市中央区練兵町一番地	
52	イオン九州株式会社 イオン八代店	八代市沖町六番割3987-3	
53	医療法人 幸翔会 濑戸病院	上益城郡山都町北中島2806番地	H32
54	一般財団法人 杏仁会 江南病院	熊本市中央区渡鹿5丁目1-37	
55	平井精密工業株式会社 熊本事業所	荒尾市宮内字下山下902	
56	医療法人社団 坂梨会 阿蘇温泉病院	阿蘇市内牧1153-1	H33
57	株式会社 えがお	熊本市東区東町4-10-1	
58	医療法人 相生会 にしくまもと病院	熊本市南区富合町古閑1012番地	

## 第4次熊本県男女共同参画計画概要

### 1 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条及び熊本県男女共同参画推進条例第15条の規定に基づく、県における男女共同参画社会の形成に関する施策についての基本的な計画であり、国の第4次男女共同参画基本計画及び熊本県女性の社会参画加速化戦略等を踏まえて策定しました。



#### ～ 第4次計画関連の主な計画等 ～

- \* 幸せ実感くまもと4カ年戦略
- \* 熊本県労働・人材育成計画
- \* 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進構想
- \* 熊本県農山漁村男女共同参画推進プラン
- \* 熊本県特定事業主行動計画
- \* 熊本県DV対策基本計画
- \* 熊本県人権教育・啓発基本計画
- \* 熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画
- \* くまもと子ども・子育てプラン
- \* くまもと「夢への架け橋」教育プラン
- \* 熊本県地域福祉支援計画
- \* 熊本県保健医療計画
- \* 熊本県健康増進計画
- \* 熊本県障害者計画 など

### 2 計画期間

平成28年4月から平成33年3月までの5カ年間

### 3 基本目標

『男女がともに自立し支えあう、多様性に富んだ活力ある社会の実現』

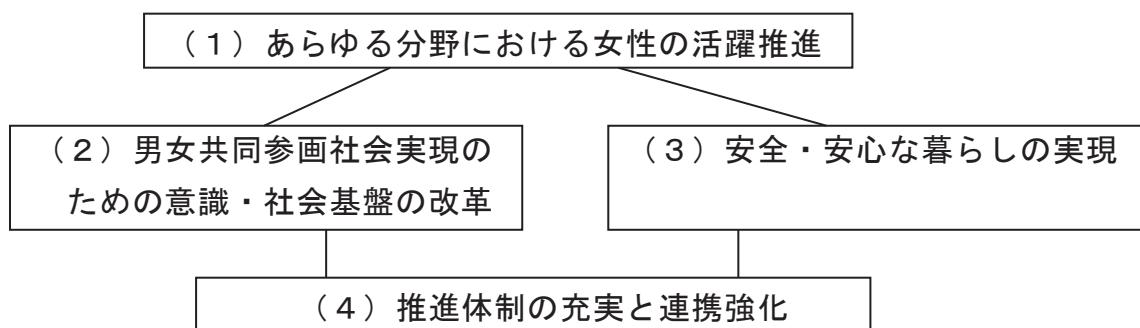
第3次熊本県男女共同参画計画の基本目標である「男女がともに自立し、支え合う社会の実現」及び、本県における男女共同参画のリーディングプロジェクトと位置付け策定した『熊本県女性の社会参画加速化戦略』の方向性「①固定的性別役割分担意識のない社会、②男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合う社会、③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会」を踏まえて、第4次熊本県男女共同参画計画の目標とします。

### 4 重点目標

急激に地域社会が変化する中で、男女がともに自立し支え合う、多様性に富んだ活力ある社会を実現するためには、政治・行政、経済・雇用及び農林水産分野並びに地域での「あらゆる分野における女性の活躍の推進」が重要となります。

そのためには、大きな阻害要因である固定的性別役割分担の解消だけではなく、長時間労働への男女の意識の変革、特に男性中心型労働慣行から脱却し、男性の働き方・暮らし方を抜本的に見直すとともに、子育て環境等の社会基盤も変える必要があります。

一方で、男女が互いに相手を思いやり支えあうためには、県民すべてが安全に安心して暮らせる社会の実現が必要であり、国、県及び市町村が連携するとともに、企業、県民並びに各種団体の組織的な対応が不可欠です。



## 5 第4次熊本県男女共同参画計画体系

【基本目標】 男女がともに自立し支えあう、多様性に富んだ活力ある社会の実現

【重点目標及び主要な施策】

【 重点目標 】	【 施策の基本方向 】	【 主要施策 】
1 あらゆる分野における女性の活躍推進	(1) あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画拡大	① 政治や行政分野における意思決定への女性の参画拡大 ② 企業における役員や管理職等への女性の積極的な登用や人材育成
	(2) 就業や雇用分野における男女共同参画の推進	① 女性の営業、企画、研究・開発等及び生産分野への進出支援 ② 女性の積極的な採用と公平なチャレンジ機会の付与等の促進 ③ 女性の活躍を推進するための一般事業主行動計画の策定支援や自主宣言の推進 ④ 女性の積極的な能力開発、ネットワークづくりの支援
	(3) 農林水産業における男女共同参画の推進	① 農林水産分野における意思決定への女性の参画拡大 ② 経営への女性の主体的参画の推進 ③ 女性の参画による6次産業の展開及び起業化支援
	(4) 地域社会における男女共同参画の推進	① 女性の活動分野の拡大 ② 地域におけるリーダーの育成
	(5) 柔軟で多様な働き方の支援	① 女性の起業支援 ② 多様な働き方による活躍促進
2 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革	(1) 意識改革に向けた広報・啓発の推進	① 固定的性別役割分担意識の解消 ② ワーク・ライフ・バランスの理解と促進 ③ 男女共同参画教育の充実とキャリア教育の推進 ④ メディアにおける男女共同参画の推進
	(2) 社会制度や慣行の見直し	① 長時間労働の見直し
	(3) 男性の働き方改革	② 家庭・地域への積極的参画の推進 ③ 男性の多様な働き方による仕事と家庭の両立支援
	(4) 女性の継続就労支援	① 企業等における妊娠・出産・育児に伴う就業環境整備の推進 ② 企業等が実施する復帰プログラムへの支援 ③ ライフステージに応じた再就職・復職支援
	(5) 子育て支援体制等の充実	① 保育所等における待機児童の解消 ② ニーズに応じた子育て支援の充実 ③ 放課後児童クラブの拡充と質の向上
3 安全・安心な暮らしの実現	(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	① D V被害者に対する支援や、若年層へのデータD Vに関する予防啓発の推進 ② 性暴力被害者及びストーカー等への対応の充実 ③ ハラスメントを許さない社会づくりの推進
	(2) 生涯を通じた女性の健康支援	① ライフステージに応じた健康の包括的な支援 ② 妊娠・出産等に関する健康支援
	(3) 安心して暮らせる環境整備	① 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援 ② 子どもに対する共同参画社会づくりの推進 ③ 高齢者、障がい者、外国人及び性的指向や性同一性障がいを理由として困難を抱える人々が、安心して暮らせる男女共同参画社会づくりの推進
	(4) 女性視点を反映した地域の防災力向上	① 防災分野における女性の参画拡大
4 推進体制の充実・連携強化	(1) 県・市町村の推進体制の強化、国との連携	① 県における推進体制づくり ② 県職員・教職員等の意識啓発 ③ 市町村における推進体制 ④ 国との連携
	(2) 県民、各種団体等との連携	
	(3) 国際的な協調及び貢献	

発行者：熊本県  
所屬：男女参画・協働推進課  
発行年度：平成28年度

再生紙を使用しています